

平成23年12月8日（木曜日）第1号

○議事日程	1頁
○本日の会議に付した事件	3頁
○出席議員	3頁
○欠席議員	4頁
○説明のため出席した者	4頁
○職務のため出席した事務局職員	4頁
○開会宣告	5頁
○開議宣告	5頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	5頁
○日程第 2 会期の決定	5頁
○諸般の報告	5頁
○日程第 3 議案第110号から 日程第43 議案第150号まで	5頁
○休会の件	7頁
○散会宣告	8頁

平成23年12月12日（月曜日）第2号

○議事日程	9頁
○本日の会議に付した事件	9頁
○出席議員	9頁
○欠席議員	9頁
○説明のため出席した者	9頁
○職務のため出席した事務局職員	10頁
○開議宣告	11頁
○日程第 1 一般質問	11頁
19番 福士寛美議員	11頁
18番 阿部春市議員	24頁
20番 加藤 磐 議員	36頁
5番 山田和宗議員	44頁
○散会宣告	50頁

平成23年12月13日（火曜日）第3号

○議事日程	53頁
○本日の会議に付した事件	53頁
○出席議員	53頁
○欠席議員	53頁
○説明のため出席した者	53頁
○職務のため出席した事務局職員	54頁
○開議宣告	55頁
○日程第 1 一般質問	55頁
10番 山口孝夫議員	55頁
13番 秋元洋子議員	65頁
24番 平山秀直議員	74頁
1番 花田進議員	81頁
○散会宣告	92頁

平成23年12月14日（水曜日）第4号

○議事日程	95頁
○本日の会議に付した事件	97頁
○出席議員	97頁
○欠席議員	98頁
○説明のため出席した者	98頁
○職務のため出席した事務局職員	98頁
○開議宣告	99頁
○日程第 1 議案第110号から 日程第41 議案第150号まで	99頁
○休会の件	100頁
○散会宣告	101頁

平成23年12月20日（火曜日）第5号

○議事日程	103頁
○本日の会議に付した事件	105頁
○出席議員	105頁

○欠席議員	106頁
○説明のため出席した者	106頁
○職務のため出席した事務局職員	107頁
○開議宣告	108頁
○日程第 1 議案第114号から	
日程第15 議案第146号まで	108頁
○日程第16 議案第130号から	
日程第27 議案第141号まで	110頁
○日程第28 議案第142号から	
日程第34 議案第149号まで	111頁
○日程第35 議案第118号及び	
日程第36 議案第119号	113頁
○日程第37 議案第110号から	
日程第40 議案第113号まで	114頁
○日程第41 発議第 5号	116頁
○日程第42 発議第 6号	117頁
○市長あいさつ	118頁
○閉会宣告	119頁

署名	121頁
----	------

参考資料

○議決結果表	123頁
○会期及び日程	129頁
○一般質問通告表	131頁
○議案付託区分表	135頁

平成23年五所川原市議会第7回定例会会議録（第1号）

◎議事日程

平成23年12月8日（木）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第110号 平成23年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）
- 第 4 議案第111号 平成23年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第 5 議案第112号 平成23年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第 6 議案第113号 平成23年度五所川原市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第114号 五所川原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 第 8 議案第115号 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第116号 五所川原市津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第117号 五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第118号 五所川原市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第119号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 第13 議案第120号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター栄）
- 第14 議案第121号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター中川）
- 第15 議案第122号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター松島）
- 第16 議案第123号 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティ防災センター）

- 第17 議案第124号 公の施設の指定管理者の指定について（しきしまコミュニティセンター）
- 第18 議案第125号 公の施設の指定管理者の指定について（富士見コミュニティセンター）
- 第19 議案第126号 公の施設の指定管理者の指定について（中央コミュニティセンター）
- 第20 議案第127号 公の施設の指定管理者の指定について（みなとコミュニティセンター）
- 第21 議案第128号 公の施設の指定管理者の指定について（北部コミュニティセンター）
- 第22 議案第129号 公の施設の指定管理者の指定について（松島会館）
- 第23 議案第130号 公の施設の指定管理者の指定について（長橋地区農産物加工センター）
- 第24 議案第131号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市営実取牧野、五所川原市営岩井牧野、五所川原市営古館牧野及び五所川原市営第2長根山牧野）
- 第25 議案第132号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市ふれあい牧場研修棟、五所川原市畜産展示室、五所川原市肉製品加工室及びウインターガーデン）
- 第26 議案第133号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市木材工芸センター）
- 第27 議案第134号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市金木自然休養村管理センター）
- 第28 議案第135号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市市浦歴史民俗資料館、五所川原市市浦地域活性化センター、十三湖中の島ブリッジパーク及び脇元海辺ふれあいゾーン）
- 第29 議案第136号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市特産品加工センター及び五所川原市総合交流促進センター）
- 第30 議案第137号 公の施設の指定管理者の指定について（金木観光物産館）
- 第31 議案第138号 公の施設の指定管理者の指定について（金木交流プラザ）
- 第32 議案第139号 公の施設の指定管理者の指定について（十三湖マリーナ）

- 第33 議案第140号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市太宰治記念館「斜陽館」及び津軽三味線会館）
- 第34 議案第141号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市ふるさと交流圏民センター）
- 第35 議案第142号 公の施設の指定管理者の指定について（し～うらんど海遊館）
- 第36 議案第143号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市地域福祉センター及び五所川原市養護老人ホームくるみ園）
- 第37 議案第144号 公の施設の指定管理者の指定について（金木中央老人福祉センター及び五所川原市金木生活支援ハウス）
- 第38 議案第145号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市市浦生活支援ハウス）
- 第39 議案第146号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第40 議案第147号 公立金木病院組合の解散について
- 第41 議案第148号 公立金木病院組合の解散に伴う財産処分について
- 第42 議案第149号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について
- 第43 議案第150号 人権擁護委員の候補者の推薦について

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（26名）

1番	花田	進	議員	2番	鳴海	初男	議員
3番	山田	善治	議員	4番	工藤	武則	議員
5番	山田	和宗	議員	6番	木村	慶憲	議員
7番	成田	和美	議員	8番	吉岡	良浩	議員
9番	伊藤	永慈	議員	10番	山口	孝夫	議員
11番	木村	博	議員	12番	古川	幸治	議員
13番	秋元	洋子	議員	14番	稲葉	好彦	議員
15番	松野	武司	議員	16番	寺田	武造	議員
17番	桑田	茂	議員	18番	阿部	春市	議員
19番	福士	寛美	議員	20番	加藤	磐	議員

21番 木村清一 議員
23番 磯辺勇司 議員
25番 三瀨春樹 議員

22番 川浪茂浩 議員
24番 平山秀直 議員
26番 葛西収三 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（19名）

市 長	平 山 誠 敏
副 市 長	三 上 裕 行
総 務 部 長	小田桐 宏 之
財 政 部 長	佐 藤 文 治
民 生 部 長	高 橋 勇 公
福 祉 部 長	工 藤 勝
経 済 部 長	島 谷 淳
建 設 部 長	菊 池 司
上下水道部長	葛 西 孝 徳
会 計 管 理 者	関 秀 三
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 長	木 下 巽
教 育 部 長	福 井 定 治
選挙管理委員会 委 員 長	白 川 昭 磨
監 査 委 員	山 本 將 雄
監 査 委 員 長	工 藤 雄 三
農 業 委 員 会 会 長	太 田 昭 市
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小山内 洋 一
総 務 課 長	岩 崎 明 彦

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	岩 川 静 子
次 長	浅 利 寿 夫

午前10時02分 開会

◎開会宣告

○工藤武則議長 おはようございます。ただいまの出席議員26名、定足数に達しております。

これより平成23年五所川原市議会第7回定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○工藤武則議長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○工藤武則議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、21番、木村清一議員、22番、川浪茂浩議員、24番、平山秀直議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○工藤武則議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から20日までの13日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から13日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○工藤武則議長 次に、諸般の報告をいたします。

監査委員より地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月現金出納検査の結果報告がありました。報告書はお手元に配付しておりますので、御了承願います。

◎日程第 3 議案第110号から

日程第43 議案第150号まで

○工藤武則議長 次に、日程第3、議案第110号 平成23年度五所川原市一般会計補正予算(第4号)から日程第43、議案第150号 人権擁護委員の候補者の推薦についてまで

の41件を一括議題といたします。

市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 一登壇一

平成23年五所川原市議会第7回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案の提案理由を御説明いたします。

議案第110号は、平成23年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億1,630万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ330億5,240万9,000円とするものであります。

議案第111号は、平成23年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,079万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ83億5,812万4,000円とするものであります。

議案第112号は、平成23年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,032万4,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ56億9,322万4,000円とするものであります。

議案第113号は、平成23年度五所川原市水道事業会計補正予算（第1号）であります。収益的収入の既決の予算額に49万円を追加し、その合計額を15億3,159万2,000円とし、資本的収入の既決予定額から1億680万円を減額し、その合計額を1億6,320万1,000円とするものであります。

議案第114号は、五所川原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてであります。公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し、必要な事項を定めるため提案するものであります。

議案第115号は、五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。スポーツ基本法の制定に伴い、特別職の名称を改めるため提案するものであります。

議案第116号は、五所川原市津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。津軽鉄道株式会社の経営を支援するため、鉄道の用に供する固定資産に係る固定資産税の課税免除の適用期限を3年間延長するため提案するものであります。

議案第117号は、五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。さくら団地集会所を設置するため提案するものであります。

議案第118号は、五所川原市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。道路法施行令の改正に準じ、道路占用料を改めるため提案するものであります。

議案第119号は、五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてであります。市営住宅の建てかえ事業により、住宅の一部を用途廃止するため提案するものであります。

議案第120号から議案第145号までの26件は、公の施設の指定管理者の指定についてであります。地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第146号は、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組規約の変更についてであります。青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組規約の変更について、関係地方公共団体と協議するため、議会の議決を求めるものであります。

議案第147号は、公立金木病院組合の解散についてであります。地方自治法第288条及び第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第148号は、公立金木病院組合の解散に伴う財産処分についてであります。地方自治法第289条及び第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第149号は、第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請についてであります。地方財政法第33条の5の7第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第150号は、人権擁護委員の候補者の推薦についてであります。人権擁護委員の候補者として、土岐千鶴子氏を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上が本定例会に提案いたしました議案の概要であります。詳細につきましては、議事の過程で本職並びに関係職員が説明いたしますので、全議案とも御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○**工藤武則議長** 議員の皆さん、提案理由説明しているときは聞いてください。

◎休会の件

○**工藤武則議長** 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明9日から11日までの3日間は議案熟考のため休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

よって、3日間は休会することに決しました。

次回は12日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○工藤武則議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時14分 散会

平成23年五所川原市議会第7回定例会会議録（第2号）

◎議事日程

平成23年12月12日（月）午前10時開議

第1 一般質問（4人）

- 19番 福士 寛美 議員
 - 18番 阿部 春市 議員
 - 20番 加藤 磐 議員
 - 5番 山田 和宗 議員
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（26名）

- | | |
|---------------|--------------|
| 1番 花田 進 議員 | 2番 鳴海 初男 議員 |
| 3番 山田 善治 議員 | 4番 工藤 武則 議員 |
| 5番 山田 和宗 議員 | 6番 木村 慶憲 議員 |
| 7番 成田 和美 議員 | 8番 吉岡 良浩 議員 |
| 9番 伊藤 永慈 議員 | 10番 山口 孝夫 議員 |
| 11番 木村 博 議員 | 12番 古川 幸治 議員 |
| 13番 秋元 洋子 議員 | 14番 稲葉 好彦 議員 |
| 15番 松野 武司 議員 | 16番 寺田 武造 議員 |
| 17番 桑田 茂 議員 | 18番 阿部 春市 議員 |
| 19番 福士 寛美 議員 | 20番 加藤 磐 議員 |
| 21番 木村 清一 議員 | 22番 川浪 茂浩 議員 |
| 23番 磯辺 勇司 議員 | 24番 平山 秀直 議員 |
| 25番 三 潟 春樹 議員 | 26番 葛西 収三 議員 |
-

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（24名）

市長 平山 誠 敏

副市長	三上裕行
総務部長	小田桐宏之
財政部長	佐藤文治
民生部長	高橋勇公
福祉部長	工藤勝
経済部長	島谷淳
建設部長	菊池司
上下水道部長	葛西孝徳
会計管理者	関秀三
教育委員長	阿部育也
教育長	木下巽
教育部長	福井定治
選挙管理委員会 委員長	白川昭磨
監査委員	山本將雄
監査委員 局長	工藤雄三
農業委員会 会長	太田昭市
総務課長	岩崎明彦
財政課長	佐藤明馨
健康推進課長	田中馨仁
介護福祉課長	工藤仁
農林水産課長	小山内洋一
公園管理課長	荒関博司
社会教育課長	井沼清英

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	岩川静子
次長	浅利寿夫

◎開議宣告

○工藤武則議長 おはようございます。ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第2号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○工藤武則議長 日程第1、一般質問を行います。

質問は再質問を含め3回までとなっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭に願います。

それでは、19番、福士寛美議員の質問を許可いたします。

○19番 福士寛美議員 一登壇一

おはようございます。第7回定例議会に当たりまして、議長のお許しをいただき、一般質問をいたします。

質問に入る前に、今月の3日、各分野で活躍し、本県発展に尽くした団体、個人に贈呈される第64回東奥賞を受賞されましたNPO法人かなぎ元気倶楽部に祝意と敬意を表します。そして、今後地域のさらなる活性のためにお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、市長の政治姿勢について質問をいたします。まず、TPP交渉参加が当市に及ぼす影響と、その対応方についてお尋ねいたします。TPP問題の発端は、昨年10月菅前首相が所信表明演説で唐突にも参加検討を表明したことに始まりました。それも東日本大震災の発生によって参加是非論が先送りされてきたのでありますが、APEC首脳会議を挟んで特に大きな政治課題として取り上げられ、マスコミ報道も大きくそれを報道してきたところであります。野田首相が11月の記者会見で貿易立国として活力ある発展のためには、アジア、太平洋地域の成長を取り入れていかねばならない。そのため、TPP交渉の参加に向けて関係国と協議に入ると発表されました。昨日の東奥日報新聞では、交渉参加に向けて世論対策を強化すると報道されました。このことは、参加することは必至と考えるべきであろうと思うのであります。御承知のように、FTAは、それぞれの国の重視する産物を関税撤廃の対象から除外するなどの例外規定はありますが、TPPはあらゆる物品の関税の撤廃、食品の安全性や医薬品、金融、流通、サービ

ス等の市場開放、規制緩和が対象とされ、例外なき関税撤廃が基本であります。御承知のように、農村、農家は担い手の高齢化、後継者難など、大きな課題を抱えている状況でありまして、農水省は主要農産物の関税撤廃を行った場合の影響について農産物の生産額が4.1兆円の減少、そしてまた自給率が現在の40%から14%に下がり、多面的機能の損失額が3.7兆円と試算しております。

また、中小企業を考えてみると、TPP参加国企業について、国や地方自治体による政府調達についても電子入札等によって公共事業、物品、サービスの調達に参加できるようになり、中小企業の受注機会の減少や安い労働力の流入は国内の失業率を押し上げ、さらに賃金水準の低下によって消費購買力の落ち込む可能性があり、住民の大多数が中小企業で働いている、特にこの地方では打撃が大きいのではないかと考えられます。一部分を申し上げたところでありますが、そのようなことが考えられることから、TPPに参加した場合、当市、当地域にどのような影響があるのか、特に農林水産業、中小企業等に与える影響、その対応方について質問をいたします。

次に、併設型中高一貫教育の推進と、これまでの取り組みについて質問をいたします。国際化、情報化の進化、変化の著しい現代社会の中で学校教育システムも含めて変革を迫られており、そのような状況の中で生徒の能力適性、興味、関心、進路等の多様化が進んでおり、そういった生徒それぞれの個性を最大限に伸ばさせるための方策として生徒の学習の選択幅の拡大、特色ある学校づくりなど、取り組む必要性がより重要になってきているのが現状であります。そんな中、市長選1期目において中高一貫教育の推進を選挙公約の一つに掲げた市長に敬意と期待をいただいたのであります。

そこで、市長に最初にお尋ねしたいのは、これを掲げた意図、思いを伺いたしたいと思います。

さらに、就任以来、今日まで推進に向けてどのような取り組みをしてきたのか伺います。風邪ぎみでのどが渴いておりますので、ちょっと失礼します。

中高一貫教育の形として、中等教育学校、そして2つ目に併設型の中学校、高等学校、3つ目に連携型の中学校、高等学校の3形態があります。併設型を進めようとした理由もお尋ねいたします。

次に、市街地及び公園、樹木の維持管理についてお尋ねいたします。今年の8月の最下旬のころでしたが、五所川原旧市内の方から市民体育館の裏の大きな桜の木を何本も伐採して、市は何を考えているんだと興奮ぎみで電話があり、現場に行ってみて啞然といたしました。樹齢を刻んだ大きな桜の切り株を見て、何てことをしたんだろうと、そのように思ったところでありまして。そして、その伐採した桜の実情を見るために車でエ

エルム通りを走っていたら、ちょうどそのとき、また赤～いりんごの木の並木道、その赤～いりんごの木を撤去しておりました。本当に何てことをするんだろうと、改めてそう思い、がっかりいたしたところであります。先人たちが思いがあって植えた桜の木であり、片や五所川原で育成された特産品に育てなければならないと市でも力を入れている赤～いりんごの木なのであります。

東日本巨大地震の津波によって陸前高田の松原の約7万本の松の木がなぎ倒されてしまったことは、皆さん方も新聞、テレビ等で御承知のことと思います。その中で、ただ一本だけ残った奇跡の一本松、その姿は人々に復興への希望を与えてくれました。その松も塩害によって枯れ始めているということではありますが、人々はその松の遺伝子を引き継ぐ枝で一本松のその分身で接ぎ木苗をつくり、育てているわけであります。人々に希望を与えてくれた松の木に対する思い入れをそこに感じるわけであります。

市長も御存じかと思いますが、岐阜県指定天然記念物荘川桜であります。1960年、今から約50年前、荘川上流に御母衣ダム建設によって湖底に水没する予定地を視察中、光輪寺庭にあった巨大な桜を見たダム建設事業主、電源開発の高碓総裁がはるか昔からこの地の村人たちを見守ってきたその年老いた桜、この村人たちの思いがある巨大な桜を何としても助けたいと熱望し、樹齢400年以上、樹高20メートル、幹周り6メートルのその大樹を移動距離600メートル、高低差50メートルのダム湖岸へ世界でも前例のない大移動を敢行したのであります。翌春、持ち込んだその桜の木が芽吹き、年々枝を伸ばし、美しい花を咲かせて現在に至っているところであります。活着した当時、感激して桜にすがって泣いた住民もいたといひます。自然の大切さ、物への愛情の尊さを教えられます。

そこで質問です。それぞれの木の伐採した、体育館裏の桜の木、そしてエルム通りの赤～いりんごの並木道の赤～いりんごの木であります。その伐採に至るまでいろいろと議論をしたかと思ひます。伐採に至るまでの経緯もお知らせをいただきたい。共存していく道を探る方法がなかったのかどうかも問いかけ、質問をいたします。

これをもって第1回目の質問にいたします。よろしく市長、関係部長のお答えをいただきたいと思ひます。

○工藤武則議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの福土議員のTPP交渉参加が当市に及ぼす影響と対応方について、お答えいたします。

TPP、環太平洋連携協定は、例外なき関税撤廃を掲げ、全品目についての即時、ま

たは段階的な関税撤廃を原則としております。対象は、労働や環境など、新しい分野を含めた20を超える分野に及びます。貿易自由化により工業製品の輸出拡大や資源調達の安定化などによる国内経済の活性化が期待される一方、農業や食品産業への甚大なダメージが懸念されております。特に関税が課せられている米を含む農産物など、約940品目に及ぶところであり、農林水産省も関税撤廃で日本の農業生産額が年間4兆1,000億円も減ると試算しております。農業が基幹産業である本市では、このような悪影響が懸念される分野へのきちんとした処方せん等、国の対応が遅れば、農家所得の大幅な減少のみならず、農業そのものの崩壊も危惧されているところでもあります。また、市内の中小企業にも影響を及ぼし、雇用の減少になることも十分考えられます。

このことから、東北市長会は、昨年10月18日に日本がTPPへ参加することに対して慎重な対応を求める要望書を国会へ提出したところではありますが、今後も何かしらの行動を起こさなければならぬものと考えております。

以上でございます。

○工藤武則議長 教育長。

○木下 巽教育長 福士議員にお答えいたします。

中高一貫教育とは、併設、連携の高等学校に進学できるシステムをとっている教育のことであり、6年間を見通した計画的かつ継続的な一貫した教育活動を行うことにより、生徒の資質、能力を最大限に伸ばさせ、生徒一人一人の進路希望の実現を目指す教育を行うものであります。青森県の中高一貫教育については、併設型を県立三本木高等学校と県立三本木高等学校附属中学校で実施しており、連携型を田子地域で町立田子中学校と県立田子高等学校が実施しております。これまで実施していた県立大湊高等学校の連携型入学者選抜は、平成24年度県立入学者選抜から廃止になっております。私立学校では、青森山田高等学校、弘前学院聖愛高等学校、青森明の星高等学校、八戸聖ウルスラ学院高等学校の4校が実施しております。

本市において期待される成果としては、中高6年間一貫した学校教育を行うことにより、学校教育の多様化や生徒、保護者の選択肢の拡大などが挙げられます。

一方、懸念される課題としては、第1に中学校受験に拍車がかかることが考えられます。中学受験が激化し、小学校6年時では中学受験を意識した教育が展開されることになりかねないということです。実際には、高校受験が小学校の段階に移るだけということになったり、児童の進学に際し、保護者の関心や選択が優先されることが懸念されます。

第2に、広域募集を行うことで中学校区の生徒数にこれまで以上の差が生ずることで

あります。現在も年々生徒数が減少している中学校区では、併設型中高一貫校による生徒が進学をすることになると、生徒数の減少にさらに拍車がかかることになります。

第3に、中学校間の学力差や格差が生じることが考えられます。すべての学校がひとしく学力の定着、学力を大きなねらいとしていますが、一貫校が選ばれた生徒だけの特別の学校となり、学校間に優劣や序列が生じる可能性があります。

第4に、生徒間の学力や学習意欲に差が出るということが考えられます。文部科学省の報告では、中高一貫校の課題として学習意欲の低下と生徒間の学力差の拡大が課題として挙げられております。この2つは、現在の学校教育が喫緊に取り組むべき事項であり、本市にとっても学校教育の大きな課題となっております。このことから、本市の教育の充実に資することにはならないと判断し、今のところ中高一貫校設置を断念いたしているところでございます。

以上でございます。

○工藤武則議長 教育部長。

○福井定治教育部長 市民体育館裏の桜の木伐採理由についてお答えいたします。

市民体育館の周辺には、桜、ドイツトウヒなど66本の樹木で覆われておりましたけれども、体育館北側市営住宅の駐車場と隣接する敷地境界沿いにあった桜の木7本につきましては、幹の空洞化や老化が著しいことに加え、市営住宅駐車場に枝葉が覆いかぶさり、これまでも幾度か枝折れ、落下が発生しております。専門の業者にも見てもらいましたが、強風による倒木の危険があったということで、駐車場利用者から不安の声があり、やむを得ず伐採処分したものでございます。このことは、12月7日付東奥日報明鏡欄にも御提言がございました。12月9日付夕刊に体育館長名で回答しておりますけれども、あくまで安全を重視したものでございますので、御了解を賜りたいと思っております。

○工藤武則議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 赤～いりんごの撤去に関してお答えいたします。

エルム通りの赤～いりんご、御所川原は赤～いりんごの並木道と同様、市民の方々に愛されてきたところではありますが、維持管理の面、特に交通事情や歩行者保護の面から、薬剤散布を十分に行うことができず、ナシマルカイガラムシやクワコナカイガラムシ等の害虫が木全体にはびこりまして木が衰弱し、枯れ木が発生するなど、街路樹として歯抜け状態となり、景観上の問題が指摘されておりました。

また、樹木の治療は、なかなか難しい状況にありまして、このまま放置しておきますと近隣住民の庭木に移るおそれがあるため、県と協議の上、ヒマラヤシーダー、ツリー

サークルの撤去とあわせ、伐採を余儀なくされたところでございます。

なお、赤～いりんごは、ほかからも非常に注目を浴びているとともに、本市にとっては大変愛着のある木でもありますので、赤～いりんごの並木道においても今後このような状況を招かないように、さらに管理の徹底を図り、再発防止に努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○工藤武則議長 19番、福士寛美議員。

○19番 福士寛美議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

T P Pに関して、東北市長会で市長さんもいろいろ会議に出席されていて、その中で今後何かしらの行動をしていかなければいけないというようなお答えをいただきましたけれども、何かしらと、具体的に何かしらがあったんではないかと思うんですが、もう少し詳しくお聞かせいただきたいなというふうに思うわけでありまして。

T P P参加には、私は農業者でありますんで、大反対の立場ながらも、もし参加というときが来た、その時点になって考えてもこれは遅いわけで、きのうの東奥日報、先ほども申し上げましたけれども、もう世論に対しての対応策を講じなければいけないということが載ってましたし、こういうことは裏返せば、これは国として進めていく方向にあるだろうと私どもは見ておかなければいけない、そういうふうに思っているわけですので、ですからこの地域の農産物やら中小企業の産物やら、これは国外に輸出ということはなかなか難しいことかもしれない。けれども、黙って手をこまねいているのは、これはいかななものかなと思いますし、本市でもこれまでジェットロ、日本貿易振興機構に対して数十万円の補助金、負担金ですか、を予算化してまいったわけでありまして、今すぐに輸出という方向、そういう物産は生まれてこないかもしれませんが、ジェットロに関しては中小企業等の国際ビジネスの展開、支援と、そしてまたビジネスに役立つ各種海外情報の収集、提供という業務を前面に打ち出しながら活動している組織でありますんで、どうかひとつジェットロとの関係をうまく保ちながらいろいろ情報を提供してもらおうと。これまで特別本市に対してジェットロからのメリットはなかったかもしれませんが、大いに活用しなければいけない時期に来ているんじゃないかというふうに思いますので、有効活用をひとつお願いしたいと思います。

そして、ただ輸出や海外市場に強く依存すると、2008年の経済危機のような大打撃を受けることだって、また考えられるわけでありまして、かつての高度経済成長もですね、輸出だけでなくて勤労者の消費購買力の増によることが大きかったわけでありまして。ですから、内需の拡大によってもたらされた部分が大きいわけでありまして、輸出の競争力を強めたとしても外国の経済動向に左右されることのない日本経済の持続的発展

のために、地域内での経済の循環を高めることが所得や雇用の増につながると思うわけ
であります。

そこで、近年数自治体で中小企業振興基本条例をつくって地方自治体と中小企業が連
携して地域内経済循環を構築し、地域経済の発展につなげているという事例等も見受け
られますので、どうかひとつ、今この大きな局面に出くわした今、10年、20年先を見据
えて具体的な行動を展開しなければいけないのではないかというふうに思いますので、
その中小企業の振興基本条例、制定等も視野に入れてほしいということから、このこと
に対する考えを伺いたいと思います。

成田市政時代にも申し上げてきたことではありますが、農商工の連携、これは最近も申
し上げている議員もごさいます。そしてまた、産業のクラスター等でこういうことも包
含した中小企業の振興基本条例、このことをぜひ前面に打ち出しながら何とか近い将来
に条例化するという意気込みを見せてほしいなというふうに思います。今までと一変す
る状況が考えられるわけでありまして、具体化を強く要望するものであります。

次に、併設型の中高一貫教育についてでありますけれども、教育長さんから御答弁い
ただきました。ありがとうございます。いろいろ課題も多いようでございます。少し早
目に答弁いただいたんで、全部は納得できないんですけれども、学力差が生じたり、そ
してまた生徒たちの学力の低下にもつながっている部分というのも見受けられたり、生
徒の意欲の減少というようなこともあるという御答弁をいただきました。これについて
は、市長さん、1期目の市長選のときに政権公約の中に載せた事案でありますので、市
長がそのときいろいろとその政策を掲げるに当たって検討した事項であると思いま
すので、市長がどういう意思、思いを持ってそういうことを申し上げたのか、この点につ
いては教育長さんからでなくて市長から伺いたいと思いますので、よろしくお願
いいたします。

そして、中高一貫教育の形として、先ほど私3つほど申し上げました。これに特別
違いがなければいいんですが、この3つの形のうちで市長が併設型を提案したわけ
ですね、市長選のときに。その併設型を提案した思いについても一言簡単に伺
いたいと思います。

ただ、市長が公約に掲げたものをなかなかこの地方に合わないだろうというよ
うなことで何ら動きもなかったということに関しては、大変遺憾に思うわけ
です。全然初めからそういう思いもなく現在に終わったのか。当初のあたり、何
らかしらの動きがあったのか、その辺について少し伺いたいと思います。

それから次に、市街地や公園、樹木の維持管理についてでありますけれども、これに

ついで先ほど教育部長から専門の業者さんとも話をしたという答弁をいただきました。ただ、これはいろいろ空洞化があって、枯れた部分が多いと、そういう状況だったらしいんですが、あの大きな桜の木です。下のほうにも枝がついているわけですし、その若い枝や芽を残して樹高を下げて、根こそぎ伐採するんじゃなくて何らかの共存する手だてを講ずることができなかつたのかと。

そしてまた、7本全部そういう状況だったのかです。みんなそろって空洞化、それぞれ空洞化になっているかもしれませんが、今すぐに伐採しなければならなかつたのが全部のその7本だったのか、その辺についても確認をしたいというふうに思います。先ほど陸前高田の奇跡の一本松、そして荘川の桜も申し上げました。みんな植えたとき、それぞれに思いがあるわけです。ですから、やっぱり明鏡欄で投稿された方も地域の方々にも相談があってよかったのではないのかなというようなことも述べられておりました。ですから、その辺についてひとつ伺いたいと思います。

そして、樹木の維持管理についてでありますけれども、市内に公有財産とする樹木、市街地の街路樹はもちろん、公園もいっぱいあります。その樹木の維持管理のために、どのような手だてを講じているのか、ひとつその辺について関係部長からお話をいただきたいと。あわせて、9月の議会のときに市役所周辺の樹木の伐採、撤去が話題になりました。質問にも出ました。その質問の中で、伐採した理由の中の一つにアメリカシロヒトリの食害がひどくて、その対応がなかなか困難で大きな木をも伐採せざるを得なかつたと部長からの答弁もありました。そのアメリカシロヒトリについてでありますけれども、これは市だけの問題でなくて五所川原、今全域に発生しているのではないかなと思います。一般市民の方でも大変頭を悩ませている部分が多いのではないかなと思います。温暖化が進むことによって、1年に1、2回の発生であったものが、それが2回、3回と発生サイクルが短くなってきたわけですし、回数が多く発生するわけです。そして、今新幹線の効果がこの県内、そして当市にもあらわれつつあり、遠来からのいろんなお客さんが来るわけですが、来たときに緑の葉っぱが茂って、そしてまた緑の青さのすばらしいこの地のことを評価していただけるならいいんですが、葉っぱが虫に食われてしまったり、虫がいっぱいついていたりということには失望するかなと思います。ですから、一般市民の方々が困っているアメリカシロヒトリの駆除までは、これは大変ですが、その一般市民の人たちもなかなか害虫の駆除の対応方については知らない方が多いと思うわけです。ですから、駆除の仕方、そろそろ発生するころだよと、こういうような手だてを講じればいいよとかというようなことを広報等を使って市民に知らしめるということも必要ではないかというふうに思いますので、ひとつその

辺をも、その対応方についてもお尋ねをしたいと思います。

そして、当市のいろんな樹木の管理についてでありますけれども、いろんな部や課によってここは私たちの部の持ち分と、ここはあんたたちの持ち分ということで縦割り行政の中で樹木の管理もされている状況でありますんで、体育館裏の桜の木は教育委員会と、公園は公園管理課というような、そうすると病虫害の発生を抑えていくためには、病虫害というのは一気に飛散するわけです。ですから、どこへ飛んでいくかわからない。ですから、一斉防除という、これは防除の効果を一番に出すことにつながるわけなんです、これは縦割りではなくて市役所内にいろんな部、課を横断してのプロジェクトチームみたいなものをつくってやる必要があるんでないかというふうに思います。このことについては、市長からひとつそういう方法でやりたいとか、そういう声を聞きたいと。もしくは副市長でも結構でございます。ただ、部同士の話で、なかなかこれはいろんな縄張りがあったりするわけなんです、やっぱり上のほうからそういうふうにやればいいんでないかという一声が効果をもたらすことにつながりますんで、ひとつその辺についての答弁をお願いしたいと思います。

2回目を終わります。

○工藤武則議長 市長。

○平山誠敏市長 福士議員の再質問にお答えいたします。

T P Pにつきましては、福士議員、かなり勉強されて、非常に詳しいように感じられました。広範にわたりまして、まだまだはっきりした状況が出てきていない。けさも出がけにテレビで賛成、反対やっておりましたが、ただ言えることは農産物の関税をゼロにするということになりますと、当地域にとりましては大変な影響があるのではないかと。新聞紙上を見ていると、どうもりんご関係の方々はT P Pに賛成の方が多いのかな、米農家の方はもう絶対反対なのかなというニュアンスが伝わってきておまして、同じ農家でもさまざまスタンスが違うようなことも感じられました。

ただ、この間政府から発表された農家の規模を拡大するという政策もございましたが、これらにつきましても当市にとって大変大きな影響を与える政策ではなかろうかと思っております。ただ、福士議員の質問を聞いていますと、もうT P Pに参加するもんだと。これからは、それに向かって技術を振興するために、その体制をとりなさいという御提言もあったのかなという思いもございますので、その辺につきましてもこれから市長会なりを通しながらる検討して、この地域にとって最善の方策をとってまいりたいと思っております。

次に、中高一貫教育の問題でございますが、6年前の公約を覚えていただいております。

して、本当にありがとうございました。最初平成18年に立候補した当初、中高一貫教育の公約も掲げましたが、どうも私の感じではそのころは全くだれも関心がないといひますか、賛成も反対もなく、非常に寂しい思いもいたしました。この併設型ということにしましたのは、やはり西北五地域を代表する高校として青森高校、弘前高校、八戸高校に次ぐ進学校をこの地域にぜひともつくりたいという思いもございまして、そのためには五所川原高校、具体的に名前出していいのか、ちょっとあれですが、五所川原高校と、これに併設して、県立の中学校2学級ぐらいを併設して併設型の中高一貫教育ができれば、五所川原高校の進学率が飛躍的に上がるのではないかという思いもございました。当時まだ併設校も具体的なメリット、デメリットがはっきりしない状況でございまして、メリットのほうが先行している状況でございました。

ただ、その後、4年間になりますと、さまざまなデメリットも出てまいりました。先ほど教育長が答弁したように、6年間の積み重ねで効率的に勉強すれば学力が向上するのではないかという思いもございましたが、逆に6年間という中で中だるみするといひますか、安心して勉強しない生徒さんも出てくる弊害もあるということもございまして、さまざま検討した結果、それともう一つは五所川原高校の進学率がその後非常に向上いたしました。たしか弘前大学の医学部にも五、六人ですか、合格している年もございまして、これであればそれぞれの各地域から来た生徒さんが一生懸命勉強して進学率も向上しているということであれば、無理してデメリットもある併設型の中高一貫教育もする必要はないのではないかとということで、今は断念している状況でございます。

最後は、アメリカシロヒトリの問題でございしますが、うちの桜もかなり被害受けていますが、これからどういう形でやればいいのか、関係者とも相談しながら進めていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○工藤武則議長 教育長。

○木下 巽教育長 県からの動き、働きかけがないかということもございましてけれども、教育長会議は年に県教育委員会招集が2回ございまして。そのほかに、教育委員、教育長会議、都市教育長会議が開かれます。その中で、一貫して中高一貫教育のことについては、県教育委員からは絶えず資料は出されております。そして、県のほうでも各地区にできないかということは、検討中もございましてということが10年ほど前から言われてきていることでもあります。文科省の計画は、10年ほど前だと私は記憶しております。つまり私の金木時代のときからその問題は継続して絶えず県のほうではいろんな資料を提供し、そして12月の末の教育長会議のときには三本木高等学校、附属中学校で募集をしますと。つまり全県下から募集しますので、必ずその働きかけはあります。しかし、先ほ

ど言いましたように、現在三本木高等学校と付属中学校、連携型はここ1つでございまして、それ以上拡大されたという報告はないわけでございます。と同時に、併設型と連携型と中等教育学校と三つの型があるんですけれども、一番の、五所川原市としてはやっぱり少子化の問題が一番、私らは課題として考えております。参考までに、平成18年度から平成23年度の本市の児童生徒数は5年間で585名減になっております。このように、少子化が進んでいる現状では、県立中学校を新設することで新たな問題が生じることが懸念されます。

それは、具体的には学校規模縮小に伴い、教員配置が貧困になり、免許外教科の教員が増えることとなり、それによって学力低下が考えられます。また、小規模校では、生徒の希望を生かした部活動や生徒会活動が成立しにくくなることや、文化祭の規模縮小など、学校行事の停滞なども考えられます。

よって、併設型中高一貫校の設立に関しては、一層慎重な対応が今求められているところであります。過去に、五所川原教育委員会に正式に県教育委員会の働きかけはありませんでした。

以上でございます。

○工藤武則議長 教育部長。

○福井定治教育部長 体育館裏の桜の木でございますけれども、思い出の詰まった桜の木、伐採しなければならなかったことについては、大変申しわけなく思っております。全部で7本の桜の木を伐採してございますけれども、昨年1本伐採したものでございます。これまで枝払いなどで管理してきましたけれども、駐車場利用者あるいは付近を散歩している住民からも不安の声が上がったということで今年6本、8月に伐採してございます。幸い伐採した桜と同じ時期に植えられたと思われる桜が市民体育館東側と正面玄関前に33本現存してございますけれども、これも伐採した桜同様に、空洞化は進んでおります。この桜については、引き続き枯れ枝の剪定、病虫害の予防に努めて、可能な限り保存してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○工藤武則議長 建設部長。

○菊池 司建設部長 私のほうから街路樹及び公園の樹木管理について答弁させていただきます。

御質問の樹木の伐採等に関し、作業のしやすい樹形づくりということでございますが、芦野公園や菊ヶ丘運動公園に見られるように、園内の樹木は植樹以降、間伐等をしてこなかったことから、樹高が高くなるに従い、その間隔が狭くなってきており、現在害虫防除や人力による剪定作業にも支障を生じております。そのため、現在実施している高

所作業車を使った剪定作業を引き続き実施し、樹高の切り詰めを行うと同時に、間引き作業を行い、適正な間隔を保つよう今後も努めてまいりたいと思います。

なお、これらの作業に当たりましては、これまでと同様に来年度も樹木医会からの指導、助言を仰ぎ、また作業する際の立ち会いもお願いしているところであります。

次に、御質問のアメリカシロヒトリの対策についてであります。アメリカシロヒトリは北アメリカ原産のふ化種であり、繁殖力が非常に強く、1匹で700から1,000個ほど産卵して約1週間でふ化いたします。幼虫は、桜、プラタナスなどの落葉樹を好むほか、100種以上の樹木の葉を食害いたします。

また、当該害虫は、捕食者がいる森林へは入らず、天敵が少ない市街地の街路樹や公園の樹木、個人の庭木などで発生する典型的な都市型害虫でございます。

当該害虫の市街地街路樹や公園樹木の対処についてであります。今年は気象の影響もあり、幼虫の発生が7月、9月、11月の年3回と多くなったため、市民からの苦情も多く、防除回数の多い割には9月以降に発生を見た老熟幼虫には効果が十分でなかったように思われます。このことにより、防除農薬としては、従来は接触毒中心でしたが、来年度は食毒作用のある農薬を加え、接触毒農薬と複合的に使用し、懸念される薬剤抵抗性害虫の発生を予防したいと考えており、食毒作用を持つ農薬については既に確保しております。

2点目として、芦野公園を初め、市管理の公園には樹高の高い木が多く、散布薬剤が先端まで届きづらいなどの課題があるため、本年に引き続き高所作業車による剪定作業を進めるとともに、樹木医の指導による樹形の切り詰めを行う予定であります。

3点目は、越冬する害虫の個体数を少なくすることです。アメリカシロヒトリは、越冬するに当たり、集団で巣をつくる傾向にあります。特に発生の多かった芦野公園では、本年11月に3日間ほどかけて園内にある巣の処分に努めたところであります。街路樹や公園樹木に対しては、以上の対処及び対策を講じておりますが、害虫の発生は広範囲にわたることが多く、その他の市の管理地につきましては管理する関係部署と連絡を密にしながら発生予防及び防除を心がけてまいります。

なお、民間所有地につきましては、その土地所有者に対処していただいているところであります。

また、防除の方法、発生の情報など、市広報等に掲載することも検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○工藤武則議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 日本貿易振興機構、ジェットロに関してお答えいたします。

ジェトロは、雇用の創出や地域経済の活性化など、経済の発展に資するため、中小企業を中心とする海外ビジネス展開支援と農林水産物の海外市場開拓促進のため、海外展示会や国内商談会、地域あるいは世界情勢の変化に対応した情報発信に取り組んでおります。ジェトロ青森貿易センターでは、青森県の良品、安心、安全な農水産物の輸出促進における支援強化や企業の国際ビジネス展開を支援するため、県内企業等の輸出の個別支援などの事業を展開しております。活動はすべて国庫負担金と地方自治体の負担金で賄われており、当市では10万円の負担金を支出しております。

今後とも中小企業の国際ビジネスのチャンス拡大、特に農商工連携、農林水産物の海外販路拡大に向けた情報提供や人材、企業の育成において連携を強化してまいりたいと考えます。

次に、中小企業の振興についてであります。県では地域の経済と雇用を支える中小企業の振興を重要課題と位置づけ、その振興を図るため青森県中小企業振興基本条例を制定しております。議員御提言のとおり、地域の活性化、地域の元気の基本は生産、流通などの経済活動の全般にわたって重要な役割を果たしながら地域の経済、雇用を支える中小企業の振興であると考えます。今後、当市においての条例化や産業振興会議の設置等、県の助言も得ながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○**工藤武則議長** 19番、福士さん。時間も残り6分ぐらいになりますので、簡潔に。

○**19番 福士寛美議員** ええ、そうです。わかっていました。時計を見ながらやっていた。

市長から中高一貫について、当市は、学校名まで具体的に出してお答えいただきましたけれども、この地域の学力の向上のために、それをまず提言したと。皆さんに訴えたわけですが、ただこの当地域のいろんな状況から、これを進めていくには少し無理があるのではないかと、教育長のほうからもいろいろ少子化が進んで、なかなかこれに取り組んでいく状況には今はないということでありましたし、どうかひとつこれからは当初の意欲どおり、地域の学力向上のために、ひとつお力添えをしていただきたいというふうに思います。

そして、教育長に1つお願いなんです。中高一貫、これはなかなか難しいということでもありますけれども、小中の連携ということもこれは話題になっている事案でございますし、早く当地域で小中連携、これに取り組んでいる学区やら、あるんでしたら、ひとつお知らせいただきたい。それをもって終わります。

○**工藤武則議長** 教育長。

○木下 巽教育長 小中連携は、県下ではもう類がないほど各中学校を中心として、小中の授業交流、先生方の交流、学習の規律、その他全部行っております。それで、各中学校単位にそこはなっておりますので、私は青森県全体から見ていても典型的なものと、こう見ております。

以上でございます。

○工藤武則議長 以上をもって福士寛美議員の質問を終了いたします。

次に、18番、阿部春市議員の質問を許可いたします。

○18番 阿部春市議員 一登壇一

平成23年第7回定例会に当たり、一般質問をさせていただきます。

私の一般質問は、今回でちょうど90回目となりました。最初に、最近ありました出来事を御紹介したいと思います。私の自宅の向かい側に住む88歳になる御老人が10月中ごろあいさつに訪れ、「長年お世話になりました。今月いっぱいをもって子供たちのいる都会に引っ越しをすることになった。二度と戻ってくることはないでしょう」とのことです。聞いてみると、子供は4人いるのですが、4人とも都会にいるとのこと。そして、長男は、私と同じ年で事業を営んでいるので、こっちに帰ってくるできないとのこと、私たちが行くことになったとのこと。長年町内会でおつき合いをしてきて、言葉がけのよい元気なおじいちゃんが10月末に「二度と帰ってくることはないでしょう」という言葉を残して御夫婦で子供たちの待っている都会に引っ越ししたのです。11月に入り、家屋が解体され、現在は売り地の看板が立てられています。過疎化現象の典型的な事例を初めて体験し、何もしてやれない、ただ呆然と見ているだけの自分がむなしさを感じた次第です。あの残していった言葉が私の心に響くのです。これで五所川原市民が2人減りました。以上を申し上げて、質問に移りたいと思います。

質問の第1点目は、ふん害防止条例の制定についてであります。東北新幹線全線開業して2年目を迎えました。観光客を迎えるに当たり、きれいなまちでありたいものです。そういう意味も含めて、これからは環境対策に力を入れて取り組むべきと思うのであります。五所川原歩こう会のメンバーからは、市内至るところで空き缶やごみが捨てられていて、一向に減っていないと聞かされています。

また、市内のいろいろな団体が清掃活動をしたとマスメディアで報道されてきました。ありがたいことですが、逆にごみ類がどうして出てくるのかと思うのです。マナーの向上対策も一考すべきと思いました。

ある市民、その人は、毎日ランニングをしています。たまたま通りがかりに路上で犬のふんをそのままにしていた人がいたので、注意したらげんそうに嫌みを言われたそ

うであります。それ以来、注意することをやめて見知らぬふりをしているとのことでもあります。彼いわく、動物のふんは、至るところにあると言っていました。つまりは、マナーを守る人が増えてはいるものの、こうした人もまだいるということだと思っております。

そこで、考えたのがふん害防止条例であります。調査をしてみたら旧金木町では平成13年に制定していました。その内容は、飼い犬のふんを始末しないで町長の勧告にも応じない場合は、住所、氏名を公表するということになっていました。実績はどうであったのか、効果のほどは定かではありませんが、今から10年前のことであり、思い切った施策であると思われました。

そこで、どのような経過で制定されたのか、その効果はどうであったのか、その説明を求めたいと思います。

また、インターネットで確認すると全国各地でさまざまな取り組みがされています。青森県では動物愛護と管理の面から規制を加えています。それとの関連についてもあわせて質問したいと思います。こうした現状と過去の実績を踏まえ、ふん害防止条例の制定が必要と思いますが、どのように考えておられるのか答弁を求めたいと思います。

質問の第2点目は、介護保険制度についてであります。この介護保険制度は、平成12年にスタートし、間もなく丸12年経過するに至りました。そして、平成24年度から始まる第5期に向けて3年に1度の制度改正が行われます。高齢化が急速に進む中で、団塊の世代の多くが75歳以上になると3人に1人が高齢者という社会に突入します。避けて通れないのが介護の問題であります。介護サービス給付費は、年々膨らみ続けており、給付と負担のあり方が重くのしかかっています。最近でも我々の住むこの地方は、最下位クラスにある年金に頼った生活を多くのお年寄りが送る中で、保険料を天引きされ、さらにサービス利用の負担を増やせば生活に大きく影響してきます。

また、一方では、高齢化が進み、少子化に伴う人口減少にも歯どめがかからない現状であります。冒頭御紹介したのもその一例でございます。そして、長引く不況で雇用環境は一層悪化し、若者の県外流出がさらに進行しています。このような状況下での制度改正であります。負担の限界として5,000円の壁とも言われる保険料はどのくらいアップするのか注目されます。当市では、高齢者対策検討委員会を設置し、3月まで答申を取りまとめる予定になっているようではありますが、第5期事業計画の内容はどのようにしているのか。つまりは、制度改正の内容について説明を求めたいと思います。

質問の第3点目は、指定管理者制度についてであります。本件については、平成19年12月定例議会でも質問しております。それを踏まえての質問でもあります。また、今定

例会にコミセンの管理委託が合わせて9件提案されています。その中で、中央地区と南部地区の2カ所が指定管理料が増額となり、そのほかは減額となっていますが、その理由は何か。また、管理料の決め方はどのようになっているのか質問させていただきます。私は、ある住民協議会の事務局長さんと懇談しながら地域のコミュニティを凶る意味からこういう具体的なことをやったらよいのではないかと提案したら、予算がないので、やりたくてもやれない。与えられた管理費内でやるしかないと言うのです。また、別な地域の事務局長さんは、「3年ごとに予算が減額されている。当初制度発足時は、予算減額は出ても引き上げないと言っていたが、現在はある意味で返還を求め、コミセンの修繕費に充当しているとのことで、住協の役員をやめたい」と言っていました。私の知る限りでは、栄地区や松島地区は活発に活動しているようであります。住協側では、役員のなり手がなくとも現実の課題となっています。

そこで、気になるのが地域コミュニティのあり方であります。少子高齢化時代の中で、地域の皆さんがお互いに助け合い、交流を深め合う、そして知恵を出し合って活動することにあると思うのです。ところが、必ずしもそうはっていない部分があるのではないかと。それが管理費内でやればよいという、いわゆる守りの姿勢になっているように見えるのであります。コミセンの指定管理は、行革の一環として職員を引き揚げ、地元住協を任意指定し、委託してまいりました。それは、建物の管理にあわせて事業も実施してほしいと求めてきました。問題は、この事業であります。何をやるか、そしてどうやるかの部分であります。また、住協は、行政と地域との橋渡し役でもあると思うのです。そして、自主防衛組織の拡大もしなければならぬわけで、そこには当然行政側のアドバイス等がなくてはならないと考えます。住協で活動しないで、単に指定管理料を引き下げるといったことでよいのか、この点であります。

また、横の連絡体制として住民協議会連合連絡会を組織し、総会や役員会を開催しているようであります。

そこで、質問しますけれども、住協側には地域コミュニティ活動を積極的に展開してほしいと思いますけれども、この面で市として指導はどのように行ってきたのか、答弁を求めます。

次に、コミセンの管理委託に関する市の窓口が平成22年度から管財課になったようですが、果たしてこれでよいのかであります。地域コミュニティ活動を支える住協との連絡体制は、むしろ総務課のほうがふさわしいと考えるものであります。どういう理由で管財課に移したのか、その説明を求めたいと思います。

さらには、行革本部として、この指定管理者制度全体の中で拡大や見直し等が検討し

ていることがありましたら報告してほしいと思います。以前にも申し上げてきたように、私は大いに行財政改革を進めるべきと考えています。

そのことを申し添え、以上で1回目の質問といたします。

○**工藤武則議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○**平山誠敏市長** ただいまの阿部議員の質問にお答えいたします。

阿部議員御提案のふん害防止条例の制定につきましては、各地より当市を訪れる観光客からきれいなまちであったなと感想を引き出せれば、観光客の増加にもつながり、今後さらなる市の活性化に結びつくものと考えられます。このことから、観光資源である芦野公園や金木地区中心部、そして十三湖、中の島地区が空き缶等散乱防止重点地区に指定されております関係から、犬、猫等のふん害に限らず、環境美化の高揚が図れる新条例制定に向けて作業を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、コミュニティ活動に対する行政のかかわりでございますが、地域の皆様で構成するコミュニティ組織は、各地区で異なりますが、町内会等、自治会に加え、老人クラブ、子供会、自主防災会などがあり、地域環境美化活動、交通安全対策、健康づくり、防犯対策など、さまざまな事柄について活動を展開され、市とともに快適、安全、安心で住みよい地域づくりに御協力いただいておりますことにつきましては、心から感謝しております。市といたしましては、さきの東日本大震災の教訓からもますます地域コミュニティ組織による活動の重要性を感じているところでありますので、今後におきましても皆様からの相談や要請には地域づくりのよきパートナーとして協力してまいりたいと考えております。

また、コミュニティ活動の支援事業として、市民提案型事業を来年度も実施することとしておりますので、コミュニティ組織がこうした事業を御活用され、活躍していただけるよう今後も支援してまいりたいと考えております。

○**工藤武則議長** 副市長。

○**三上裕行副市長** 行政改革推進本部における指定管理者の施設の見直し拡大についてお答えを申し上げます。

公の施設に関する指定管理者制度の導入等につきましては、これまで五所川原市行政改革推進本部で検討し、現在52施設につきまして指定管理者制度を導入しております。今後における指定管理者制度の新規導入につきましては、先般議員の皆様に御説明をいたしました財団法人五所川原市体育協会の公益財団法人への移行を待って、同協会での管理を想定している市民体育館、市民学習情報センターなどが検討すべき施設になろう

かと思えます。いずれにいたしましても、指定管理者制度の導入は事務の効率化、職員数の削減といった観点と同時に、行政サービスの維持向上、民間団体の育成、協働のまちづくりといった観点からも検討すべき事項でありますので、新規導入に際しましてはこういう観点も踏まえながら議員の皆様にお諮りしてまいりたいと考えております。

○工藤武則議長 民生部長。

○高橋勇公民生部長 ふん害防止条例の制定に関連する御質問で、旧金木町でポイ捨て及びふん害の防止に関する条例が制定された経緯について、御答弁申し上げます。

旧金木町におけるポイ捨て及びふん害の防止に関する条例は、平成13年に制定、施行されたものであります。この条例の趣旨は、桜まつりの中心開催場所であります芦野公園において当時春の雪解けとともに犬のふん及び空き缶等の散乱が顕著に見受けられることから、県内外から多くの観光客が訪れる同公園の環境美化を維持向上させていくことを主眼に、全町内の環境美化推進を目的として制定されたものであります。

また、その成果についてであります。条例が制定されたことにより、町民意識の高揚が図られたことによる住環境の環境美化はもとより、観光客に対するイメージアップにつながっているものとの内容でございます。

次に、ふん害の防止と青森県動物の愛護及び管理に関する条例との関連についてでございます。ふん害の防止については、青森県動物愛護及び管理に関する条例第7条第1項第3号で飼い主の遵守事項として、ふん、その他の汚物、毛、羽毛等を適切に処理することと規定され、違反した場合は知事が必要な措置を講ずるよう勧告することができることと定めております。市としては、市民から悪質なふん害情報を得た場合には、県へ通報する以前に職員が現場に赴き、個人が特定できたものについては指導を行い、また不特定多数によるふん害で困っている地区、場所においては看板の設置などの取り組みを行っております。

以上でございます。

○工藤武則議長 福祉部長。

○工藤 勝福祉部長 第5期介護保険事業計画につきまして、制度改正の内容も含めてお答えいたします。

本年6月に介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が制定されております。今回の改正では、高齢の方が地域で自立した生活が営めるよう医療、介護、生活支援、サービスが切れ目なく提供される地域包括ケアの推進、認知症対策の推進、在宅サービスの充実などを柱として、それを実現するための施策が示されております。地域包括ケアの推進は、介護を必要としている方に対し、医療機関からの入退院

情報の交換、それから介護施設への受け入れ態勢の構築、介護サービスの提供等について総合的な支援を行うもので、地域包括支援センターの役割が重要となっております。

認知症対策の推進であります。認知症により判断能力が十分でない方について、家庭裁判所が選んだ成年後見人等が保護、支援するもので、親族等による成年後見の困難な方の増加が予想されることから、市が市民後見人の育成を行うものであります。

在宅サービスの充実は、訪問型や短期入所のサービスを一体的に提供している小規模多機能型居宅介護と訪問看護のサービスを組み合わせた複合型サービス事業所の設置を図るものであります。現在当市では、五所川原市高齢社会対策検討委員会を開催し、改正内容を反映させた平成24年度から26年度までの第5期介護保険事業計画の策定に係る検討を行っておりますが、今後パブリックコメントを実施し、市民の方の意見を反映した計画策定に努めてまいりたいと思っております。

○工藤武則議長 財政部長。

○佐藤文治財政部長 私から指定管理料について御答弁申し上げます。

公の施設の指定管理料については、直近の管理実績、平成21年度及び平成22年度の2カ年の管理経費の平均額と施設の利用料金収入、施設を活用した自主事業収入等、各年度に提出された決算書をもとに決定いたしました。本定例会に提案しておりますコミュニティセンターの指定管理料についても同様に、施設の管理運営経費として算出しており、住民協議会等への活動経費分は見込まれておりません。各指定管理者と協議を行い、指定管理料の中で1件3万円未満の簡易な修繕については、指定管理者のほうにお願いし、3万円以上の修繕については市と指定管理者との協議により市が実施することとしたため、8指定管理者については今回減額になったものでございます。残りの2指定管理者については、利用者減少等により使用料が減収となることから、指定管理料を増額いたしました。この増減額につきましては、各指定管理者と十分協議を行い、来年度からの指定管理料については御理解いただいたものというふうに思っております。

以上でございます。

○工藤武則議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 コミュニティセンターの管理を管財課に移管した理由についてお答えいたします。

新市発足後のコミュニティセンターの管理業務につきましては、五所川原地区は総務部総務課、金木地区及び市浦地区は両総合支所で所管してまいりましたが、その後組織機構の見直しの一環としまして市有施設の一元管理を検討し、平成22年度より財産管理の所管課であります管財課に五所川原地区のコミュニティセンターの管理業務を移管し

たところでございます。

○工藤武則議長 18番、阿部春市議員。

○18番 阿部春市議員 いろいろ細かい点まで御答弁いただきまして、ありがとうございます。まだもう少し説明を加えてほしいなという点、2点ほどありましたけれども、時間も残り30分程度ですので、前に進みます。

まず、1点目、ふん害防止条例について。これは、重要性を認識しての答弁であったと、こう理解をしますので、ぜひ制定に向けて取り組んでいただきたい、こう思います。

この件について、さらにもう一点質問させていただきます。先ほど市長答弁の中に、一部触れられていましたけれども、今年10月から芦野公園と斜陽館周辺が県の空き缶等散乱防止条例の重点地区に指定されました。この重点地区では、みだりに空き缶やたばこの吸い殻等を捨てた場合、2万円以下の罰金を処すというふうに定められています。この目的は、私が先ほど申し上げたとおりでございます。

そこで、この結果というのは、どういうふうになったのか。恐らく罰金を科せられた人はいないと思いますけれども、要はマナーが従来よりもよくなってきたのか、効果が上がったのか、この辺なんです。これは、県ですから、市ではございません。県から確認をしていると思いますので、ぜひそのことを説明をしていただきたいなと、これ1点質問します。

それから、介護保険制度について、3点質問させていただきます。1点目は、先ほども申し上げたとおり、大きな課題の一つに保険料がどのぐらい値上げされるのか、このことなんです。つまり1号保険者のことですけれども、それに対する対応を今後どのように考えておられるのか質問したいと思うんです。先日の新聞報道で、弘前市の例がですね、実情が東奥日報で取り上げられていました。これは、御案内かと思いますがけれども、当市の場合、来年度から始まる第5期の保険料、幾らになるのか。そして、その対応をどうするのか質問させていただきます。

2点目、これも先ほど福祉部長、説明ありました。いわゆる小規模多機能型居宅介護施設。随分長い施設なんですけど、これは去年2点、新たにオープンされました。この施設ができたということは、うれしいことなんですけれども、その利用状況がどうなっているのか、このことをぜひ説明していただきたいし、特にこれに伴ってショートステイあるいは特養を含む利用状況、これがどのようになっているのか。前年度と比べて、施設は増えました。希望者はどうなっているのか、このことを質問したいと思います。

それから、3点目、高齢化率と施設の待機者の状況について、先ほどとちょっと関連しますけれども、実態はどのようになっているのか。これも前年度と比べてどうなって

いるのか。そして、問題は今後の見通しなんです。このことを質問したいと思います。
合わせて3件。

それから、3点目の指定管理者制度について、さらに2点質問します。先ほども申し上げましたけれども、住民協議会連合連絡会、これを組織していきまして、この総会に恐らく市長は行っていると思います。これは、単にあいさつに行くだけではなくして、意見を聞く場所がこの総会なり役員会ではないかと、私はこう思うんです。それぞれ住協の意見があると思うんです。公では、例えば市の報告会、市政報告会やっても、なかなか住民の方々は生の声というのはなかなか出しにくくて出せない部分もあると思うんです。その中の一つに、今の指定管理料というのもあると思われるんです。ですから、いわゆるそういう住協の意見を聞きながらある意味では相談に乗るということも対応ではないかと、こう思うんです。そういうことで、こういう、もう一度言います。住民協議会連合連絡会にお互いに行政と腹を割って話し合う場を交流の場にしていただきたいなと、こう思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、この面での2点目ですか。制度の拡大について。市営住宅の管理委託、これを検討されていますでしょうか。これは、県では、もう大分前に実施しているんです。私は、このことを大分前の予算委員会、特別委員会でたしか発言して、お願いをしてきたというふうに記憶しているんですけれども、議事録にありませんから、確認できませんでしたから、何とも言えないんですけれども、この市営住宅の管理委託、これに対する建設部の意向はどうですか。

以上、この面について2点質問し、再質問とします。

○工藤武則議長 副市長。

○三上裕行副市長 ただいま阿部議員からありました住民協議会連絡会の総会、今年は7月の23日土曜日にやりまして、当日市長の都合がつかせんで、私が代理で参りました。その中には、総会での皆さん方の御意見もいろいろちょうだいいたしましたし、その後の懇談会で各住民協議会の会長さん、あるいは副会長さん、事務局長の方もいらっしゃいますので、個々にお話を伺う機会がありました。いろんな住民協議会ごとに要望とかありましたけれども、できるだけ範囲で解決できるものはしていきたいという旨の答えは出してきましたけれども、その後役所に帰ってからも担当のほうともいろいろ話をし、次年度以降の予算に反映させるよう努力をしていくつもりであります。連絡会の皆さん方とは、私も総務課が長うございましたので、いろいろ面識ある方が多うございます。ですから、細かいことまでお話をさせていただけますので、これからは機会があれば、そのようなお話を聞き、解消に努めていきたいと思っております。

○工藤武則議長 民生部長。

○高橋勇公民生部長 ふん害防止条例の関連で、青森県空き缶等散乱防止条例に規定する空き缶等散乱防止重点地区指定地域での違反等の実績、並びに県条例が施行されたことによるその成果についての再質問にお答えをいたします。

今年12月1日現在、青森県空き缶等散乱防止条例第10条の規定する五所川原市における空き缶等散乱防止重点地区は、議員からもお示しがございました平成11年9月に指定された十三湖中の島地区と、今年8月に新たに指定された芦野公園地区及び斜陽館通り、荒馬通り、メロス坂通り地区の計3地区が指定されていますが、これまで当該地区内において空き缶、空き瓶、その他の空き容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかすや紙くずを捨てたという事由により罰則を科したという事例はないとのことでございます。

また、県条例が施行されたことによる成果としては、県民意識の高揚が図られたことによる、先ほども金木町の条例が制定されたことと内容が似通っておりますけれども、住環境の美観はもとより、観光客に対する青森県のイメージアップにつながっているとの確信を得たということで県からお答えをいただいております。

以上でございます。

○工藤武則議長 福祉部長。

○工藤 勝福祉部長 3点の御質問がございました。まず、保険料に対する市の考え方についてお答えいたします。

第5期の第1号被保険者に係る保険料は、高齢化の進展や介護給付費の増加に伴い、第4期保険料の全国平均4,160円から大幅に上昇し、5,000円を超える見込みとなっております。第4期計画では、介護報酬改定、プラス改定であります。に伴う保険料の上昇を抑えるため、介護従事者処遇改善臨時特例交付金約3,800万円を基金に繰り入れし、結果として当市の保険料は5,400円になっておりますが、臨時特例交付金は本年度末で廃止されることが決定されております。現在第5期介護保険事業計画の策定の検討段階ではありますが、平成24年度から26年度までの3年間で五所川原市介護保険財政調整基金約5,000万円を取り崩し、介護保険料の上昇の抑制を図ることを検討しているところであります。結果として、現行の保険料から50円から100円程度の値上げが見込まれている状況となっております。今後も検討委員会を開催し、適正な介護保険事業計画の策定に取り組んでまいります。

次に、介護保険施設の待機者等についてであります。本年2月1日現在の当市の高齢化率は26.71%で、県平均25.25%、全国平均22.7%を上回る状況となっております。

少子化に加え、昭和20年代前半に生まれた団塊の世代が65歳を迎えることになるため、今後も5年以上にわたり高齢化率が高まることが予想されておりまして、第5期介護保険事業計画における推計では平成26年度において30.4%となっております。当市の7月末現在の介護保険施設の待機者の状況であります。特別養護老人ホームが71人、うち在宅が34人、老人保健施設が17人、うち在宅が9人で、合計43人の方が在宅により施設からの連絡を待っている状況が続いております。前年度の状況につきましては、県で調査を実施してございませんので、把握しておりません。

また、市内23カ所のグループホームの待機者は、毎月変動があるため正確な人数は把握しておりませんが、60人程度と見込んでおります。待機者を解消するため、現在第5期介護保険事業計画の策定の検討段階ではありますが、平成26年度において定員29人以下のミニ特養を2カ所設置することを盛り込んで計画を検討しており、今後も関係機関と連携を図り、適切なサービスを受けられる環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、介護サービスの利用者の状況と、今後の見通しについてであります。福祉施設や医療施設に短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練などが受けられる短期入所生活介護、療養介護のショートステイサービスを提供している事業所は9カ所で、利用定員は64人となっております。平成22年度の利用者数は、生活介護が1,111人、療養介護が107人、合計で1,218人となっており、平成23年度も同程度の利用者を見込んでおりますが、第5期介護保険事業計画の平成26年度の推計では、生活介護が1,644人、療養介護が262人、合計で1,906人を見込まれております。

また、通所を中心に利用者の選択に応じて訪問型のサービスや短期入所のサービスを組み合わせ、多機能な介護サービスを提供している事業所は2カ所で、利用定員は50人となっております。平成22年度の年度途中で開設されたことから、同年の利用者数は222人で平成23年度は480人を見込んでおりますが、第5期介護保険事業計画の平成26年度の推計では605人を見込まれております。今後も高齢化の進行により介護を必要とされる方が増加することが予想されることから、介護サービスを安定的に提供できる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

○工藤武則議長 建設部長。

○菊池 司建設部長 御質問の市営住宅の指定管理者制度の導入についてであります。現在県内で公営住宅の指定管理者制度を導入している自治体は4自治体でありまして、阿部議員も述べられたとおり、青森県が平成18年度に導入しておりまして、青森市及び八戸市は平成20年度、弘前市が平成23年度に導入しております。当市では、三、四年前

より公営住宅の指定管理者制度を導入した自治体の指定内容を参考に検討を重ねてまいりましたが、メリットよりデメリットのほうが大きいと判断し、現状どおり直営の状態を維持していくことが最善と判断いたしました。その理由として、公営住宅の修繕等を市の技術職員が担当することにより、それが知識や経験になり、次回の公営住宅建てかえ等の設計に反映できると判断したためであります。このことから、現段階では現状を維持してまいりたいと考えているものであります。よろしく申し上げます。

○工藤武則議長 18番、阿部春市議員。

○18番 阿部春市議員 御答弁をいただきました、来年度からの介護保険の関係です。50円から100円アップして介護基金からそれを補てんするという福祉部長の答弁であったと、こう理解していいわけですね。アップがどのくらいになるのかなと、このことを一番気にしていたわけですがけれども、どの額が一番市民が理解しやすい額なのかはよくわかりませんが、実態としてわかりました。

そこで、これからのことについて質問させていただきます。最近のマスメディアの報道によりますと、厚労省は高所得者に2割負担、また職員交付金をやめて報酬化すると、こういうふうに発表されています。これからの部分でありますけれども、これが実施されると当市に与える影響というのはどのように福祉部では考えておられますか質問します。質問はこれ1点です。

要望を1つ。副市長、行革絡みでも施設委託制度、いわゆるコミセンを含めた委託制度、管理委託制度です。この地域コミュニティというのをさらに進めていくためには職員が地域においていろんなものに参加をしていくべきだと思うんです。前にも話したことありますけれども、地域の住んでいながら地域のことをわからない職員がいるのではないかと。この学校のPTAとかなんとか、町内会の会合とか、いろんなものに地域の職員が地域のことをわかってもらわなければ、そういう意味での行政サービスというのはできないと思うんです。確かに先ほど言いましたとおり、コミセンから職員引き下げました。そのことで行きにくいという部分などなどがあるのかもしれませんが、これから職員は地域に積極的に入って、みずからこの地域コミュニティを形成していくんだという、こういう意識がこれから大切なのではないのかなと、各地域において、そう思いますので、これは質問してもだめなので、要望にとどめておきますけれども、ぜひそのことを進めていただきたいなど。いや、私要望と言うんだけど、ぜひ答えてほしいなど、こう思います。

以上、この点を質問しまして、再々質問終わります。

○工藤武則議長 副市長。

○三上裕行副市長 阿部議員のおっしゃることは、私も同感でありまして、日ごろから機会あるごとに職員に対しては私の経験をもとに伝えてあります。私もよでかすのほうです。就職と同時にこっちのほうに住まいを変えまして、新しいまちで全然だれもわからないということで町内会、子供会、PTA、交通安全協会、いろいろ入りまして活動をしてきました。その中で、やっぱり地域の方々がどのような、日ごろ悩みを持っている、市政に対してどのようなこと思っている、または地域で協力し合っていることをやっていく、これがうちのほうでは自主防災組織の結成という形でつながっておりますけれども、結成と同時に、日ごろの老人のいる世帯がどのところにあるか、あるいはまたけがをしている方がどの家庭にあるか、日中の留守の多い家庭がどの辺かと、こういうことも地域の内容がよくわかります。ですから、率先していろんな会全部には入られないとは思いますが、どんな形でも職員が地域の活動に率先して参加して、いろんな経験をし、それを自分の業務に反映していければよいということで、私のほうからもそれは職員のほうに話しております。

○工藤武則議長 福祉部長。

○工藤 勝福祉部長 高額所得者に係る介護サービス2割負担の見通しと処遇改善交付金の市に与える影響についてお答えいたします。

平成12年に介護保険制度が創設されてから要支援、要介護に認定された方は利用料の1割を負担することで介護サービスを利用することができますが、残りの9割は介護保険給付費により公費で賄われ、現在に至っている状況であります。高額所得者に係る介護サービスの2割負担につきましては、一部の新聞等で報じられてはおりますが、さまざまな角度からの検討段階であり、国からの情報提供はされておられません。

また、介護従事者処遇改善交付金につきましては、第4期の計画期間中において運用することが規定されており、第5期の計画には影響がないものと考えております。今後も国の動向を注視しながら打ち出される新たな施策、制度に対しても適切に対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○工藤武則議長 以上をもって阿部春市議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時50分 休憩

午後 1時03分 再開

○工藤武則議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

20番、加藤磐議員の質問を許可いたします。

○20番 加藤 磐議員 政和会の加藤磐であります。一般質問の機会を与えていただいたことに心から感謝申し上げます。誠心誠意努めたいと思いますので、暫時の間御理解を賜りたいと存じます。

質問に入る前に、市当局に1点要望を申し上げさせていただきます。それは、トイレです。芦野公園内の敷地の中にあります公衆便所、トイレの再開であります。現在芦野公園内には5カ所のトイレがありますが、いずれも冬期を迎え、すべて閉鎖され、利用できない状況にあります。午前中の福土議員の祝意にもありましたように、今回金木地区の元気倶楽部が東奥賞を受賞いたしました。同じ地区に住む者として、非常に誇りに思っております。そしてまた、ありがたいと思っております。そのような活動、そしてまた新幹線開通1周年、冬の観光、地吹雪ツアー、ストーブ列車等々、そして何よりも市民の通勤、通学の途中にある場所として、そしてまた憩いの場所でもあります。この点からかんがみまして、早急な再開をお願いするものであります。

質問に入らせていただきます。第1点目、斜陽館の北隣にあります登録有形文化財、旧西澤家住宅母屋の保存と活用についてお聞きいたします。伝え聞くところでは、本年営業を廃業、かつ債権者の管理下にあり、解体の危機にあると聞いております。灯台下暗し、自分の不勉強に赤面する思いでございますが、西北五に2カ所しかないという登録有形文化財とはどのような性質を持つ建造物なのでしょう。

加えて、登録有形文化財の当市地域振興に果たす役割の認識と当市の今後の対応方針についてお聞きするものであります。

2点目、公立金木病院についてお聞きいたします。公立金木病院のこの1年の状況は、まさに液状化状態の1年間でございました。公募により外科医が着任したと喜んだのもつかの間、退職、そして院長の転出、そしてまた救急診療の停止が現在も続いております。市民並びに周辺住民に大きな不安と動揺を与えております。厳しい冬を迎えた今、救急診療再開時期の目標と見通しはどうなっているのかお聞きいたします。

さらに、救急診療不能の現在、それを補うためにどのような対策をとられているのかお聞かせください。

さて、来年3月31日をもって公立金木病院は解散し、4月1日より地方公営企業法を骨子としたつがる西北五広域連合に事業体制が統一されるわけであります。その際、サテライト金木病院の救急機能は確実かつ永続的に保証されるのかお聞きするものであります。

質問3に入ります。この質問に入る前に、入札制度に対する私の姿勢を若干申し述べ

させていただきます。私は、どこかの自治体のように、入札予定価格並びに65%を最低制限価格割合と設定した、その双方を事前に公表し、その結果抽せんで落札者を決定するという方法には賛同できません。感心できません。しかし、当五所川原市契約事務規則を準用して行われた現在建設中のつがる総合病院の契約内容、例えば100億を越す予定価格に参加した業者6社中5社が失格となり、わずか残る1社が落札者になる、あるいは予定価格の91.54%の応札でも失格となる、そのような入札方法を黙認することもできません。

そこで、お聞きします。当市の昨年度及び本年度の入札件数、金額、そしてまた落札率の平均値、その入札を行った件に関して、入札予定価格並びに最低制限価格を設定して行った件数と金額をお知らせください。

次に、入札以外の随意契約の件数と金額についても御説明を求めます。

第3に、最低制限価格制度をどのように理解し、そして運用、決定しているのか。

以上をもって1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○**工藤武則議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○**平山誠敏市長** 加藤議員にお答えいたします。

金木公立病院の運用状況について、来年4月以降の圏域における救急医療体制のあり方と、その中における金木病院の位置づけについてお答えします。広域連合が進めております圏域自治体病院機能再編成計画における来年4月の5病院経営統合後の救急体制のあり方についてでございますが、圏域5病院は慢性的な医師不足により診療機能の脆弱化や救急医療体制の維持に困難を抱えるなど、常勤医に過剰な負担をかける実態となっており、再編成計画では圏域5病院の医師の集約化を推進するなど、医師数、特に常勤医の増加と専門性を高め、救急医療を含めた診療機能と病院間の連携体制の強化と効率化を図っていくこととしております。金木病院は、鯨ヶ沢病院と同様、サテライト病院として急性期治療後の入院医療と地域住民に対する集中医療を含む初期医療を提供する体制を確立、維持していくこととしており、高度な治療や手術が必要な患者については設備スタッフが整っているつがる総合病院が担うこととされております。来年度からつがる総合病院開院までは、診療所化や集約化などにより医師配置の流動化が避けられないことから、各施設の診療体制のあり方、特に救急医療体制の編成に当たっては救急患者の適切な受け入れなどについて病院間の連携を密にしていくとともに、圏域消防救急隊とも連携を強化し、適切な救急医療の提供に努めていくこととしております。これまでも御答弁してまいりましたとおり、医療機能再編成計画の根幹は医師の安定確保で

あり、弘前大学には引き続き機をとらえ、計画の進捗状況をお伝えし、医師確保や医療機能の強化、拡充について継続して協力を依頼していくこととしております。

また、県に対しましてもこの計画の着実な進展について引き続き支援を求めていくこととしております。

○工藤武則議長 教育部長。

○福井定治教育部長 旧西澤家住宅の保存、活用についてどのように考えているかという御質問でございます。地元議員でもあり、御承知のとおり、旧西澤家住宅は昭和初期の近代和風住宅で、良質な良材が豊富に使われている優れた建造物ということで平成20年3月19日付で母屋部分の面積390平方メートルが国登録有形文化財に登録されており、国重要文化財である旧津島家住宅、太宰治の記念館「斜陽館」とは隣接し、金木地区の昭和時代初期の町並みを残し、往時をしのばせてございます。西澤家の現在の住宅は、昭和8年に竣工したもので、昭和25年ごろから旅館業を営み、昭和55年ごろには飲食業を営むため一部が増改築されてございます。

また、平成9年には、住宅建設のために離れの竹の間が解体されております。母屋の特徴としては、屋根が入母屋づくり等の鉄板瓦棒ぶき屋根を複雑に組み合わせ、玄関から北側に中廊下が設けられ、西側には2間の座敷が配置され、東に延びる2階屋は居住用として配置されております。特に2間続きの1階大広間と2階への階段部分、部屋のとり方においては主な部屋から中庭を眺められるように間取りが工夫されてございます。

以上のように、旧西澤家住宅は当市の歴史上、または学術上、価値の高い歴史資料であるとともに、地域の文化、観光振興に欠かせない建造物であることに加え、平成23年3月議会で阿部議員から御提案のあった地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、いわゆる歴史まちづくり法を活用した金木地区のまちづくりを計画する上で、文化財としての建造物が必要とのことと、国重要文化財の旧津島家住宅、太宰治記念館「斜陽館」と隣接した国登録有形文化財としての西澤家もその景観上、有効な資産として利用していく必要があると考えられるために、将来にわたった計画づくりはもとより、金木地区の歴史ある景観も配慮していくことは重要と考えております。

○工藤武則議長 民生部長。

○高橋勇公民生部長 公立金木病院の運営状況についての項目で、救急車受け入れ休止中の再開の見通しと目標についてお答えを申し上げます。

受け入れ中止後も弘前大学大学院医学研究科に医師の派遣を要請しておりますが、現在見通しはついておりません。病院としても一日も早く救急車受け入れ再開を目標に、

関係機関と協議しながら医師確保に努めてまいる所存であるということで回答をいただいております。

○工藤武則議長 財政部長。

○佐藤文治財政部長 入札の件数、金額、落札率について、昨年度及び本年度について御答弁申し上げます。

まず、昨年度の実績であります。建設工事が入札件数130件、合計契約金額が16億712万円、工事については入札に付するものすべてに最低制限価格を設定しております。そのうち予定価格を事前公表しているものは114件、落札率については平均94.13%となっております。

次に、物品購入については、入札件数23件、合計契約金額が1億6,075万円、業務委託は入札件数80件、合計契約金額が2億5,510万円となっております。

なお、これらについては、予定価格を非公表としており、落札率を算出することはできませんので、御了承願います。

また、本年度の実績については、11月末時点での数値でございますが、建設工事入札件数108件、すべて最低制限価格を設定しており、合計契約金額11億6,208万円、そのうち予定価格を事前公表しているものが85件、落札率の平均は94.14%であります。物品購入については、入札件数14件、合計契約金額1億1,644万円となっております。業務委託については、担当課が入札を執行してありまして現在照会中であり、今月末には集計が完了する見込みであります。件数等については昨年度並みになるものと思っております。

次に、随意契約の件数と金額についてでございますが、随意契約による建設工事についてでございますが、昨年度は71件、合計契約金額が約5,655万円、本年度については11月末時点で80件、合計契約金額は5,211万円となっております。

次に、最低価格についてでございますが、本市では入札により発注するすべての工事に最低制限価格を設定しております。設定する理由でございますが、低入札による工事の品質低下、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化等を防止することを目的として設定しているものでございます。

また、設定方法でございますが、工事ごとに工事の設計額のもととなる直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費にそれぞれ一定の率を乗じて算定しております。その率については、国土交通省の最低入札価格調査基準価格の算定に用いる率を採用しております。

以上でございます。

○工藤武則議長 20番、加藤磐議員。

○20番 加藤 磐議員 西澤家については、非常に重要な認識を当局でも所有しているということがよくわかりました。ぜひこの地域の景観あるいはその時代の優れた建設技術を維持していくために、積極的に、かつ慎重に進めていただきたいと思います。

2点目の金木病院についてお尋ねいたします。サテライト金木病院としてのベッド数は明記されておりますが、このつがる広域連合の処理を見ましても金木病院の救急機能は明確にされてございません。医師不足の状況はよくわかりますが、しかしこの4月1日から広域連合に事務局、事務あるいは人事も集約、一体化されるわけでありまして。ですから、地域のこの実情に応じて中核から金木、医師を派遣、補充することは可能なのではないか、私は考えます。

さらにまた、根本的に医師を増員していくには、やはりいろいろな病院で働く方たちの環境を本市議会はもとより、広域の中においても具体的に検討していく必要があるだろうと。例えて申しますれば、例えば今までにもこの議会でも話題になりましたが、病院の医師を初め、職員の方たちの利用できる院内保育を充実させる、これも必要なことであります。そしてまた、今回伝え聞くところによりますと、西北病院の小児科の医師が体調を壊されて、現在治療中。私どもが考えなければならないのは、この仕事をしている中で病気になったり、あるいは不幸にして不幸な結末を得た場合、今までの医師に対する、例えば病気になった場合、医師に払う給料は基本給6カ月分であります。それ以降は、打ち切りであります。そのような場合、例えばまだ小さい子供を家族として持っている医師がこの地域で不幸な状態になったときには、やはりこれ以外の、あるいは共済も当然ありますけれども、それも2年間あります。しかし、その働き手を失った家族のことを考えれば、やはりその子供がもし仮に進学、きょう午前中にもお話にありましたけれども、進学の際に進んだときはそれなりの当地域として奨学金みたいなものを出すとか、そういう検討もしていただきたいと思います。

次に、入札について再質問させていただきます。先ほど来、本市の発注した競争入札には、ほとんど予定価格が付与され、公表されております。それと同時に、最低制限価格もすべて付与されているとのことでもございました。

そこで、お尋ねします。まず、最低制限価格、この趣旨は部長が御答弁くださいましたように、ダンピングを防止するための設定であります。しかし、この趣旨は、例えば国で平成21年4月3日に総務省自治行政局長、そして国土交通省建設流通政策審議官の連名で出した通達によりますと、最低制限価格は、70から、7割から9割までと限定されております。にもかかわらず、その限定されている以上の数値で入札が現在執行され、

また制限価格も発表されているのが現状であります。

そして、もう一つ、入札予定価格の事前公表も、これは同じように国のほうから平成21年4月3日付で入札予定価格の事前価格の公表は取りやめするようにと通知が当市役所にも来ているわけであります。

そしてまた、当市の入札契約に関する事務規則、11条、予定価格についてこう述べられております。市長は、一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書により設定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際、これを開札場所に置く。つまり予定価格は公表しないで入札することが第一義になっております。ただし、その後市長は一般競争入札を適正かつ合理的に行うため、特に必要があると認めるときは予定価格を当該入札を執行する前に公表することができる。こういうのが後段に述べられております。この件、これに基づいて入札予定価格を公表されているのかと思いますが、では特に必要があると、その理由は何でしょうか。これは、公人として、公の自治体として、特に必要があると認め、この内容を市長個人の恣意的な考えで実施するのは極めて不適當、特に必要があると認めるときは、それなりの対策をとらねばならない。例えばこういう理由で今回この特例としてやりますと。これを公表、あるいは公表する前に、大体ほかの自治体では有識者の諮問委員会を開催して、そして審議していただいて理解していただいてやっているのであります。しかるに、当市は、この点については全く不透明であります。さらに、最低制限価格の発表が入札も終わっても、入札が終わっても発表しない。これは、何たることでございましょうか。まず、そのことを先ほど財政部長から発表されましたように、入札の落札率は非常に高うございます。しかし、これは、人によって見方も違うだろうし、しかし何も私は安いばいばいというものでない。公共事業なんで、この地域に住んでいて税金を納めている方たちにも十分持続的に継続できるような、そういう設定はしなければならぬと思いますけれども、しかし世間の常識では94%、あるいはこのたびのつがる総合病院の入札の中で予定価格、第5工区、33億円を超える入札予定価格に対して落札したものが何と97%、このようなことは私の常識では非常に疑問でなりません。

以上をもって2回目の質問といたします。

○工藤武則議長 財政部長。

○佐藤文治財政部長 最低制限価格についてお答えいたします。

最低制限価格の算定の率であります。直接工事費に乗じる率が0.95、共通仮設費に0.90、現場管理費に0.80、一般管理費に0.30となっております。これらの合計額に1.05を乗じたものが最低制限価格となります。

ただし、先ほど先生が、加藤議員が申しましたとおり、その額が予定価格の10分の7に満たない場合は10分の7、10分の9を超える場合は、予定価格の10分の9が最低制限価格となります。

また、非公表としている点についてであります。最低制限価格を公表すると類似の工事の入札に当たり、それを参考として入札する可能性が出てまいります。そうなりますと、適切な工事費の積算を妨げ、工事の品質低下等につながるおそれもあるため、非公表としているところであります。最低制限価格の公表については、公表することによる弊害等を考慮し、今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、つがる総合病院の金額が90数%だったということでございますが、つがる総合病院の設計積算に当たり、これはかなりの大規模工事であり、建設償還金が病院経営にも影響を与えるため、建設費を抑えるために当初から労務単価や施工単価、材料価格、製造業者、メーカーの見積もり価格等における積算採用価格は公共建築工事積算基準等によらずに、民間市場価格での積算を依頼したと聞いてございます。

また、共通仮設費、現場管理費、一般管理費につきましても一般的には諸経費としておりますが、公共建築工事積算基準に準ずる経費率を採用せずに、約半分の経費率で見積もっていることから、国土交通省で述べております公共工事の積算基準による場合の最低制限価格の上限90%の設定範囲を撤廃して、先ほど述べました一定の計数を掛ける計算式で出た額を最低制限価格として採用したというふうに聞いてございます。

以上でございます。

（「入札予定価格の事前公表は。触れたくない。特に必要と認められている項に関して」と呼ぶ者あり）

○工藤武則議長 財政部長。

○佐藤文治財政部長 本市では、先ほども申しましたが、250万円を超える工事については予定価格の事前公表をしてございます。250万円を超える工事については、発注見込み、入札、契約状況等を公表することが、これが法律で義務づけられております。これにあわせ、入札事務の透明性、公正性の確保と不正行為の防止を目的として予定価格を事前公表してございます。

○工藤武則議長 財政部長。

○佐藤文治財政部長 先ほど加藤議員の質問で病院看護師等の事務の院内保育という話も出て、質問がありましたが、私が連合からお伺いしたところでは院内保育につきましても前向きに検討してまいりたいということをお伺いしてございます。

（「それから、中核から金木に……」と呼ぶ者あり）

○工藤武則議長 20番、加藤磐議員。

○20番 加藤 磐議員 3回目になるんだ。同じこと、答えいただいてないで。

○工藤武則議長 財政部長。

○佐藤文治財政部長 それから、中核病院から金木病院の医師の派遣が可能なのではないかということでございますが、それは来年の4月1日から、今管理者ができて、確実に連合の経営となります。それについては、管理者のほうで十分考慮して、弘大の病院のほうとも折衝を重ねていることと思っております。

○工藤武則議長 20番、加藤磐議員。

○20番 加藤 磐議員 金木病院の医師の確保は、どのような形であれ、金木の地区、あるいは金木の周辺の住民も切望している案件でございますので、どのような方法であれ、早期の再開を重ねてお願いするものであります。

と同時に、4月1日を契機としたつがる西北五広域連合の中でもやはり金木病院の救急機能再開を最優先課題にしていただきたい。それをこの場で確約していただきたいと願います。

次に、2回目の質問の繰り返しになりますけれども、お答えしていただけなかった部分を再度お聞きします。入札の予定価格を、公正な入札を確保するために事前発表しているということですが、先ほど来申し上げておりますように、当市の契約事務規則、そしてまた国の事前公表はやめろというような指導をあえて無視して続けていく。百歩下がって、今までの社会状況であれば、それも許されるかもしれませんが、この議会でもさまざまな課題が論議されているもの、すべてが財源が必要なわけであり、当然所得も、地域住民の所得も低くなりますし、そしてまた負担も大きくなる。その中で、行政が今のこれからの状況に対処していくためには、入札の予定価格を公表することをやめて、やはり適正な同業者の中で適正な競争が行われるように整備していく必要があるんでないか、そういう点から、当五所川原市の契約事務規則も大幅に見直す時期が来ているのではないか、かように考えます。この点について、市当局のお考えをお聞きいたしますけれども、もし旧態依然として、今の方策でよいと、検討に値しないということであれば、これは我々、市民から議席を負託された者として議員発議の条例でもこの入札契約に対する条例を提案する決意であります。それが何よりの議場改革、議員改革、私なりの結論であります。市当局のお考えをお聞きいたします。

○工藤武則議長 財政部長。

○佐藤文治財政部長 先ほども御答弁申し上げましたが、当市では250万円を超える工事につきましては入札事務の透明性、公正性の確保と不正行為の防止を目的として予定価

格をこれまでずっと事前公表してきております。確かに加藤議員おっしゃられるように、国のほうからは予定価格の事前公表を取りやめるよう要請も来てございます。市としてもどちらのほうがいいのか、これから十分検討いたしまして、対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○工藤武則議長 以上をもって加藤馨議員の質問を終了いたします。

次に、5番、山田和宗議員の質問を許可いたします。

静かにしてください。

○5番 山田和宗議員 一登壇一

至誠公明会の山田和宗でございます。第7回定例会通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

近年我々生活者を取り巻く環境は、ますます厳しさを増し、世界情勢は全く予断の許されない状況でございます。

また、日本の国内だけを見てもT P P問題、雇用問題、景気問題、年金問題、教育問題、食の安全性の問題など、難問が山積をしておる次第でございます。こうした大変な時代だからこそ改めて昔からの日本の暮らしのよさや家族、歴史、伝統、文化、これらを見直す時期に来ていると思うのです。五所川原市の基幹産業と言えば、私が今さら改めて申すべきことでもありませんが、農業であるということはだれしもが認めるところであります。したがって、農業が元気でなければ、当市の経済は循環しないということになるかと思えます。ここにいらっしゃる皆様だれもが農業を活性化させるためにはどうすればよいのかということを一度は考えたことがあるはずですが、しかしながら、なかなかこれといった施策は打ち出せずに、農業所得の減退の一途をたどっているというのが現状ではなかろうかと私個人としては感じておるところでございます。

そこで、第1点目の質問であります。まず当市の主な農産物の生産量と販売額の推移、ここ3年でよろしいので、お示してください。水稻とりんごについては当然であります。赤～いりんごやツクネイモと、市内を見渡すと多種多様な農産物が作付されているように感じられますので、市として把握をしている範囲で構いませんので、お願いをいたします。

2点目の質問であります。今年の第3回定例会において赤～いりんごについての取り組みについて質問をさせていただきましたが、私の記憶によれば栽培農家と加工組織が情報を共有できる体制を整備し、赤～いりんごの復興対策に取り組んでいくという答弁がありました。その後の状況はどのようになっているのかお答えください。

続いて、3点目の質問でございます。五所川原市文化財保護条例によりますと、第1

条にその目的として、市の区域内に存する重要な文化財について、その保存のための必要な措置を講じ、もって市民の文化的向上に資することを目的とするとあり、また文化財保護法の第1章総則の第4条の2、文化財の所有者、その他の関係者は文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開するなどの文化的活用を努めなければならないとあります。しかしながら、当市に存在する文化財のほとんどは、金木地区の斜陽館を除いては有効活用されておらず、到底市民の文化的向上に資するとは言えないのではないのでしょうか。有形のものや建造物などについては、常時見学や体験学習などができる事業が少なかったり、ほかには無形のものや個人所有のものがあり、常時接することのできないものが多いと思いますが、市ではこれらの文化財を有効活用し、市民のための文化的向上に資する事業や、さらには観光事業などに結びつけ、文化財が存在する周辺地区の活性化を促すような施策を行っているのかどうかお答えください。

また、五所川原市の狼野長根地区にある国指定文化財、五所川原須恵器窯跡と市指定の楠美家住宅、また市浦の中の島にある資料館、平成22年度の利用者数、そして何回使用されてきたのかお伺いいたしまして、壇上からの1回目の質問とさせていただきます。市長及び各関係部長の誠意ある御答弁をお願いいたします。

○**工藤武則議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○**平山誠敏市長** 山田議員にお答えいたします。

赤～いりんごの振興対策についてお答えいたします。本年6月の第3回定例会において答弁いたしました生産者と加工組織の情報共有体制整備の取り組みについては、生産者43名並びに加工組織等の16団体の賛同を得て、生産者の生産情報や加工組織等の購入希望数量などの情報を共有する体制を整備いたしました。加工組織等の団体には、直接加工に携わる団体だけではなく、市場や農協等の団体も加わり、生産者の販路が大きく広がったことに加え、生産者と加工組織等の間で委託生産に取り組む動きも出始めていることから、今後も当該取り組みを継続し、生産者の生産意欲増進並びに地域の加工業の振興も図りながら赤～いりんご五所川原の振興対策を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**工藤武則議長** 教育長。

○**木下 巽教育長** 山田議員の文化財を活用した地域振興についてお答えいたします。

現在文化財として活用できる主な施設は、旧津島家住宅、太宰治記念館「斜陽館」、

旧平山家、楠美家住宅と、それに付随する須恵器の体験用登り窯、十三湊遺跡の資料を展示する市浦歴史民俗資料館等でございます。

議員御質問の楠美家住宅、市浦歴史民俗資料館につきましては、平成23年度です。平成23年度の入館者数は楠美家住宅1万4,561人、市浦歴史民俗資料館が1,773人となっており、入館者数は毎年ほぼ横ばい状態が続いております。楠美家住宅では、指定管理者制度を導入しており、指定管理者による自主事業として登り窯を利用とした須恵器の焼き物体験学習、地元産の野菜の即売、楠美家の奥座敷を利用したイベントの開催等を行うなど、指定管理者として施設の有効利用に努力していただいていると思っておりますが、利用状況、利用内容については必ずしも市内の方々に周知されているとは言えない状況であると考えております。教育委員会としては、当市の貴重な文化財を市内の方々に周知させるため、市内の小中学校生徒等に対し、現在行われている須恵器の焼き物の体験学習についてPRし、体験学習者数の拡大を図るとともに、須恵器以外にも楠美家住宅内を利用した昔の生活の実体験学習等を実施し、指定管理者と協力して市民に対し、文化財を身近なものとして認識させることに努めてまいります。

そのほか、観光資源として文化財施設を活用した地場産品の展示、即売等、地域振興を図る上で有効的な利用が考えられますので、今後関係課、また指定管理者と協議しながら一層の文化財活用の充実に努めてまいりたいと存じます。

以上でございます。

○工藤武則議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 地元農産物の生産量と販売額についてお答えいたします。

平成20年度から22年度までの3カ年の出荷実績のある農産物についてであります。まず水稲は平均で生産量が3万2,000トン、販売額は67億2,100万円、大豆は679トンで7,390万円、小麦は1,200トンで4,835万4,000円となっております。水稲、大豆の生産量は、ほぼ横ばいですが、単価の下落によって販売額が若干減少しております。小麦は、生産量及び販売額ともに若干増加している状況でございます。りんごにつきましては、生産量が6,650トンで9億3,930万円の販売額となっております。花卉につきましては、リングクとトルコギキョウを合わせて210万本で1億4,370万円の販売額となっております。畑作物では、ハウストマトが平均で生産量が1,640トン、販売額が4億4,838万円となっておりまして、ほぼ横ばいで推移しております。パレイショは661トンで8,259万円、ツクネイモは40トンで1,331万円、ナガイモは121トンで2,700万円、キュウリは81トンで2,040万円、キヌサヤは14トンで2,930万円、ニンニクは12トンで1,340万円、ネギが44トンで1,320万円となっております。

以上、主な農産物につきましては、作付面積、生産量、販売額ともほとんど横ばいの状況でございますが、今後より収益性の高い作物への転換や露地栽培からハウス栽培への転換等、作付農家の方々はもちろんでございますけれども、JAを初めとした関係機関と連携を図りながら、その方向性を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○工藤武則議長 5番、山田和宗議員。

○5番 山田和宗議員 詳細な御答弁、ありがとうございました。赤～いりんごについては、当市の目玉でありますので、どうぞ今後も行政のかかわりを継続しながら知名度アップ、そして農家の所得向上に取り組んでいってほしいと思います。

さて、ただいま答弁にありましたように、当市には県内外に誇れる農産物がたくさんあるものの、生産量や生産額はほぼ横ばい状態にあるということで、農業復興についての施策は確かにさまざま行われてきましたが、なかなか生産量や生産額は増えていないようでございます。やはり施策の方向性について視点を変える必要があるのではないのでしょうか。五所川原市民が赤～いりんごやツクネイモの名前は知っていてもどういふふうに食べたらいしく食べられるのか全くわからない人も多くおられます。私自身もその一人でございます。

また、市民の方から聞かれますが、わからないので、答えようがありません。私自身、勉強不足と言えば、確かにそうかもしれません。五所川原市には、こういった誇れる特産物があるのだと、この野菜はこういう調理をするとおいしく食べられるとか、こういう珍しい、そしておいしい加工品があるのだということを地域の方々が知ることが情報発信の非常に有効な手段に、ひいては地元農産物の知名度アップ、そして消費拡大につながるのではないのでしょうか。地産地消が叫ばれ久しくなりますが、当市においても地産地消を進める会や加工部会、そしてさまざまな組織、団体が地元の農産物を使った商品の情報発信を行っております。しかしながら、先ほど申し上げたとおり、地域の方々がよく地元の特産物についてわからないという状況であります。例えば市内にある楠美家住宅であるとか、平山家住宅でいった文化財を活用し、定期的に幅広い年齢層の方々を対象に食育活動が行われないのか。これが再質問の1点目であります。

2点目であります。狼野長根地区にある国指定文化財。五所川原須恵器窯跡と市の指定した楠美家については、市内の小中学校の学習会や楠美家住宅に道の駅のようなものの機能を持たせて周辺の活性化を図ったり、十三地区の国指定文化財、十三湊遺跡をもっと身近に触れることのできる資料館として充実を図るといったことは考えられないのでしょうか。平成23年4月1日現在、国、県、市が指定及び登録している文化財は、

私の調べたところでは有形、無形合わせて、五所川原地区では13、金木地区では6、市浦地区では8、国指定特別記念物カモシカを加え、合計で28でございます。市の農産物と同じなのですが、これもまた市民の方々がほとんどわからないという状況にあります。先ほど申し上げましたが、やはり地域の方々が知るといふことこそが情報発信の有効な手段でありますので、ぜひそのための施策を講じていただきたいというのが私の願いであります。市内の文化財が一目でわかるようなガイドブック、マップを作成できないものか、また観光アテンダントのような人員の配置ができないものか、あわせてお伺いいたします。

再質問の3点目ですが、新年度事業としてブランド協議会を立ち上げるようですが、その詳細について今お知らせできる範囲内で構いませんので、お聞かせくださいませ。

以上でございます。

○工藤武則議長 教育長。

○木下 巽教育長 文化財の周知についてお答えいたします。

現在五所川原市で指定されている文化財は、議員御指摘のとおりでございます。教育委員会では、五所川原市のホームページ上に一部の文化財を公開しており、旧津島家住宅、太宰治記念館「斜陽館」及び楠美家住宅は指定管理者によるホームページ上での公開が行われています。しかしながら、議員御指摘のとおり、市民への文化財の位置、内容等についての周知が徹底されていないのが現状ではないかなと考えています。

教育委員会としましては、市民の文化的向上に資することを目的とする文化財保護条例の趣旨に基づき、ホームページ上にて五所川原市のすべての文化財の公開を行い、周知させるとともに、観光資源の側面もございませぬので、関係課と協議しながら親しみやすくわかりやすい文化財ガイドマップの作成に努めてまいりたいと存じます。

また、文化財に精通したガイドの育成のことでございませぬが、今年度より市民提案型事業の中で安藤のふるさとづくりの事業の一環として市浦地区において歴史ボランティアガイド育成事業を実施しているほか、有料ではありますが、太宰治ゆかりの地かなぎ文学散歩というガイドが活動されております。将来的には、各地域に文化財に精通したボランティアガイドの育成が必要と考えられますが、その有効的な育成方法に難しい面もございませぬので、今後相対的に検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○工藤武則議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 山田議員から幅広い年齢層の方々を対象にした食育という御質問がございました。各地域でさまざまな地域活動に取り組んでいる組織があるわけですけれ

ども、楠美家住宅、七和地区にあるわけですが、この地区には須恵器の里かっちゃんの会だとか、北限の梅、これはJAの女性部の活動組織やら、また地域は違いますけれども、金木地域には川倉のそばの会だとか、もちっこの会、もちっこの会はJAつがるにしきたの女性部の組織だと思えますけれども、そのほかJAごしょつがるの女性部のやさいSUNプラザの活動だとか、さまざまそういう地域活動に取り組んでいる組織がございます。例えばこういう組織の方々の協力を得ながら食育も絡めた農家レストラン等、あくまでも農、農の分野では考えられるわけですが、これに関しては市教委のほうともいろいろ御相談しながら検討してまいりたいと思います。

次に、観光アテンダントのお話もございました。観光アテンダントのようなガイドを各文化施設に配置できないかというお話もございました。この観光アテンダントの市内文化施設の配置については、当市が事務局を務める五所川原市雇用創出協議会という協議会がございます。本年度から地域雇用創造推進事業、いわゆるパッケージ事業を展開しております。その中で、観光産業の活性化による雇用の創出についても取り組んでおります。主な具体的な取り組みとしましては、観光ガイド育成セミナーを今年8月から10月まで、実地研修を含めて6回開催したところであります。山田議員御提言のとおり、五所川原市の魅力は観光施設だけではございません。したがって、このセミナーには、観光施設の案内のほか、地域の食、見所、歴史等についてもガイド対象として盛り込まれておりまして、観光客の満足度や期待感を高め、繰り返し訪れていただけるようなガイドの養成を目指している状況でございます。このガイドの育成によって、市内各文化施設に配置できるかどうかは今後の検討課題の一つということで考えております。

次に、ブランド協議会についてお答えいたします。全国的に地場製品の販売競争が激化する中、当市も五所川原製品の品質向上と知名度アップを図るために、平成24年度に五所川原地域ブランド推進協議会、「(仮称) ヤッテマレ!本舗」でございしますが、この設立を考えております。この協議会は、市長を会長とし、県及び農業、漁業関係者、商工業関係者と20名程度の委員と専門のアドバイザー若干名をもって組織して、専門部会として認定審査部会と農林水産物元気部会を設置する予定です。平成24年度には、加工品のブランド認定を行い、翌25年度には農林水産物のブランド認定を目指すこととしております。当市のブランド品として認定した製品には、1つとしてブランドマークの標章使用許可、2つとして市指定のイベント商談会出展への経費助成、3つ目として各種パンフレットや市ホームページによる広報面からの支援を行うということを考えております。このほか、専門のアドバイザーが市内の企業を訪問して販路の拡大や商品のデザイン等を指導することとしておりまして、魅力ある商品の創出やオリジナルブランドを

確立するとともに、6次産業化の加速化を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○工藤武則議長 5番、山田和宗議員。

○5番 山田和宗議員 大変ありがたい御答弁をいただきました。ただ1つ、楠美家の住宅、これは今現在休館になっておりますよね。津軽地方を代表する大型民家である楠美家住宅、後世に長く保存、伝承するため、平成12年11月2日に五所川原市の有形文化財（建物）に指定し、同時に広く市内外の人々に公開するためと。そうすれば、今まで市民、また市外の人たちになぜこういうものを公開を周知してこなかったのか。まず、そこを1点聞きたいと思います。

それで、ブランド推進協議会、大変いい事業だと思います。どうぞ市長さん、この協議会に予算をつけていただきまして、一日も早い立ち上げをお願いいたします。

また、農林水産課、教育委員会、農業委員会ともに、縦割りの行政でなくて横のつながりを強めていただいて、ぜひともこういう文化財だとか、食の市民への知る権利、知らせる権利、ぜひとも行っていただきたいなと思う次第でございます。それを願って質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○工藤武則議長 教育部長。

○福井定治教育部長 今楠美家住宅は、冬期の開放をすればどうかという御提言だと思います。

現在楠美家住宅の開館期間。4月1日から11月30日までとなっております。冬期間は閉鎖しておりますけれども、主な理由といたしまして楠美家の住宅の入館者数、冬期間、相当数見込まれないこと、また冬場の除雪費用が甚大であること、加えて施設内の寒冷化、寒いということで入館者の快適な観覧が難しいことが挙げられます。こういった費用対効果の面から、冬期間閉鎖ということにしてございます。議員御指摘の冬場の有効活用という観点に対しまして、前述した内容を加味しながら今後指定管理者と協議してみたいと思いますけれども、主に車でお越しの観光客、これは冬期間は激減しているという現状でございます。楠美家でなければできない、相応のイベント、あるいは活性化策が見出せれば、大変入館者数も増えるものと思いますけれども、それを含めまして一度指定管理者のほうと協議してまいりたいと思います。

○工藤武則議長 以上をもって山田和宗議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○工藤武則議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時16分 散会

平成23年五所川原市議会第7回定例会会議録（第3号）

◎議事日程

平成23年12月13日（火）午前10時開議

第1 一般質問（4人）

10番 山口 孝夫 議員

13番 秋元 洋子 議員

24番 平山 秀直 議員

1番 花田 進 議員

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（26名）

1番 花田 進 議員	2番 鳴海 初男 議員
3番 山田 善治 議員	4番 工藤 武則 議員
5番 山田 和宗 議員	6番 木村 慶憲 議員
7番 成田 和美 議員	8番 吉岡 良浩 議員
9番 伊藤 永慈 議員	10番 山口 孝夫 議員
11番 木村 博 議員	12番 古川 幸治 議員
13番 秋元 洋子 議員	14番 稲葉 好彦 議員
15番 松野 武司 議員	16番 寺田 武造 議員
17番 桑田 茂 議員	18番 阿部 春市 議員
19番 福士 寛美 議員	20番 加藤 磐 議員
21番 木村 清一 議員	22番 川浪 茂浩 議員
23番 磯辺 勇司 議員	24番 平山 秀直 議員
25番 三 潟 春樹 議員	26番 葛西 収三 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者（25名）

市 長 平山 誠敏

副市長	三上裕行
総務部長	小田桐宏之
財政部長	佐藤文治
民生部長	高橋勇公
福祉部長	工藤勝
経済部長	島谷淳
建設部長	菊池司
上下水道部長	葛西孝徳
会計管理者	関秀三
教育委員長	阿部育也
教育長	木下巽
教育部長	福井定治
選挙管理委員会 委員長	白川昭磨
監査委員	山本將雄
監査委員 事務局長	工藤雄三
農業委員会 会長	太田昭市
農業委員会 事務局長	小山内洋一
総務課長	岩崎明彦
財政課長	佐藤明
環境対策課長	山中均
介護福祉課長	工藤仁
商工観光課長	中谷昌志
公園管理課長	荒関博司
社会教育課長	井沼清英

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	岩川静子
次長	浅利寿夫

◎開議宣告

○工藤武則議長 おはようございます。ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めます。

◎日程第1 一般質問

○工藤武則議長 日程第1、一般質問を行います。

質問は再質問を含め3回までとなっておりますので、質問、答弁とも簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは、10番、山口孝夫議員の質問を許可いたします。

○10番 山口孝夫議員 一登壇一

おはようございます。政和会の山口です。平成23年第7回定例会に当たり、市民の代弁者として一般質問をさせていただきます。

平成21年のリーマンショックに始まり、今年度3.11の大震災、そしてまたTPPにおける日本の位置、EUにおける金融危機が日本に及ぼす影響、私たちを取り巻く経済環境が悪化しているが、当市においても同様であると思います。市民生活の重要な部分を占めている次年度の予算編成が既に始まっていると思いますが、そこで市の次年度予算編成について質問いたします。

まず、1として、次年度市の予算の組み立てと、その流れについて、2として次年度の特徴と重要案件について、3として今年度予算化したもので次年度予算化しないもの、特別あればお答えください。4として、予算編成に当たって、議会及び市民とのかかわり合いについて、5として一般会計予算額についてと歳入歳出の見込額について、わかる範囲でお答えください。

2つ目の質問に入る前に、市の教育目標について質問いたします。まず、市の基本目標についてお答えください。また、その具体的目標についてもお答えください。

それでは、市の記念碑について質問いたします。北奥文化研究会では、創立30周年記念の中で「石に刻まれた歴史」と題しまして、西北地方の記念碑、とりわけおのこの石碑の解説書を出版されました。このことは、先人の歴史を学び、今日我々市民がこれからの五所川原を活性化し、将来においてもある意味ではその道しるべとなる

であろうことだと思えます。

そこで、質問いたします。まず、石碑、その数は現在どのくらいあるのかお答えください。

次に、市役所前にありました五所川原新田開発の祖でありました鳴海勘兵衛の碑について、その業績と建立の経緯、そしてまた石碑の現在の状態についてお答えください。

次に、市の花、木、鳥の指定について。現在平成の合併を機に、むつ市、八戸、三沢、十和田、黒石、青森、弘前、平川市、つがる市など、現在8市はすべて木、花、鳥など指定してあるが、どうして五所川原市だけ決まっていないのか。また、これからどうするのか答弁願います。

以上で1回目の質問といたします。

○**工藤武則議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○**平山誠敏市長** ただいまの山口議員の質問にお答えいたします。

市町村の花、鳥、木等の制定状況については、平成の大合併により誕生した県内市町を調査したところ17市町中15市町で既に制定されており、未制定となっているのは当市及び藤崎町のみとなっております。制定済み市町の制定手法を見ますと、編入合併により従前のものを引き継いでいるもの、また新設合併の結果、公募や市民アンケート、選定委員会等により新たに制定しているものなど、対応はさまざまであります。当市においては、合併時に策定した合併協定項目において新市発足後に定めることとしており、時期を見て節目のときに定めることとなっておりますので、未制定のまま現在に至っております。議員からは、6月定例会においても市の花、鳥、木制定について御提言をいただいておりますので、子供たちの郷土への愛着心育成の観点からも新市発足10周年となる平成26年度の制定に向けて庁内で準備を進めてまいりたいと考えております。

その際、議員御提言の市の貝の指定についても検討してまいりたいと存じております。

以上でございます。

○**工藤武則議長** 教育長。

○**木下 巽教育長** 市の教育目標についてお答えいたします。

基本目標として、市民一人一人が生き生きと輝き、あふれる笑顔で毎日を送るためにふるさとを愛し、ふるさとの文化をはぐくむ心豊かでたくましい人づくりを目指し

ております。平成18年3月16日に制定したものでございます。今年度の具体目標は、市の総合計画後期基本計画が作成されたことから、整合性を図り、心豊かな人づくりに向けた学校教育の推進、心豊かな生活に向けた社会教育の推進とスポーツ振興、豊かな心をはぐくむ地域文化の振興の3つを柱とし、児童生徒の育成、生涯学習、スポーツ活動の推進、文化財の保護、保存及び芸術文化活動の振興等に努めているところでございます。

市内にある石碑でございますが、教育委員会として把握しているものは、文芸碑として五所川原地区が21種59基、金木地区が12種79基、市浦地区が1基、津軽三味線及び仁太坊関係の碑が6基でございます。

以上でございます。

○工藤武則議長 財政部長。

○佐藤文治財政部長 市の来年度予算について御答弁申し上げます。

まず、予算の組み立てと、その流れについてでございますが、通常予算の編成に当たりましては、地方自治法におきまして遅くとも年度開始前、20日までに議会に提出するとされていることを踏まえまして、当市においてもこの規定に基づいて予算の編成作業を行っているところであります。具体的には、予算事務規則の定めにより去る10月17日に当職名による予算編成方針通知を発出して、各課からの予算要求を受け付け、11月24日から12月2日まで各課からの聞き取りを行い、今後財政課で査定を進め、最終的には年明けの市長査定を経て1月中を目途に予算編成を編成し終える予定としております。ここで成案となった予算案が2月中旬に印刷製本されまして、3月の定例会に提出、議会で審議の上、可決された場合に法的な効力を持った予算となることは山口議員御案内のとおりでございます。

次に、次年度の特色と重要案件についてでございますが、この予算編成方針には議員お尋ねの次年度予算の特色や重要案件を示して通知しており、平成24年度予算編成につきましては、第1点として地域医療の維持確保や子育て支援、消防防災など、市民の皆様が安心して暮らしていける地域を目指す、市民生活に安心を与える施策の推進、第2点として、市民ニーズの的確な把握と積極的な情報公開により、市民と行政の情報共有を図る市民と行政のよりよいパートナーシップの構築、第3点として持続可能な行財政システムの構築に向け、行財政改革への取り組みを堅持する行財政改革の推進といった3つのポイントを軸として重点施策を掲げております。

次に、今年度予算化したもので、次年度予算化しないものという質問でございますが、歳出予算は大きく経常的経費と臨時的経費に分けることができます。経常的経費

とは、年々持続して固定的に支出される経費であって、大まかには人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等及び公債費を指します。

他方、臨時的経費とは、一時的、偶発的な行政需要に対応して支出される経費及び支出の方法に規則性のない経費であって、大まかには保証金、賠償金、積立金、投資及び出資金並びに普通建設事業を指します。臨時的経費については、その性格上、事業期間など、一時性を特徴づける理由が存在しますが、事業の終期を迎えたものなどについては当然次年度の予算には計上されてまいりません。

次に、予算編成についての議会及び市民のかかわりについてでございますが、議員御案内のとおり、地方自治法の定めるところにより、予算編成権は長に専属しており、地方公共団体の財政運営の統一を図るとともに、責任の所在を明確にし、経理の適正を期する趣旨から、予算編成段階で議会の関与を認めることは制度上、想定されてございません。しかしながら、予算編成段階に至る前提として市民が何を求めているかを公正に把握することは重要であり、そのために山口議員を初めとする市議会の議員4名並びに公共的団体等の役員等及び学識経験者26名で構成された五所川原市総合計画審議会委員の審議を経て、計画期間を平成26年度までとする五所川原市総合計画後期基本計画を策定し、同計画に基づいた予算編成を行っているほか、さらには直接の住民ニーズを受けとめ、総合計画で捕捉できない部分を補完すべく、今年度市内各地で住民懇談会を実施しているところでございます。

いずれにいたしましても、平素から市民、議会の皆様の御意見を伺うことが重要であると認識しているところであり、今後ともそのように努めてまいりたいと考えてございます。

次に、平成24年度一般会計予算額について、わかる範囲でお答えいただきたいという質問でしたが、先ほどから御答弁申し上げてございますように、平成24年度予算は現在鋭意編成中でございますので、詳細についてはお答えすることができない状況でございます。一部事務組合等の大規模事業向け負担金の推移を見ますと、西北五環境整備事務組合汚泥再生処理センター建設事業の終了により9億9,800万円の減少となる一方、建設費の大部分が平成24年度及び25年度に予定されているつがる総合病院建設事業が本格的に進捗することにより13億7,400万円程度の増加が考えられます。他の予算項目が今年度並みとした場合でも一般会計総体としては、今年度の予算を上回ることが見込まれてございます。

次に、市の記念碑にかかわります鳴海勘兵衛碑についてでございますが、鳴海勘兵衛の碑については、鳴海勘兵衛氏は江戸時代初期、岩木川、新十川と旧十川に挟まれ

た五所川原地方の新田開発に直接現地で指導に当たったと聞いてございます。五所川原市では、鳴海氏の偉業をたたえ、昭和58年8月2日、市制施行25周年記念事業として市庁舎前のお祭り広場に石碑を設置いたしました。この石碑につきましては、その後移動しましたが、その経緯についてですが、つがる総合病院の建設が今年度から開始され、市庁舎敷地内の樹木の移植、伐採等を余儀なくされたことから、石碑についても移転する必要が出てまいりました。このことについて、庁内で協議した結果、鳴海勘兵衛氏の石碑については市役所に近い公園ということで柳町児童公園への移転を決定して、現在そこに設置してございます。

以上でございます。

○工藤武則議長 10番、山口孝夫議員。

○10番 山口孝夫議員 それでは、2回目の質問に入りたいと思います。

まず、財政でありますけれども、市の借金残高と予算残高について。つまり市債残高と基金残高について、22年度は8億円黒字になったということでありまして、24年度、どういうふうになるのかなということを、まずわかる範囲で教えてもらいたいと思います。

それから、2つ目として商売をしている人の売り上げが大変落ちてきていると。「山口さん、わ何も商売まいねくて銭っこ払えねじゃ」ということを大分聞いております。そこで、市税額の収入予想はどういうふうになるのか。

3つ目としてです。市の財政状況を見るに重要な部分であります。実質公債費比率、22年度は19.6%でありましたけれども、23年、24年、どのようになるのかなと。これは、無理な部分があると思いますけれども、お答え願えればと思っております。

次に、交付税算定における合併算定費についてもお答えください。

その次です。5として交付税、その後の対策についてお答えくださいと書いていますが、要は毎年平成17年度から10億円交付税がもらっているわけでありまして、26年度に大体10億がなくなると。そうすると、その後、どうなるのかなと。今は、交付税が大体17年度に合併してから10億円来ているんですけども、その後、どうなるのかなということです。そこをお答えください。

続きまして、市と議会のかかわりについてでありますけれども、確かに総合計画の審議委員会、私もなっておりますけれども、議員と次年度予算について話し合う場面です。例えば各会派からでもいいんですけども、そういう場面をやっぱり持ってほしいなと思うんです。要するに、私なぜ今回12月の議会でこういう質問したかといいますと、予算編成が既に12月から始まっている。3月では、我々議員がもう出てきたもの、

どうだばというふうに承認せじゃということなんです。そうすると、我々議員の意見とか、そういうものが反映しにくい場面があると思っています。それなので、例えば議会がこうして一般市民に公開している、議会中継もやっているわけでありまして、その中でやっぱり一般市民の声と議会の声、どれだけ広く集めるかということは大事なことではないかと思えます。そしてまた、その3月の予算を承認する我々の議員としての、それ、承認、おめえたちよくてやったんだべというふうになるわけです。そのときに、我々が急に出されたものを見てどうこうというわけにいかないわけですので、あえて今の12月にしゃべったわけでありまして。

そして、そのことを踏まえまして、3月の議会では、の前にでもやっぱりもうちょっと議会とのかかわり、そんなものを深く持っていただければと思っています。

あわせて、市民との懇談会とありますけども、懇談会も確かにそうなんでしょうけども、懇談会という場所では余り言えない部分があったりもするかと思えますけれども、もうちょっと何かの方法、例えば市民の声の目安箱だとか、例えば役所に置かなくても、銀行に置いてもそういう声を書いておけるとか、もっとそういう部分をやってもらいたいなと思っています。

続きまして、鳴海勘兵衛についてです。石碑の生かし方について、市当局ではどういふふうに考えているのかなと。要は、さっきもお答え願いました。市役所に一番近い児童公園ってあります。果たしてそれでいいのかなと。鳴海勘兵衛は、市制25周年、この市役所の前に建立されました。その経緯というのは、当時の寺田市長、そしてまた藤田桂三さんがそのことを選んだそうです。書は、泉無味という方がこの書を書いておりました。鳴海勘兵衛については、鳴海勘兵衛の祖父は津軽藩第3代、津軽為信公に仕えたそうであります。そして、その後勘兵衛は第4代信政公に、これは石碑に書いている文字を私はしゃべっているんですけども、五所川原新田開発の派立頭、要するに国営事業を命ぜられて、田川村に神明様を、神明様をです、ね、勧請し、その事業の成就を祈願したそうであります。そして、12年たった後に、1676年、宝永4年に茅葺の野を拓し、築堤、延水して基幹村落15をなすと、そういうふうなことを書いています。そして、このことにより五所川原の初代代官をやられたそうです。その初代代官の代官所というのは、現在川端町にあります女子部の井戸であります。その近くに代官所があったそうであります。そして、この鳴海勘兵衛の業績はその後です。金木新田にもやったそうであります。金木新田もこの鳴海勘兵衛さんが卓越した力を発揮して、立德実行の先覚たる、面目躍如たるものあり。人の心を檄つと書いておられます。思うに、藩政必須と書いています。津軽藩必須の大業による新田開発に終始一線

を貫き、まさに千載に流せりと、こう書いております。そして、最後の部分に郷域万民の衷情を勒して、もって不朽に伝えんとすと。不朽に伝えんとすということは、ずっと長く後世まで伝えるということなんです。その偉業をなぜあそこに持っていったのか。さっきの答弁で、近いところに持っていくということであれば、これは何なのと。私は、非常におかしいと思っています。現在八幡宮の近くに若山牧水の碑があるんです。あれは土手なんです。あの土手が今のこの市役所の前を通過して、ずっと通って飛藤、飛藤さんの、とびしま酒屋さん、そこから上がっていく、その範囲が岩木川の中にあったそうなんです。その土手なのです。そして、こっち側を全部新田開発したということなんです。そういう意味では、子供の教育上、考えて、ぜひともああいう隠れた場所でなくて市民がいつも見れる、例えば立佞武多の館のこれからできるであろう、そういうところにやっぱり持ってきて、今日の五所川原になったという、その偉業をたたえるべきではないかと。そういうことで、私はなぜそこにやったのかなと。意味は何だと聞いたら、私は非常にがっかりしました。近いからそこに置く、そうではないと思います。人の目に触れ、そしてまた教育上、鳴海勘兵衛というのはその偉業が五所川原新田開発、金木新田開発、それを見合って、今日の五所川原の祖を築いたというんでありますから、やっぱり日の目が当たる場所にやってもらいたいなと思っております。どうかそのことを踏まえて、これからの措置についても今の場所ではなくて日の当たる場所にやってもらいたいなと思っております。そのことについて、鳴海勘兵衛が五所川原に来た時代の祖と同じく、市長の祖先もその時代にいたのだと思います。その時代に一緒にいたのかと思っておりますので、何とぞ市長の御英断、どういうふうを考えているのかなと、そのお話を聞きたいと思っております。

次に、市の木、花、鳥についてであります。今10年後の26年度にやるとありますけれども、現在青森県で8市ある市では、既に全部終わっているんですよ。市、花、木、鳥と。そうして、何回も市民会議やったり、そうして合併の困難を全部抱えながら話に話をして、そしてやってきたんです。そして、市の花、ノハナショウブ、カワラヒワ、そしてまたハルニレ。ハルニレは、五所川原の開拓をするとき、その木を炊いて寒さをしのいだという木であります。しかし、考えてみますに3町村合併した今であれば、またそこで違う意見が出てくることもあると思います。何も前の、旧態依然の五所川原のその3つの市の花、木、鳥ということを行っているのではなくて、やっぱりそのことについて教育委員会として子供たちに、きのうの質問もありました。小中一貫教育、中高は無理だとありました。小中一貫教育の中で、あんなのとこの市の木何と聞いたときに答えられない、そういう子供たちで果たしていいのか。あなたのふ

るさと、五所川原は何だと、何の木なの。やっぱりそういうものをきちっと協議しながら合意形成して、きちっとしたものをやってもらいたいなど。あわせて、市の貝の話もしました。これは、何もほかの市町村では貝ということは限定しておりません。しかし、合併を機に、全国的にも有名な市の貝、シジミカイをぜひ、議長も市浦村で生まれた経緯もありますし、市の貝が何だというふうに、私も市浦で生まれたもんですから、あれなんですけれども、その貝ということを考えたときに、どこもやっていないからやるべきであって、例えば議会で何だかんだと聞けばほかの市町村の動向を見ながらとか、そうではないと思うんです。五所川原の独自、特色、自分たちがこうでありたいというものをしっかり出してもらいたいなと思っておりますので、このことをこういうふうにするんだというふうな市の花、木、鳥、貝については別に市長の御見解をお聞きしたいなと思っております。

以上で2回目の質問を終わりたいと思います。

○工藤武則議長 財政部長。

○佐藤文治財政部長 来年度の予算にかかわります、まず市債残高の推移について御答弁申し上げます。

市債残高は、普通会計ベースで平成20年度末で422億円、同21年度末で417億5,000万円、22年度末で422億1,000万円、23年度末見込みで443億7,000円となっております。

なお、市債残高そのものは、建設事業の実施に伴い、平成26年度末まで増嵩すると見込んでおりますが、これらの事業に充当する市債は合併特例債、過疎対策事業債といった元利償還金に対する交付税算入率の高いものであります。実質的な公債費は低減してまいります。平成22年度末の残高のうち79億5,000万が臨財債、これは元利100%算入されます。96億8,000万円が過疎合併債で、このうち70%が交付税として算入されてまいります。その他の市債が245億6,000万円となっており、正味の負担がゼロ割、もしくは3割の市債が全体の41%を占めてございます。

次に、基金残高の推移についてでございます。財政調整基金、減債基金及びその他の特定目的基金の残高合計は、平成25年度末で2億5,000万円、21年度末で11億3,000万円、22年度末で21億4,000万円、23年度末見込みで24億円を見込んでございます。基金残高が増加して推移していく主な要因は、合併特例債を活用した地域振興基金の積み立て、平成21年度から23年度までは各年度5億円、平成24年度は5億4,000万円の見込み、計20億4,000万円によるものでございます。

次に、市税の収入の推移ということでございますが、市税収入は平成20年度で55億3,000万円、21年度で52億2,000万円、22年度で51億4,000万円、23年度見込みで51億

2,000万円を想定してございます。平成24年度につきましては、固定資産税の評価替えによる減、約1億7,000万、今のところ想定してございますが、これが反映される結果、今年度予算を下回るが見込まれてございます。

次に、実質公債費率の推移についてでございますが、実質公債費率は平成20年度で22.5%、21年度で21.2%、22年度で19.6%、23年度見込みで17.7%となっております。市債残高のお尋ねに対する答弁の際に申し上げたように、市債発行の内容が交付税算入率の高いものにシフトしてきた結果、実質的な公債費は徐々に低減してきてまいります。

次に、合併算定替えから本算定移行後の対応についてという御質問でございますが、地方交付税の大宗を占める普通交付税には合併算定替えという措置がありますが、これは合併して一つの市になったとしても合併前の旧市町村がそれぞれ存続しているものと見なして、旧市町村ごとに額を算定し、その合算額を交付するというものでございます。当市の場合、平成26年度までは年間約10億円、多い交付を受けておりますが、平成27年度からは算定替えにかかわる部分が毎年1から2割減額され、平成32年度には完全に一本算定に移行することになり、現在よりも約10億円少ない額での行政運営を余儀なくされることとなります。これに対応するために、市では職員数の抑制、事務の見直しといった行革の取り組みがこれまで以上に必要になってまいります。現在の推計では、平成27年度以降に行革を実行していった場合の経費削減効果よりも合併算定替えに伴う交付税の減少幅が大きいため、一時的に単年度収支が不均衡になることが見込まれてございます。このような将来の収支不均衡に備えるためには、財政調整基金の積立額確保が急務であり、既にお示ししてあります行財政見通しについても平成26年度までに少なくとも15億円の基金残価の確保が必要であるというふうに認識してございます。

次に、予算編成について議員、市民の意見ということでございますが、先ほども御答弁申し上げましたとおり、地方自治法第211条第1項の規定により、予算編成権は長に専属しており、地方公共団体の財政運営の統一を図るとともに、責任の所在を明確にし、経理の適正を期する趣旨から、予算編成段階で議会の関与を認めることは制度上、想定されてございません。

ただ、市民からの要望につきましては、先ほど申しました住民懇談会、それから各種会合、議員の皆様に対しましては各議会での一般質問、予算委員会、それから各常任委員会、それから各種説明会を通じて皆様の意見を十分に伺って、予算に反映させていきたいというふうに考えてございます。

それから、市民で住民説明会に出ない方もございます。そういう市民からの意見につきましても、いつでも各課の担当職員を通じまして十分に住民の意見を拝聴いたしまして、それを毎年度予算の編成に生かしていきたいというふうに考えてございます。

次に、鳴海勘兵衛氏の何で柳町児童公園に移したのかという質問でございますが、鳴海勘兵衛氏の偉業をたたえまして、現在の移転先が適切でないという御意見、市民からの御意見、御要望をお伺いいたしまして、他の適所に移動させることはやぶさかではございません。今後、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○**工藤武則議長** 総務部長。

○**小田桐宏之総務部長** 市の木、市の花、市の鳥などの指定についてにつきましてお答えいたします。

先ほど市長の答弁にもありましたとおり、市では平成26年度の制定に向けて庁内で準備を進めてまいりたいと考えてございます。その中で、議員御提言の市の貝などにつきましても、県内では既に青森市で蛸、横浜町ではナマコ、階上町ではアブラメなど、地域の特色ある虫、魚などを指定している市町村もございますので、市民の声を聞きながら指定に向けて準備をしていきたいと考えてございます。

○**工藤武則議長** 10番、山口孝夫議員。

○**10番 山口孝夫議員** 御答弁ありがとうございます。26年度にやると、私はあまり10年を記念にしてそれをやるというのは、余りよく理解できないんです。というのは、市でなぜ五所川原だけがやらないのかという。そのことが本当に学校教育で身になるのかなということがあるんです。既に今からでもそのことについてやるべきであって、市の木、花、鳥でやるべきであって、どうも私としては10周年という意義にそれをやるよりも今の現状でどういうふうにするかというのが大事だと思うんですよ。ほかの市ではみんなやっているんですね。8市全部やっているんです。だから、どうして五所川原だけがやらないのかと、その不思議さがやっぱりぬぐい去られません。しかしながら、市の貝については、市民の意見を聞きながらとあります。確かに市民の意見も大事でしょう。でも、出た人の中でなくて、例えば市浦の漁協の組合長とか、そういう人たちとか、みんないるわけですよ。そして、市浦の十三湖のシジミというのは全国的に有名なわけですよ。そういうのに意見を聞くのは大したいいです。姿勢は、大したいいと思います。だけれども、周りでみんなわかっていることを、わかっているのではないかなという私の一人の思いかもわかりませんが、ぜひとも市の貝を入れてもらいたいなど。そのことは、私がここでしゃべるまでもなく、市長自身がこれは大事なことだと思っておるから、私はあえて聞いているわけです。そのことに

については、よろしく御配慮をお願いして、早くその制定に、制定といいますか、指定に向けて協議を持つべきだなと思っております。よろしくお願ひいたします。

それから、鳴海勘兵衛の碑ですけれども、今の答弁でその場所に置くのもあるけども、考えないわけではないというのでありますから、ぜひとも鳴海勘兵衛の不朽、不朽ということはずっと後世に伝えるという意味で、あの裁判所の小さな公園のわきに置いておくというのは、裁判やる人しか見えないんですよ。でも、車で入った中で、まずほとんど見えません。ぜひとも明確に、やっぱりその碑を日の当たる場所に持って行ってほしいなと思っています。そのことについて、再度、しつこいかもわかりませんが、よろしく答弁のほうを、もうちょっと進んだ答弁、いやいやそこでなくてというふうな声を聞ければと思っていますので、御答弁願ひしたいと思います。

それから、財政ですけれども、実際財政問題、今のこの12月に聞くというのは本当に無理なところもあると思います。しかし、議会が市民に公開されている以上、どういふふうに編成されているのかと、12月から始まっているんだということ認識しながら市民の方々も早目に、これは早く出しておかねばまいねえなど、今出しておかないと24年度に予算盛ってもらえないなということがありますので、あえてこの場で質問した次第であります。

以上をもって3回目の質問を終わりますけども、最後の石碑についても一回答弁願ひしたいと思います。以上で終わります。

○工藤武則議長 市長。

○平山誠敏市長 今の山口議員にお答えいたします。

まず、市の木、鳥、その他でございますが、今まで見てみますとやっぱり平成17年に3市町村合併して、ようやく一体感が出てきたのかなという思いでございます、これから3市町村、それぞれの代表なり、やり方はさまざまございますが、その意見を集約しながら新しい新市の木、鳥、花等を制定していく準備をしたい。やはりある程度10周年とか、そういう節目を記念してやるのが一番いいのかなという思いでございますので、平成26年に向けてこれから体制を整えていきたいと思っています。

鳴海勘兵衛の碑でございますが、どうも柳町児童公園が日の当たらない場所だと言われるのは、非常に心外でございます、もともと市役所の前の道路が堤防でございます、あの児童公園というのは五所川原の発祥の地の一つでございます元町の八幡様にも近いところでございまして、私としては非常にいい場所であろうかと思っています。私どももすぐ近くの公園で、向かいには招魂堂もございまして、さまざま、若山牧水の碑もございまして、そういう環境からいきますと、別に悪い環境ではないの

ではないかと私自身は思っております。やはり五所川原市の発祥、鳴海勘兵衛ということもございしますが、文化財になっております平山家がどうなのか、その辺もございしますし、これからその辺は皆様方と検討しながら、御意見を聞きながらいい方向へ進めていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○工藤武則議長 以上をもって山口孝夫議員の質問を終了いたします。

次に、13番、秋元洋子議員の質問を許可いたします。

○13番 秋元洋子議員 一登壇一

おはようございます。議長のお許しを得ましたので、至誠公明会、秋元洋子、一般質問させていただきます。

昨年東北新幹線全線開業してからはや1年が過ぎ、太宰治記念館、立佞武多の館も観光客が増え、市当局の観光受け入れ態勢の充実に力を注いだ努力の結果だと高く評価いたします。その中で、NPO法人かなぎ元気倶楽部の受賞という思いがけないクリスマス前のプレゼントまでいただき、金木町に住む者として喜びにたえません。また、3.11の震災後、9カ月たってもまだ御遺体が見つからず涙する方、テレビで見るとつけ胸が痛みます。早い復興を心から願ってやみません。昨日震災に揺れた日本、2011年の世相をあらわす言葉、漢字に、みんな一つにと「絆」という言葉に決定いたしました。今回の私の一般質問もこの絆という言葉に頼りに進めていきたいと思ひます。

まず、1番目に金木中央老人福祉センターについて質問させていただきます。次に、体育館について……。失礼しました、ちょっと待ってください。通称、川倉の湯っこという福祉センターの湯っこでございしますが、新築は望めるのか望めないのかどうか、お答えくださいませ。

次に、体育館施設について。農業者トレーニングセンター解体後の計画についてお尋ねいたします。

金木中学校柔剣道場のトイレの設置についてお尋ねいたします。

次に、芦野公園についてですが、今年の12月にも芦野公園の動物園について、私は一般質問をしております。私が納得するようなお返事やら、いろいろなものはまだいただいております。

2番目に、不法投棄するごみ対策についてお聞きいたします。

3番目に、紅葉の見られる木々の植樹についてお尋ねいたします。

この3項目について、皆様方の、市長を初め、関係者の皆様方の誠意ある御答弁を求め、1回目の質問といたします。

○**工藤武則議長** ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○**平山誠敏市長** ただいまの秋元議員にお答えいたします。

金木中央老人福祉センターは、昭和55年3月の開設から築後31年を経過しており、建物や施設内で老朽化が進んでいる状況となっております。市では、施設を利用される方の安全を確保するため、本年9月に建物の耐震診断を実施いたしました。診断の内容は、東日本大震災の影響による構造的な被害もなく、1階部分に2カ所の構造スリットを設けることで耐震性能を確保できるという結果が示されたところです。当面補強に係る実施設計書を作成し、速やかに補強工事が実施できるよう作業を進めているところですが、施設の老朽度、利用者の満足度等を考えると改修による維持管理ではなく、施設の新設に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、農業者トレーニングセンター解体の計画についてお答えいたします。御存じのとおり、平成20年3月に老朽化が著しい農業者トレーニングセンターは廃止いたしました。スポーツ愛好者や市民からの要望にこたえるため、学校施設開放事業等を利用して、現在は金木小学校の体育館及び金木中学校の柔道場を開放し、代用していただいているところであります。私の選挙公約の一つとして、金木地区市民の健康のためにスポーツ施設を建設すると公表しておりますが、金木トレーニングセンターにかわるスポーツ施設はなくてはならないものと認識しております。現時点では、建設規模と建設場所について議員御提言を含め、検討中でございます。

以上でございます。

○**工藤武則議長** 建設部長。

○**菊池 司建設部長** 芦野公園内動物園の今後のあり方についてお答えいたします。

芦野公園動物園は、昭和36年4月の開園以来、西北五地区で唯一の動物の観察ができる施設として、地域住民や観光客に親しまれてまいりました。しかし、近年において、動物舎の老朽化が進み、危険動物に指定されているクマ、猿の安全面及び防犯面への対処、あるいは鳥インフルエンザ等の感染症対策などの外的環境変化への対応に苦慮している現状にあります。

また、動物園施設の老朽化は、周囲の景観等に悪影響を及ぼしていることも指摘されていることも事実であります。今後につきましては、動物展示の維持を基本姿勢に、訪れる人が安全かつ安心して楽しめる動物園とするため、展示内容に沿った老朽施設の改修を検討し、より早い実施を考えてまいりますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

続きまして、芦野公園のごみの不法投棄対策についてであります。芦野公園内のごみの不法投棄は旧福山邸の公園内東側の駐車場付近や山林の中に多く見られます。ここは、ふだんの人通りも少なく、直接車で乗り入れられることから、敷き布団等の大型の廃棄物が平然と投棄されており、また一たん片づけた後、数日後に再度投棄されていたこともございました。この不法投棄に対処するため、旧福山邸付近までの道路を同邸を使用しない日は通行どめとしたいところでございますが、同邸付近に民有地があり、また一部畑として使用していることから、車両の乗り入れの制限は困難な状況となっております。こうしたことから、具体的な不法投棄対策として、現在のところ市職員及び動物園の飼育管理で常駐しているシルバー人材センターによる公園内全体の巡回監視を強化するとともに、不法投棄禁止の看板を増やし、警告してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

3つ目でございますけれども、芦野公園内に紅葉が見られる樹木の植樹についてお答えいたします。芦野公園内には、桜のほかにさまざまな木々が渾然と植えられていることと、木々の間隔が狭くなっているため、数が多過ぎることが樹木医より指摘されてございます。そのため、現在植えられている桜以外のモクレンやツツジ等の花も十分鑑賞にたえられるよう樹木医の指導を仰ぎながら順次整備し、桜まつり期間以外でも長く花を楽しめるようにしてまいりたいと考えているところであります。秋の紅葉をとということでございますが、紅葉で多くの人を呼ぶためには、紅葉を空間的に広く植えるなど、面的な広がりや、また標高差を利用するなどした長期間の鑑賞にたえられることなどが必要で、現在の芦野公園では条件的に厳しいものがございます。しかしながら、多くの観光客を呼ぶことはできないまでも日々の散歩及び散策が楽しくなるようなスポット的な形での取り組みは可能かと思っておりますので、もみじ等の植樹のできる場所の確保に向けて検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○工藤武則議長 教育部長。

○福井定治教育部長 金木中学校の柔剣道場トイレについてのお尋ねでございます。平成20年3月に金木地区のスポーツ施設である金木トレーニングセンターが老朽化により廃止となったために、トレーニングセンターの2階に設置されておりました柔道場も廃止となりました。これに伴い、金木地区には柔道を練習する場所がなくなったために、現在は金木中学校の柔剣道場を開放して代用しているところでございます。現在の利用団体は、スポーツ少年団1団体でありますけれども、トイレについては学校のセキュリティーの関係上から使用できないために、利用団体が自前で外に簡易トイ

レを設置している状況です。利用者には、大変御不便をおかけして申しわけなく思いますけれども、金木中学校の柔剣道場はあくまで学校施設として整備されたもので、校舎内のトイレの利用はセキュリティー上、問題があります。学校施設開放事業としての専用トイレを設置することは、浄化槽を初め、給排水工事が必要となります。投資と効果の面から難しいものもございますので、先ほど議員から体育館整備の計画について御質問ございました。この計画を実現していく上で、柔道場の設置も含めて検討してまいりたいと考えておりますので、いましばらく御理解を賜りたいと思います。

○工藤武則議長 13番、秋元洋子議員。

○13番 秋元洋子議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

現在社会福祉協議会が委託を受け、管理運営をしている金木町、通称、川倉の湯っこで通しますので、よろしくお願ひします。川倉の湯っこなんですが、今年2度にわたってレジオネラ菌が出ました。また、配管の腐食が進み、穴が開き、先日、ついこの間でございます、浴槽に湯が入ってこなくなったと。そして、修理をしている、そういう状況がございます。そのときは、嘉瀬地区の老人が来た日で、半日入浴できなかったりとか、数多く不備があります。配管は、30年以上もよく持ちこたえたものだなと業者の方がおっしゃっていました。いつ配管、すべてがどこに穴があくか、ぼろぼろになって大変な状況だということを業者の若い方がおっしゃっていました。修理を繰り返しながら配管、それから建物と、いろいろ経費がかさむわけです。また、今一番町民が困っているのが金木には公衆浴場が一軒もありません。五所川原と違いまして、ここの川倉の湯っこだけが金木の町民の憩いの場なんです。その公衆浴場の中に蛇口、洗い場の蛇口ですね。たった、男女ともに、7個ずつしかございません。それで、大体1日平均、川倉のお湯には150人程度の方々が入っております。それで、たった7個の蛇口が男女ともにだと大変だという状況は、私が言わなくても皆様方、おわかりと思います。

そしてまた、浴場の中に、古い建物ですので、天井が低く、換気がございません。それで、ちょっと温度を上げますとむっとして、熱気があふれて、その中でお年寄りたちは救急車で2人ほど病院のほうに運ばれております。そして、だんなさんと一緒に来た人は、だんなさんが金木病院のほうに連れていかれているという状況がございます。もしこれ、だれも気づかずに、1人でいたときに倒れた場合、どういう責任をだれがどこでとるのか、これは大変なことです。先ほど市長の1回目の答弁の中で、これから前向きに建てかえの方向で進んでくださるという大変うれしい御返事をいただきました。方向だけでなく、すぐ始めてほしい。検討中ではなく。ぜひ金木町に、

社会福祉協議会の方々が非常に苦勞をしております。委託は受けたものの常に修理、常にそういう老人たちのために気を使って走り回っております。

私の調べた材料の中に、今、ざっと今少しここを話します。これから改修予定されているもの。非常用放送設備、ございません。災害が起きたとき、どうするのでしょうか。温泉給湯、今のレジオネラ菌の対策ですね。そして、非常口の表示灯の交換、これもできておりません。それから、利用者の安全と快適性を高めるためには、トイレの床、これタイルです。それで、サンダルが木のサンダルであったり、滑らないサンダルを履くと、タイルで水洗いしていますので、サンダルが長もちしません。それで滑って転んでけがしている方もおります。それから、脱衣場の換気と湿気対策、結露しております。これから冬期間は結露して、前回平山市長、選挙のときにこの場所を訪問したとき、結露して、バスタオルでその結露を防いでいたという事実がございます。それから、大広間のござの敷きかえ。話せば、もう切りがございません。まだまだ5項目も7項目も、その他もあります。その他もいっぱいあります。

（「時間たっぷりある」と呼ぶ者あり）

時間たっぷりあるからまだやれという話ですので、話させていただきます。天井裏の一部補修とか、それから今この建物が30年ちょっとしかたっていないのに、この老朽化の激しさ、考えられない状況だと思うんです。玄関は、入り口は階段になってまして、老人がほとんど多い中でバリアフリーでもなく、そして手すりがやっ和金木時代に……そこにおいで、言ってもよろしいのでしょうか。福井部長に……だめですか。手すりにつけていただいたり、ゴムをつけていただいたり、いろいろな部分がございます。これを話ししていれば、本当に切りがないです。市長、ぜひ新築の方向で見直しをかけていただきたい。

（「新築」と呼ぶ者あり）

新築です。もちろん私の希望は新築です。問題点が余りにも多過ぎて、市長、新築を強く希望いたします。

それから……皆さんが余り言うもので、次にいくところをわからなくなりました。新築のところまでいきましたので、体育施設の農業者トレーニングセンター解体の計画の見通しのところで、今教育部長より御答弁がございました。

そして、あわせて金木中学校柔剣道場のトイレの件も御答弁がありました。金木柔剣道場のトイレの件ですが、柔道クラブの方々は週2回練習しております。ちなみに、子供が20人、大人が10人、約30人以上の方々が集まって練習に励んでおります。冬期間、汗をかいた体で雪の中に出て行ってトイレに行く子供たちは、非常にかわいそう

ですね。風邪を引いたり、大変だそうです。これを善処していただくために、もう一歩踏み込んだ御答弁がいただければうれしいと思います。

それから次に、動物園についてですが、昨年の12月にも一般質問しましたが、いまだ何も進歩しておらず。市当局は、クマやほかの動物たちの死を待つのみなのか、また廃園を望んでいるのか。それに対してのお答えは、先ほどそちらの部長より新しい動物園を建てかえしてくださるといふような、そういうふうには私は聞きましたけれども、いかがでしょうか。検討していると言っていましたでしょうか。検討もそのうちの一つでしょう。

(不規則発言あり)

そうですね。来年の4月は花見です。また観光客がたっぷり集まってきます。そういう前向きな方向で、改修の方向で考えていただければありがたいと思います。

それから、不法投棄するごみの対策についてですが、実は先ほど部長のほうから布団等が投げられてあったという話ですが、それは7月の末ごろ私が……。

(不規則発言あり)

商工会女性部の郷土料理と地域の観光を結びつけるという研修の途中で公園を散策していました方に、「芦野公園の福山邸の裏のほうに布団が投げられている。秋元さん、ぜひ行ってみてください」。研修を投げて、その場所に行ってみました。そうしたら、座布団ではなくて本当の寝具でしたね。赤い布団に、敷き布団にかけ布団に、すごいものが投げられていたんです。それも非常に悪意のあると言え……ずる賢いやり方で、木と岩と建物の裏側の間に捨てているんです。ちょっと行くと見えないんです。そういう布団、大きな布団とか投げられていました。それで、すぐ公園管理課に電話して善処していただきました。それで、今月の3日のあたりです。また電話がありまして、福山邸のところに、駐車場に大きなまたごみが投げられていると、そういう電話がありました。早速行ってみましたらば、車のバンパーですか、前のほうと、後ろのほうは何ていうんだかわかりませんが、それが2つ、大きいものが投げられていて、駐車場の横にです。そして、その下のほうを見ますとドラム缶やら、いろいろなものが落ちていて、よく見ると非常に汚い、あそこはごみ捨て場ではないんですね。これは、金木町民なのか、五所川原……金木も市民ですね。いや、金木の山に昔は五所川原の袋に入ったごみも投げておりましたので、どこの市民とは限定できません。それで、その通報してくれた方は、こういうふうには言っていました。ぜひあの場所は裏側で、ふだん余り出入りの激しくない場所で、春になると観光客は意外とつり橋を渡ってあそこの場所を通るんですね。だから、非常に目ざわりだし、またこれから投

げていい場所だと思われても困るから、看板を立ててほしい。そして、できれば車が入れないように鎖を張ってかぎをかってほしいという要望がございました。先ほどの答弁の中では、それはできないということですが、あの場所は市の場所だけではないんですか。それは、またもう一度お聞きいたします。看板を立ててくださるということでしたので、非常に私はいいい方向に向かっていると思って、うれしく思っております。

それから、紅葉が見られる木々の植樹についてですが、芦野公園は春の時期、桜が過ぎれば残念ながら夏、秋と何もないので、緑のある、松のある公園、そんな感じで金木町民のときからぜひあの場所には四季を通じた花であり、木が欲しいと思いながら町民時代、一般質問をしてまいりましたが、かなわず現在に至っております。ぜひ合併後の五所川原市議会議員として、また今回芦野公園に四季を通して観光客も呼べる、そして秋になれば紅葉のあるもみじとか、いろいろなものを植えてほしい。それが私の望みでございます。それは金木町の町民の声だと思ってくださっても結構です。芦野公園に風情が加わりますので、ぜひ色のついた秋の紅葉が見られれば幸いだと思っております。

2回目の質問はこれで終わりますが、先ほどの……

○**工藤武則議長** 13番、秋元さん、農業者トレーニングセンター、お願いしましたか、2回目。

○**13番 秋元洋子議員** 2回目、しました。したですよ。

○**工藤武則議長** 何か私ここにいて聞いていれば、していないような……

○**13番 秋元洋子議員** そうですか。農業者トレーニングセンター、中学校と一緒にやりましたね。済みません。ありがとうございます、議長。農業者トレーニングセンターも、たしか……そうでしたね。言っていませんわね。済みません。市長選挙、マニフェストの中で金木町の町民の健康のためにトレーニングセンターをつくるという公約が出されました。ですが、現在私が知る限り、金木の町民たちはトレーニングセンターも必要です。ですが、現時点では川倉の湯っこのほうを先に建ててほしい、この声が大でございます。どちらか1つに絞れという声がありますので、できれば川倉の湯っこ1つに絞りたいと思いますので、ぜひ誠意ある御答弁、もう一度よろしく願ひいたします。

2回目の質問はこれで終わります。

○**工藤武則議長** 福祉部長。

○**工藤 勝福祉部長** 金木中央老人福祉センターの現状と今後の対策についてお答えい

たします。

金木中央老人福祉センターは、老人の福祉の向上を図るための施設として、昭和55年3月に設置されまして……。

(「すみません、マイク入ってないんでないですか」と呼ぶ者あり)

平成18年から五所川原市社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っております。当センターは、入浴施設、大会議室を有し、年間4万人を超える利用者の方から大変好評を得ている施設でありまして、入浴後に大会議室で談笑しながらくつろいでいる方も多く、憩いの場となっているようであります。ここ数年、ボイラーの水漏れの修理など、施設の老朽化に伴う修繕費用が増加しております。また、議員からお話もございましたように、近隣に入浴施設もないことから、地域の方の利用も多く、さまざまな要望が寄せられているところであります。寄せられた要望につきましては、私と担当課長、担当職員が直接現場を確認して、それぞれ対応してまいりましたが、設備の改修には多額の費用も要することから、先ほど市長からもお話がございましたとおり、新築の検討も含め、今後市民の方が利用しやすい環境づくりに取り組んでまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく御理解をお願いいたします。

○**工藤武則議長** 教育部長。

○**福井定治教育部長** 金木中学校の柔剣道場、昭和63年11月に学校施設として渡り廊下で結んで整備したものでございます。平成20年から、先ほど答弁したとおりですけれども、トレセンの解体とともに学校施設開放事業として利用に供してございます。現在簡易トイレということで対応してございますけれども、先ほど市長の御答弁にございましたとおり、市長もなくてはならないもの、体育館についてはなくてはならないものという御認識のもとに、体育館整備計画の中に柔剣道場の配置も検討してまいりたいと考えておりますので、いましばらく格別の御理解を賜りたいと思っております。

○**工藤武則議長** 建設部長。

○**菊池 司建設部長** 芦野公園のごみの不法投棄についてでございますが、議員御指摘のとおり、旧福山邸付近には2名の地権者で3筆の私有地がございます。このことによりまして、チェーン等による車両通行どめは、先ほど申し述べましたように、困難でございます。看板等を設置して啓蒙していきたいというふうに考えてございますので、よろしくをお願いいたします。

○**工藤武則議長** 市長に湯っこトレーニングセンター答弁してもらいましょう。どうだ。

○**13番 秋元洋子議員** はい、よろしく申し上げます。

○工藤武則議長 市長、答弁。

○平山誠敏市長 いや、議員御提案の川倉の湯っこですか。それと、トレーニングセンターにつきましても新築を考えていきたいと思っておりますが、やはり財政の状況もございまして、まず先に川倉の湯っこのほうを実現していきたいと。その後に、多分トレーニングセンターに入るのかなという思いでございまして、よろしく御理解いただければと思います。よろしくお願ひします。

○工藤武則議長 13番、秋元洋子議員。

○13番 秋元洋子議員 それでは、最後の質問でございます。

質問ではなく、お願ひで終わりたいと思ひます。市長、絆を大切に、ぜひ……いえ、絆はしっかりと結んでおります。ぜひ市長に川倉の湯っこ新築の方向で、早い段階でお願ひいたしまして、3回目の質問を終わります。

これをおもちまして秋元洋子の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○工藤武則議長 以上をもって秋元洋子議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前 11時21分 休憩

午後 零時42分 再開

○磯辺勇司副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

24番、平山秀直議員の質問を許可いたします。

○24番 平山秀直議員 一登壇一

至誠公明会の平山秀直でございます。平成23年第7回定例会に当たり、通告に従って一般質問をさせていただきます。

第1点目は、東日本大震災の復興支援策についてであります。質問は、瓦れき処理対応についてであります。復興の第一歩は瓦れき処理であります。県内では、八戸市を中心に16万トン、県外の岩手、宮城、福島県各県は3県で2,490万トンに上ると推計されております。東京都では、一番に受け入れを表明。当市ではどう対応されてこられたのでしょうか。6月の時点と10月の時点で県からアンケートがあったそうでございますが、どう御返答しているのかお伺ひいたします。

第2点は、地方分権についてであります。第1点は、権限移譲の見通しについてであります。国が地方自治体の仕事をさまざまな基準で細かく絞っている義務づけ、枠づけの見直しや、県から市へ権限移譲を進めるための地域主権一括法は第1次、第2

次一括法として、それぞれさきの国会で成立いたしました。636項目を見直し、来年4月までに大部分が施行される見通しになっております。この法律により地域の実情に沿った施設の運用や運営が可能となる反面、条例を審議、制定する地方議会の役割がより重くなっております。例えば保育所の施設基準を初め、公営住宅の入居資格、道路の整備基準など、数多くの項目が自治体の裁量にゆだねられることとなります。一方、市町村へ権限が移譲される例としては、未熟児の訪問指導、これは保健所設置市から市町村へ、都市計画の策定、これも都道府県から政令都市へ、また美容院の衛生基準設定、これも都道府県から保健所設置市などが挙げられております。

そこで、お伺いいたしますが、一括法の成立、政府からの情報提供ができていますが、現実に条例制定を来年4月までに行うことの見通しはどうなっておられるでしょうか。間に合わない場合には、1年間の猶予期間もあるとしていますが、本市の場合、どうなっているのでしょうか。お伺いいたします。

第2点は、権限移譲に伴う自治体の財源であります。内閣府では事務的経費が主で大きな税源は必要とならないため、地方交付税を加算し対応というように説明しておりました。地方自治体としては、交付税だけでは対応できない補助金や交付金で明確に担保すべきであるとの意見が大多数を占めております。本市では、この点についてどのように考えられ、意見を述べられてこられたかお尋ねいたします。

次に、第3点目、TPP参加問題についてお尋ねいたします。第1点は、このTPP参加による本市のメリット、デメリットはどうなるのかお尋ねいたします。

第2点は、市の考え方についてお伺いいたします。

以上、質問いたしますので、誠心誠意御答弁をお願いし、1回目の質問を終わらせていただきます。

○磯辺勇司副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの平山議員の地域主権改革一括法の施行による市行政の影響についてお答えいたします。

地域の自主性及び自立性を高めるため、改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法につきましては第1次一括法が本年5月2日に、第2次一括法が8月30日にそれぞれ公布され、地方自治体の自主性の強化、自由度の拡大を図る枠組みが策定されております。同法による制度改革は、義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大、市町村への権限移譲など多岐にわたっておりますので、その概略については後ほど担当部長より答弁させますが、自治体の裁量権の拡大は一

方で事務量の増加につながるものであり、受け皿となる市町村の体制整備は必須となっております。これまで当市においては行財政改革の推進において、職員数については全体としての削減を基調とし、定員管理の適正化に努めてまいりましたが、こうした事務事業の増加に対応しながら住民サービスに支障が生じないように、また拡大された裁量権を十二分に発揮し、自主的、自律的なまちづくりを推進できるよう庁内の組織体制を整備してまいりたいと考えているところでございます。

次に、T P Pの問題でございますが、さきの議会において平山議員及び花田議員、先日は福士議員から同様の御質問があり、お答えしてきた経緯がありますが、その後国ではT P P交渉参加の意向を表明し、現在に至っております。農業分野では、T P Pに参加した場合は日本の農業生産額が年間4兆1,000億円減少し、食料自給率の現在の40%から14%に落ち込むという試算もあり、特に農業が基幹産業である当市においては、生産者のみならず、地域全体の活力が失われる大きな問題となります。そのため、国の責任において国際化に対応できる競争力の強化に向けた方針の策定や実効性のある対策を講ずることが何より先決であると思っております。当市としても国に対しては、我が国の産業に関して重要な課題を包含しているT P Pへの参加について、短時間で拙速な判断ではなく、十分な議論を重ねた上で慎重かつ適切な判断をしていただきたいのはもちろんであります。

以上でございます。

○磯辺勇司副議長 民生部長。

○高橋勇公民生部長 東日本大震災の復興に関連し、五所川原市における不燃、可燃の瓦れきの受け入れについての御質問に答えいたします。

災害廃棄物の受け入れについては、県からの照会に対して、県内の発生した不燃の災害廃棄物に限り、年度内において総量400トンの受け入れが可能とのことで回答しております。県内において受け入れ可能としているのは、当市を含む5市町村と伺っております。

また、可燃の災害廃棄物については、西北五環境整備事務組合から1日10トンの受け入れが可能との確認をいたしております。県内の災害被災地における処理の状況については、リサイクル業者、または民間業者への処理委託を実施し、処理しておりますので、当市へ災害廃棄物の受け入れは現在なされていないのが現状であります。

なお、県外で発生した災害廃棄物の受け入れについては、県内の災害廃棄物を受け入れることを前提に、当市の最終処分場の埋め立て残余量等を考慮した結果、受け入れは困難であると県に回答しております。

以上でございます。

○磯辺勇司副議長 財政部長。

○佐藤文治財政部長 第2次一括法による権限移譲に伴う財源の見通しについて御答弁申し上げます。

権限移譲に伴う財源措置については、地域主権戦略大綱では、市町村に対して地方交付税や国庫補助負担金などに関し、確実な財源措置を行うとされており、総務大臣も法案審議過程で都道府県から市町村に権限が移った場合には地方交付税の基準財政需要額の増額措置がなされ、逆に都道府県に関しては事務がなくなるため、基準財政需要額の減額措置がなされる旨の国会答弁をしていることから、現段階では地方交付税での財源措置は見込めるものと認識しております。

以上でございます。

○磯辺勇司副議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 地域主権一括法の交付に伴う当市での対応についてお答えします。

義務づけ、枠づけの見直しと条例制定権の拡大では、公営住宅の入居資格、道路の整備基準など、多くの項目が自治体の裁量にゆだねられ、地域の特性に即した制度づくりが可能となったものの、一方でその受け皿となるべく、市町村の体制整備が必須となっており、当市においては条例だけでも39項目程度の改正が必要になると見込んでおります。

条例改正の内容としては、これまで国において統一的に示されてきた各種基準を新たに地方自治体が制定することになるものでありますが、こうした新たな基準についても国の示す方針等に必ず適合しなければならない従うべき基準、通常よるべき基準の基準、地域の事情に応じて異なる内容を定めることが許容される参酌すべき基準と3段階において国から示されることとなっており、国の慣用が全くなくなるというものではありません。

また、施行期日の早い項目は、平成24年4月1日から経過措置が置かれる項目でも平成25年4月1日から新条例を施行させる必要があるため、当面はこれまでの国の基準レベルでの条例を整備し、ある程度時間をかけ、また当市における必要性が生じた際には地域特性をかんがみた内容の基準づくりが検討されることになろうかと思っております。

なお、平成24年4月1日施行の新条例の改正については、来年の3月定例会に提案する予定でございます。

次に、権限移譲につきましては、39項目程度の移譲を見込んでおります。このうち8項目につきましては、これまでも青森県から地方自治法の規定に基づく県条例による権限移譲を受けており、市の新たな業務となるものは31項目程度と見込まれております。事例としましては、未熟児の訪問指導、騒音に係る規制地域の指定、規制基準の設定、自動車騒音の常時監視などがございますが、こうした事務量の増大は職員の新たな知識取得、各種資機材の確保が伴うものでありますので、今後青森県より事務引き継ぎと、実際の事務実施状況を勘案し、新たな組織体制、人員体制を検討し、住民サービスに支障が生じないように取り組んでまいりたいと考えております。

○磯辺勇司副議長 経済部長。

○島谷 淳経済部長 TPP参加による予想される市のメリット、デメリットに関してお答えいたします。

TPP参加により農業はもちろん医療や労働環境など、20を超える分野にさまざまな影響が出ることが予想されます。メリットとしては、海外諸国との競争によって肉や米などの食料品全般の価格が安くなり、消費者の立場でのみ考えますと買いやすくなるということもございます。

しかしながら、その背景には、食品安全基準や農薬使用量の緩和、輸入農産物の検査の簡素化、遺伝子組み換え食品の生産、販売、表示規制撤廃など、消費者の健康よりも経済の自由が優先されるというような問題も含まれているものと考えます。やはり農業が基幹産業である当市にとっては、農家所得の大幅な減少、さらには農業の崩壊、それにつながる地域社会の悪影響など、多くのデメリットが懸念されるところでございます。

以上です。

○磯辺勇司副議長 24番、平山秀直議員。

○24番 平山秀直議員 答弁ありがとうございました。

それでは、2回目の質問をさせていただきます。まず、第1点目の瓦れきの処理についての対応ですけれども、先ほど答弁がございましたけれども、県内の八戸を中心とする瓦れきの処理について、当面まだ入ってきてはいないとお聞きしておりますけれども、それが今後いつごろ入ってくるのか、ちょっと私も事務当局から聞く限りでは予想されていないわけですが、その部分をいち早くきちんと対応することを、まず第1として、さらに県外からの瓦れきの処理について受け入れすることをきちんと当市でも検討していただきたいというようにして思うわけでございます。東京都で一番最初に瓦れき処理のことについて受け入れを表明しましたけれども、我が党

の代表がそれを受けて全国の地方自治体の我が同志の議員たちに呼びかけて、何とか東北の瓦れきに対応していただけるように、各自治体にも働きかけてもらいたいというような呼びかけもございました。私もあえて市長に、ぜひとも東北の一員でもある青森県、その中でも五所川原と西北五の地域というのは非常に消極的だというふうにして私は聞いておりますので、その中心である五所川原市がちょっと音頭をとっていただいて瓦れきの処理について、いろんな問題も抱えております。放射能も心配されております。そういう中でも受け入れられる範囲で、1歩でも2歩でもこの瓦れきの処理について対応していただきたいという思いで市長に再度、この点について、市長、どう考えていらっしゃるかお尋ねしたいと思っておりますので、お願いいたします。

次に、2点。地方分権のことについて、大分細かく御答弁をいただきました。まず、この地方分権のことについて、第1次、第2次のいろんな形での法律が制定されて、条例を当市で制定していかなければならないと。裁量がある項目、39項目、そのうち8項目がもう既に仕事している。残り31項目のことについては、新たに条例をつくっていかなくちゃいけない、基準をつくっていかなくちゃいけない、こういうふうな段階に来ているという御答弁ですので、今後当市ではこの事務の条例制定、それから基準の制定について、当市でどういうふうな体制でとらえていこうとしているのか。その場合に、当市の議会の条例制定権とか、議会のいろんな意見、発議、これを制定前にどのようにして意見を酌み上げて制定させていくお考えなのか、この辺を私はお尋ねしたいんです。特に地域主権が非常に重要になってくると。地方議会が非常に重要になってくるといって言われておりますので、それも近々にこれが来年の3月、そしてまた1年後の3月いっぱいまでにこれを対応していかななくちゃいけない。そのときに、意見をどのようにして集約させて基準をつくっていくのか。これは、自治体によって大きく差がつくと言われております。国からある程度の目安の基準がおろされて、それをそのまま踏襲して議会で提案してやるのも一つの方法ではありますがけれども、それで果たしていいんでしょうかというようにして疑問を持つわけです。きちんと議会が機能して、みんなの意見をきちんと吸い上げして、条例制定、基準制定に意見を反映させて、五所川原市独自の基準、条例をつくっていくべきではないかなというようにして思っておりますので、この点、改めて2回目お尋ねしたいと思っております。

それから、地方分権のことについては、財源のことについて、財政部長のほうから御答弁がございました。財政部長のほうから地方交付税の増額によって、ある程度の見通しがあるんだという国会の答弁があったので、増額の可能性があるんだというようにして裏づけがあるんだと。この点は、地方としては非常に心配しております。と

というのは、地方の市役所職員、人数は年々減っている。そして、給料も減らされている。こういうふうな状況の中で、仕事の量は増えるわけでございまして、これを乗り越えていかなきゃいけない職員の立場というのも大変お察しいたしますけれども、それでも対応していかなきゃいけないわけでございまして、何とでも事務量に対する財源的な裏づけというのはきちんと五所川原市としても確保していかなきゃいけないと思いますので、財政部長、頑張ってくださいと思いますけれども、この点、本当に何か地方交付税の中に入らされて、何かこれが事務の経費の財源なのか何なのかよくわからないような状態にならないように、きちんとしたそれなりの財源を確保していかなければいけない、そういう要請をしていかなきゃいけないと思いますので、この点、もう一度ですね、財政部長、もう一度この点お尋ねしたいと思います。

それから、T P Pのことについては、私も前の議会でもお尋ねさせていただいて、市長もみずから五所川原の農業を守るんだという思いで、非常にきちんとした方向性を五所川原としても意思を確認させていただいておりますので、改めてここではくどくどとT P P問題のことについては言いません。私が一番このT P P問題について申し上げたいのは、五所川原市というのはやっぱり農業の市、生産者が非常に一番影響を受けるという市でございます。食料自給率も青森県を初め、東北は120%の食料自給率だと。東京が0.2%ですか、そういう中で全国の食料自給率を引き上げているこの東北にとって、このT P Pというのは物すごい食料自給率1点をとらえても引き下げる。現在の40%から15%ぐらいまで食料自給率が下がるというような、せっかくみんなして自国のものを食べていきましょうということをやっているところを食料自給率がぐんと下がるというような1点をとらえても非常に影響力が大きいわけでございまして、これからも当市の立場、青森県の立場というのをきちんと一緒になって訴えていきたいと思いますので、よろしく願いいたしまして、2回目の質問を終わらせていただきます。答弁、よろしくお願ひします。

○磯辺勇司副議長 市長。

○平山誠敏市長 ただいまの瓦れき処理対応についてお答えいたします。

県としては、まず県内の被災市町村の災害廃棄物が早期に処理されるよう全力で支援していくとのことであり、被災市町村から他市町村へ受け入れてほしいとの要請があれば、県が仲介役となり受け入れ可能な市町村に対して受け入れの要請をしていくとのことであります。

また、県外からの災害廃棄物の受け入れについては、既に受け入れを行っている市

町村以外でも検討しているところもあることから、県としては東北全体の復旧復興に資するため、これまで同様、市町村等に対して情報提供、助言等を行うとともに、具体的な事案については国、市町村と連携しながら適切に対応していくとのことであります。

さらに、放射性物質に汚染された廃棄物の受け入れに対しては、国の方針を見きわめながら慎重な対応をしていきたいとのことであり、市といたしましては今後も県の動向を見ながら東北全体の復旧、復興に対応してまいりたいと考えております。

また、T P Pの問題でございますが、議員御発言のとおり、私も同じような危惧を持っておりまして、当市は基幹産業が農業でありますから、T P P参加には反対せざるを得ないものと考えております。

○磯辺勇司副議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 条例制定権の拡大につきましては、市民の暮らしや福祉、健康、環境を守る、充実につなげていけるものでありまして、自治の発展に向けて重要なことだと考えてございます。こうしたことから、条例の中で市民の暮らしが、市民の生活がよりよくなりますように、充実した条例の制定に努めていきたいと考えてございます。

○磯辺勇司副議長 財政部長。

○佐藤文治財政部長 第2次一括法による権限移譲に伴う財源の見通しについてでございますが、先ほど御答弁申し上げましたとおり、総務大臣の国会答弁により現段階では地方交付税での財源措置は見込めると認識しておりますが、ただし権限移譲の結果として、地方公共団体全体で基準財政需要額が増加する場合には、地方交付税の所要額に対して実際の地方交付税財源となる国税5税の一定割合、つまり所得税、酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、国たばこ税の25%、この5税の総額が継続的に下回っている状況では、臨時財政対策債のさらなる発行という形での交付税の先食いが生じるだけであり、その際には法定率の変更など、根本的な解決策が求められていかなければならないものというふうに考えてございます。

○磯辺勇司副議長 以上をもって平山秀直議員の質問を終了いたします。

次に、1番、花田進議員の質問を許可いたします。

○1番 花田 進議員 一登壇一

日本共産党の花田進です。12月11日に国民的番組「NHKのだ自慢」が当市で開催され、全国放送されたことは五所川原市の大きなアピールになったものと思います。本番の入場券に外れて残念だという声をたくさん聞きましたが、前日の予選会はだれ

でもが参加でき、前回は私も一部を見させてもらいましたが、今回は一般質問の準備があり、見ることができなく、残念に思っています。予選会及び本番に出場された方々にお疲れさまのお礼を述べ、通告に従い、質問をさせていただきます。

質問の最初は、介護保険についてであります。社会保険方式により社会全体で介護を支える新たな仕組みを創設し、利用者の選択により保健、医療、福祉にわたる介護サービスが総合的に利用できるようにしようと介護保険制度がつくられ12年目となりました。介護保険は、家族だけに介護負担を押しつけず、社会の責任で介護を担うという理念が根本にあると理解していましたが、保険料の負担ばかりが重くなり、介護サービスはどんどん遠ざかっていくようであります。当市の高齢化率は、国勢調査によると介護保険が始まった平成12年には21.13%、26年度には29.08%と推測されています。現在市高齢社会対策検討委員会において平成24年度から26年までの第5期の介護保険事業計画を策定している時期と思います。計画策定の状況と次期計画の重点的な事業内容をお知らせください。

介護保険法が今年6月に改正され、介護予防日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業が導入されました。この事業を導入した市町村は、要支援者へのサービスを従来の保険給付とするか、総合事業とするかを決められるようになりました。総合事業は、保険給付サービスと異なり、サービスの質を担保する法律上の基準がありません。費用を減らすために、生活援助やデイサービスをボランティアに任せるなどの事態が起こりかねません。要支援者へのサービス取り上げが広がるおそれのあるこの要介護日常生活支援総合事業を当市ではどのように考えているのかお知らせください。

また、今回の法改正により介護保険事業計画策定に際しては、日常生活圏における高齢者のニーズ調査を実施し、関係者を集めた日常生活圏部会が開催されることになりました。当市では、既にモデル事業として取り組んできているようですが、この調査の実施状況や活用についてお知らせください。

介護保険の第1号保険料についてお聞きします。当市は、3期では月5,000円の保険料でしたが、4期では、私は反対しましたが、5,400円に引き上げられました。その結果、全国平均月4,160円に比べ、相当負担が重いものになっています。インターネットでこの月5,400円の負担がどのようなレベルにあるかを調べてみましたら全国807の市の中で802位というトップクラスの高さであります。次期計画では、さらなる負担があるのでしょうか。お伺いします。

次に、風力発電についてお聞きします。発言の趣旨は、再生可能エネルギーに注目が集まっている中で、風力発電の設置がこの地域でも拡大する勢いにあります。無条

件に風力発電は大賛成という風潮の中で、風力発電の課題について述べさせていただきます。福島第一原子力発電所の大事故以降、原子力発電に対する不安が広がり、再生可能エネルギーを活用した発電が注目を浴びています。当市でも補助対象としている太陽光発電や長橋ため池で小水力発電の実証事業、脇元地域の風力発電などの取り組みがあります。風力発電は、デンマークでは電気消費量の22%となっています。デンマークを研修で訪れたとき、農地の至るところに風車があり、大変不思議に思い、聞いたところ発電をしているとのことでした。日本は、まだ0.4%と多くはありませんが、東北は1.3%、北海道に次ぎ、2位と高くなっています。このたび脇元地域で発電事業をしているくろしお風力発電株式会社が十三湖周辺に15基、3万4,500キロワットの津軽十三湖風力発電事業を行うことが明らかとなりました。この事業を実施するための環境影響評価方法書が縦覧されたところでもあります。さらに、つがる市屏風山地域にもグリーンパワーつがるが55基、12万6,500キロワット規模のウィンドファームつがる発電所を計画しています。

この地域の大自然を活用して風力発電が行われることは、一面では喜ばしい面もありますが、他方十三湖周辺は貴重な野鳥がたくさんおり、渡り鳥の飛来地でもあります。そのため、車が風車のブレードに衝突する事故、バードストライクが懸念されています。全国的にも希少種であるイヌワシやオオジロワシなどが事故に遭っている事例が報告されています。野鳥の会では、風力電力建設に対して、1つ、現行の風力電力導入マニュアルでは野鳥の保護対策が不十分なので、風力発電導入マニュアルの見直しを急ぐこと、2つ、希少猛禽類及び水鳥の重要な生育地とその周辺への設置は、衝突回避の対策技術が開発されるまで認めないことの2点を要望しております。これは、十三湖周辺の3月の野鳥の状況であります。オオジロワシがこのように木の上に、多いときは20羽ほどもいるときがあるんだそうです。これは、天然記念物のスミクイ、ごめんなさい、これは、天然記念物のスミクイだそうで、これはオオジロワシが十三湖周辺の木にとまっている様子で、ここでは5、6羽しかいませんが、多いときだと20羽もいるということであります。風力発電など、再生可能エネルギーを活用した電力開発は重要ではありますが、野鳥など動植物の生育に配慮した開発でなくてはなりません。生物の多様な成育を守ってこそ豊かな地域として存続できるのではないのでしょうか。

また、風力発電には、低周波が及ぼす健康被害も多くあります。今こそ冷静に考え、判断する時期であります。質問ですが、当市の風力発電の状況についてお知らせください。

また、市長は、風力発電についてどのように考えているのか。津軽十三湖風力発電事業の事業内容や野鳥対策などについてお聞きします。

さらに、本事業の対象地域は農地ですので、農地法上、転用が可能な地域なのでしょうか。お伺いします。

最後に、市営住宅の家賃の減免についてお伺いします。質問の趣旨は、現在の市の条例では、家賃の減免基準が明確でないことから、所得などの明確な基準を定めて減免を実施してほしいということでもあります。当市の市営住宅管理条例第16条では、家賃の減免、または徴収猶予の規定を定めています。16条では、1つ、収入が著しく低額であるとき、2つ、病気等により多額の費用を有したとき、3つ、災害等により著しい被害を受けたとき、4つ、特別の事情があるときとしています。

また、同条例施行規則では、生活保護世帯には言及していますが、具体的な基準は示されていません。これでは、家賃の支払いに困窮している市民の願いにこたえることはできないのではないのでしょうか。

質問ですが、市営住宅の減免は、どのように実施されているのでしょうか。実際何戸ほど減免されているかお伺いします。

また、条例を改正し、所得などの明確な基準を定めて減免を実施するべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。御答弁をよろしくお願いいたします。

○磯辺勇司副議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長。

○平山誠敏市長 ただいまの花田議員の風力発電についてお答えいたします。

地球温暖化などの環境問題が顕在化し、地球規模での温室効果ガス削減が急務となっている中で、風力発電、太陽光発電等の新エネルギーの導入が有効な手段として注目を集めております。当市におきましても今年度から新エネルギーの普及を目的に、太陽光発電システム及び木質系ペレットストーブの設置費用の一部を助成する事業を開始したところであります。風力発電につきましても再生可能エネルギーとして大きな可能性を持っているものと認識しております。当市を含む周辺地域は、風の条件が大変よく、風力発電に適していると伺っております。このため、多数の民間事業者が当地域への風力発電施設の設置を検討しているとのことでもあります。地球温暖化対策、また市税の増収等のメリットがある一方で、景観問題、周辺環境への影響等のデメリットについても報道されております。

当市といたしましては、あくまでも各種制度等の問題をクリアし、かつ周辺環境に

最大限の配慮をした上での事業計画に対しては、事業の推進を拒むものではないと考えております。

以上でございます。

○磯辺勇司副議長 福祉部長。

○工藤 勝福祉部長 第5期介護保険事業計画の現在までの検討状況と重点事業についてお答えいたします。

介護保険事業計画は、介護保険法において3年ごとに見直しを行うことが義務づけられておりますが、第5期介護保険事業計画は平成24年度から26年度までの3年間について老人福祉計画と一体のものとして策定するため、現在作業を進めております。本年度は、委員19名で構成されております五所川原市高齢社会対策検討委員会を6回開催する予定であり、現在まで3回開催し、介護保険給付費の見込額の算定の基礎資料について検討をしている段階であります。重点事業につきましては、医療と介護の連携を強化し、利用者のニーズに応じた適切な支援を推進するために、地域包括ケアシステムの構築や在宅医療、介護を推進するため訪問介護と訪問看護が地域に密着したサービスを提供できる体制づくりを計画に盛り込んでおります。

次に、介護予防に係る今後の市の取り組みについてであります。本年6月に介護保険法等改正法が国会において可決成立しており、その中で介護予防日常生活支援事業が新たに創設されております。新たな事業につきましては、要支援と非該当とを行き来するような高齢者に対し、総合的で切れ目のないサービスを提供することや、自立や社会参加意欲の高い方に対し、社会参加や活動の場を提供することが示されており、市町村の判断により要支援者、介護予防事業者向けの介護予防日常生活支援のためのサービスを総合的に実施できる内容となっております。

当市では、高齢の方を対象に要介護状態になることの予防、軽減、悪化の阻止を目的として2次予防高齢者把握事業、教室型介護予防事業、介護予防普及啓発事業等を実施してまいりましたが、今後は現在実施している事業に加え、新たな事業にも取り組んでまいります。

次に、高齢者のニーズ調査の現状と活用状況についてお答えいたします。高齢者に係る2次予防対象者は、これまで市民健診時に生活機能評価を実施して把握をしておりましたが、健診を受診される方が少ない状況であったことから、国では本年から日常生活圏域ニーズ調査を実施し、高齢者の心身機能や生活状況を把握する方向に方向転換しております。当市では、国のモデル事業に応募して採択されたことから、昨年度2,000人を対象としてニーズ調査を実施し、1,634人の方から回答をいただきました。

その結果について、分析した報告書を今年の11月に作成して第5期介護保険事業計画を策定する際の資料として活用しております。今年度のニーズ調査は、4,000人を対象に介護予防事業として実施しておりますが、平成24年度は4,000人、平成25年度は3,000人を対象として調査を実施する予定となっております。本年度以降の調査につきましては、その都度報告書を作成し、今後の介護サービス及び次の介護保険事業計画に活用していきたいと考えております。

最後になりますが、第1号保険料の今後の見通しについてであります。当市の第1号被保険者に係る保険料は、月額5,400円で全国平均の4,160円、県平均の4,999円を大幅に上回っている状況となっております。高齢化に伴う介護認定者数の増加や介護サービスを提供している事業所数が多いことが要因と思われます。第5期保険料の全国平均は、高齢化の進展や緊急基盤整備等の影響により5,000円を超える見込みとなっている状況であります。当市では、現在まで五所川原市高齢社会対策検討委員会を3回開催し、介護保険料率の見込額の算定の基礎資料を精査している段階ではありますが、現行の保険料から、きのうも申し上げましたが、50円から100円程度の値上げが見込まれる状況となっております。今後も検討委員会を開催し、適正な介護保険事業計画の策定に取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

○磯辺勇司副議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 当市の風力発電の状況につきましてお答えいたします。

当市の市浦地区に民間業者が建設しました市浦風力発電所は、風力発電機8基のほか蓄電池設備等を備え、平成22年1月より実証運転を開始しております。この発電所の最大出力は1万5,440キロワットで、風速に応じて変動する発電出力を蓄電池を用いて制御する世界初となる出力変動緩和型システムを採用したと伺っております。直近の1年間の発電実績は、計画値に対して82%であります。計画値を下回った理由は、実証試験の調整などによる停止、また震災による影響であったとの報告を受けてございます。実証実験は12月で終了し、東北電力の試験承認後に本格稼働に入る予定とのことであります。

また、この施設の設置による平成23年度の固定資産税は、約8,200万円となっております。

次に、津軽十三湖風力発電事業について、事業業者の事業計画等及び天然記念物の野鳥の関係についてお答えします。現在市浦地区に風力発電施設を運営する事業者が十三湖周辺の当市十三地区、つがる市富范地区、屏風山地区及び中泊町田茂木地区に事業規模3万4,500キロワットで風力発電機15基と蓄電池設備を備えた風力発電所を

計画しております。計画している風力発電機15基のうち、当市の設置予定数等の具体的な内容には示されてございません。

また、当地域の十三湖周辺には、青森県により県天然記念物に指定されています十三湖の白鳥や希少な渡り鳥などが渡来しております。今回設置を予定している事業者は、11月1日から11月30日までの期間、環境影響評価方法書の縦覧を実施しております。今後は、この結果を踏まえて実施されます環境影響調査によって渡り鳥の種類や数などの実態が把握され、その対策が検討されていくと考えてございます。

○磯辺勇司副議長 農業委員会会長。

○太田昭市農業委員会会長 それでは、お答えいたします。

農地を農地以外の目的で使用する場合、農地法の規定により農地転用許可を受けなければならないこととなっております。青森県知事あてに農地転用許可申請書を提出してもらうもので、いわゆる4条申請、5条申請と言われるものでございます。農業委員会は、申請書や添付資料、そして事業者からの聞き取り等により事業内容を把握し、許可、または不許可についての意見を決定し、青森県知事に進達しますが、許可の方針として立地基準と一般基準の両方を満たしている必要があります。農地法の運営上、立地基準の区分は農用地区域内にある甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地に規定されております。このうち農用地区域内にある農地、甲種農地、第1種農地については原則不許可、第2種農地については第3種農地に立地困難な場合等に許可、第3種農地についてのみ、原則許可することができるとされております。津軽十三湖地区風力発電事業の立地予定地を確認したところ五所川原市の立地予定地につきましては農用地区域内にある農用地であります。転用申請が行われた場合、立地基準を満たしませんので、現行法においては許可できないものと判断されます。

以上でございます。

○磯辺勇司副議長 建設部長。

○菊池 司建設部長 市営住宅家賃の減免についての内容と状況についてお答えいたします。

市営住宅の家賃の減免は、五所川原市市営住宅管理条例第16条第1項で、市長は次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては家賃の減免、または徴収の猶予をすることができるとしておりまして、特別の事情とは先ほど花田議員、御質問で述べられたとおり、第1号から第4号によるものであります。

また、同条例施行規則第12条第2項では、減免申請者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に定める区間の範囲内で家賃の減免、または徴収の猶

予を承認できるものとしており、第1号生活保護法、第12条に規定する生活扶助を必要とする状態にあるもので、その状態が3カ月以上6カ月未満である者の家賃の徴収を猶予する場合、その事実が発生した日から申請日の属する月までとする。第2号、徴収猶予の承認を受けた者が引き続き6カ月以上前後の状態にある場合、徴収猶予した期間に係る月分を減額し、または免除することができるとしております。

さらに、五所川原市市営住宅の家賃に係る減免取り扱い要綱では、それぞれの状況に応じて減免の率や期間を定めております。現在の状況でございますが、今年度家賃の減免を受けた入居者は2名となっており、減免理由は当該条例第16条第1項第1号の収入の低額及び第4号のその他特別の事情によるものであります。

次に、所得を基準とした減免金額の決定する制度の制定につきまして、現施行規則では家賃の徴収猶予の承認を受けた者でないと減免できないこととなっております。

また、当該世帯の総収入金額が生活保護法による最低生活費に対する割合に基づいて減額の率を決めるような施行規則等になっていないため、現在他市を参考に改正について検討を重ねているところでございます。

以上でございます。

○磯辺勇司副議長 1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 それでは、御答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

第5期の計画についてお話ししてもらいましたが、私は次のことに取り組んでほしいと思ひまして、具体的に述べさせていただきます。今高齢者が集まる憩いの場ということで松島の家だとか、若葉町に老人が集える施設があるわけです。こういう施設を市内に増やす必要があるんじゃないかというふうに考えております。私の知り合いがパチンコ店の駐車場でお仕事しているんですが、夫婦でパチンコをしないのに一日中パチンコ屋にいるんだそうです。居場所がないという人たちがすごく増えて、パチンコ屋にいるという状況をお話ししていました。たくさんいるんだそうです。やっぱり高齢者をまみしく過ごさせるというためには、やっぱり、こう、いろんなところに集まっているいろんなお話をするとか、楽しい思いをしていくということが必要なので、現在松島の家とかは介護保険でなくて別な事業で設置しているようですが、介護保険の中の地域支援事業の中にこういう介護予防を進めるという形で、ぜひ拡大していく方向が必要なのではないかというふうに思っていました。

それから、余り知られていないんですが、成年後見制度利用支援事業というのも介護事業の中でやっているわけです。成年後見制度というのは、認知症や知的障害など

になって判断力が不十分な方にかわって契約を結んだり、遺産分割をしたりする人を定めるという制度ですが、これをこの事業でやるとそれなりにお金がかかるわけです。ただで勝手に遺言書みたいにあなたを後見人にしますということにはできないので、五所川原のこの事業にのると、幾らかの支援があって結ぶことができると。結ぶのもうんと悪くなるとか、そんなに悪くない段階とか、幾つかの段階がありますが、ぜひですね、今事業計画見ると、年間5人ほどを予定しているわけですが、これをもっと宣伝して、拡大して、元気なうちに将来問題が発生しないように成年後見制度を進める必要があると思いますので、質問としては成年後見制度を利用するための、市がこの事業で1人当たり幾ら負担が必要なのか、現在どのくらいの方が利用したのかお聞きします。

次に、総合事業の導入について聞きましたが、当市ではやるというふうな方向に聞こえたんですが、私はやっぱり軽度な要支援の人たちをこの総合事業でやるとサービスの切り下げになると思うわけです。1つは基準がないんです。料金の設定もすべて市町村任せで、明らかにサービスの担い手も必ずしも介護士だとか、そういうプロでなくてもいいことになっていて、サービスの低下につながる。それから、この事業を独自で行うと、介護保険給付費の3%以内にしなさいよという制限があります。実際この3%以内でできないというのが多くの自治体の意見と聞いておりますが、再度この総合事業3%以内で可能なのかどうかお聞きします。

それから、高齢者のニーズ調査、高齢者がどういう要望があるかということを高齢者すべてについて調査するというものを行うことは大変なことですが、意義があることだと思っています。当市は、モデル事業として21年度から……、22年度から既に始めているということでは先進を行っているのではないかなと思います。ニーズ調査をもとに日常生活圏の部会をつくって話し合いをしなさいよということが提言されているわけです。日常生活圏というのは、国は大体中学校学区内だというふうに示していますが、この調査を行って、日常生活部会も行われているのかどうかお聞きしたいというふうに思います。

さらに、保険料ですが、昨日も50円から100円程度負担増ということでありまして。大体1号被保険者というのは1万6,000ちょっとです。そうすると、例えば100円上げたとすると、計算すると減額の人、加算の人がいるので正確ではありませんが、2,000万程度なんです。ですから、実際この50円から100円上げると言っているんですが、どのくらいの負担を総額で考えているのかお知らせ願いたい。国は、保険料が高くなっているの、県に預けている財政安定化基金と介護給付費準備金、いわゆる基金の保

陰料抑制に使えと言っています。きのうの阿部議員の質問には準備金は5,000万円くらい使うような話をしていますが、基金は億単位であるわけで、どうして5,000万円程度なのか。ぜひ財政安定化基金、県にある基金と市の介護の基金の残高をお知らせ願いたいというふうに思います。

参考のために、大変おもしろいインターネットのサイトがありまして、こういう順位がいろんなことで出てくるわけです。水道料金は全国で何位かとか、いろんなことが出てきます。残念ながら国保はなかなかないんで、残念なんですけど、いろんなことで水準が。生活ガイドドットコムと打つと、そのサイトが出てきますので、お試していただければというふうに思っております。

風力発電についてですが、大変この再生可能エネルギーを進めるという中で、微妙な質問なんですけど、ぜひ今津軽十三湖風力発電事業というのは十三湖の本当に野鳥が集まる周辺が計画になっているわけです。岩木川の河口だとか、山田川の河口だとか、そういう本当に春早く雪が解けて野鳥が集まってくる場所に建設すると、バードストライクの被害が拡大するというふうに思っています。これは、先日グリーンファームつがるの屏風山につくるところの人たちが環境影響調査をして、3回ほどもう既に実際野鳥の専門家が何日間か泊まって、どういう鳥がいるかとか、全部カラーで示してやっているわけです。今回方法書の縦覧があって、これからその地域の調査が行われると思いますので、十分市としても、それから我々としても野鳥対策を重視した建設ということを要望していく必要があるのではないかとこのように思っています。

農地の風力発電の設置についてですが、1種農地で認可は難しいという状況のようではありますが、今国はグリーンイノベーションワーキンググループでその辺の問題を随分論議していて、今はできないといっても許可しなきゃならない事態が発生してくる可能性もないわけではないので、十分その辺の情報を入手してやってほしいと。

それから、市営住宅については、基準を定めて行うという方法が示されましたが、いつごろからそれを実施する方向で今検討しているのか。時期、条例改正の時期などをお知らせ願えればというふうに思っています。

○磯辺勇司副議長 答弁、福祉部長。

○工藤 勝福祉部長 質問が多岐にわたりまして、前後するかもしれませんが、御了承願いたいと思います。

まず、1点目の高齢者が集う場所のお話でございますが、日常生活圏域ニーズ調査を実施することにより把握された2次予防対象高齢者に対しては、介護予防を目的として運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上等に効果的なプログラムを教室型介

護予防事業として実施しております。

また、介護者同士が現状や体験談を話し合い、親睦を深め、精神的に満たされ、介護者自身の健康を振り返ることにより安定した介護を提供することを目的に、介護者の集いを実施しております。高齢者の方が集う場所の提供につきましては、集う目的や内容等を勘案しながら今後関係機関と検討してまいりたいと思います。

次に、成年後見制度の内容と実施状況についてお答えいたします。成年後見制度は、認知症等により判断能力が十分でない高齢者の財産管理や介護サービスの契約などを、家庭裁判所が選んだ成年後見人等が保護、支援する仕組みになっております。本人に配偶者、4親等内の親族がなく、あっても音信不通等の事情があるなど、成年後見の開始の審判を申し立てることが困難な場合、市長がこの申し立てを行います。

また、成年後見制度を利用するに当たって、助成を受けなければ利用が困難な場合に限り、申し立てに要する経費及び後見人などの報酬の全部、または一部を市が助成しております。当市において市長が申し立てを行った件数は、平成21年度が2件、平成22年度が3件と少ない状況となっておりますが、平成24年度からは市町村に市民後見人を育成することが義務づけられたことから、今後も制度の普及啓発や人材育成に取り組んでまいりたいと思います。

それから、保険料の負担のお話もございました。第5期計画中、3年間で29億円が必要額となります。

次に、財政安定化基金、介護給付費準備金の状況についてお答えいたします。財政安定化基金につきましては、都道府県に設置されている基金であり、当市では第4期計画期間では運用しておりません。また、現在策定中の第5期計画においても運用の予定はございません。

次に、介護給付費準備金の状況につきましては、介護保険財政の健全な運営に資することを目的に、五所川原市介護保険財政調整基金を設置しており、現在の残高は2億3,222万6,823円となっておりますが、年度末の残高は1億6,134万8,030円を見込んでおり、第5期介護保険事業計画の策定の検討段階ではありますが、平成24年度から26年度までの3年間で約5,000万円を取り崩し、介護保険料上昇の抑制を図ることを検討しているところであります。

それから、ちょっと手元に総合事業の詳しい資料がございませんので、今取り寄せてお答えしたいと思います。

○磯辺勇司副議長 総務部長。

○小田桐宏之総務部長 津軽十三湖風力発電事業につきましては、今環境影響評価調査

が実施されると思われます。今後事業者より情報の提供を求めていきたいと考えております。

○磯辺勇司副議長 建設部長。

○菊池 司建設部長 所得を基準とした減免金額の決定する制度の制定時期でございますが、来年度であります平成24年度中に実施する予定と考えております。よろしくお願いたします。

○磯辺勇司副議長 1番、花田進議員。答弁漏れ……。福祉部長。

○工藤 勝福祉部長 ニーズ調査の結果を踏まえて、日常調査部会の開催はしているのかという御質問もございました。現在当市ではしておりませんが、今後開催に向けて検討してまいりたいと思います。

○磯辺勇司副議長 1番、花田進議員。

○1番 花田 進議員 総合事業について答弁なかったんですが、再度普通の、いわゆる要支援者というのは要介護よりもうちちょっと元気な人たちが認定されるわけですが、そこを対象にしてどんどん今給付の切り下げをしようという国の動きがあるわけで、総合事業を導入してしまうと基準がなくなってしまうわけですので、ぜひ給付事業で今までどおりやるということも可能なわけですから、ぜひそういう方向で検討をしてほしいというふうに思います。

それで、保険料のことですが、ちょっと答弁がおかしいんじゃないかと思うんですが、値上げしたときの負担増が幾らかという質問だったんですが、29億円ということでもいいんですか。そんなになるわけないでしょう。年に100円上がったとしても1,200円で1号者は1万6,000人から1万7,000人しかいないわけですから、そんなにならないと思うので、私は今年度の期首には2億3,000万円の基金があり、23年度の末には1億6,000万円と、あくまでもこれは予定ですので、あれですが、基金があるわけですので、こういうものをちゃんと吐き出して、使うものは使って100円でも上げないという態度を貫く必要がぜひ今あるんだと思うんです。市長にちょっとお聞きしますが、807市町村の中で802位という認識はあったかどうか、ぜひ抑制する方向にあるのかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

○磯辺勇司副議長 福祉部長。

○工藤 勝福祉部長 先ほど申し上げました29億円というのは、3年間で保険料として収納の必要額ということで申し上げました。

それから、総合事業に関しましては、要支援と非該当と行き来するような高齢者に対する切れ目のない総合的なサービスの提供、あるいはまた虚弱、ひきこもりなど、

要介護認定されない高齢者に対する円滑なサービスの導入ということでメリットもございしますので、今後十分に慎重に検討してまいりたいと考えております。

○磯辺勇司副議長 市長。

○平山誠敏市長 いや、介護保険のみならず、国民健康保険でも同じですが、やはり安定した、継続的にサービスをしていくという財政基盤をしっかりと持っていることが非常に大事でございまして、仮に基金があるから、全額それを使って現状維持図った場合に、基金が枯渇した場合に今度大幅な保険料の値上げをしなければならないよというような事態になったほうがもっと市民生活には悪影響を及ぼすのではないかと考えております。そのためにもやっぱり100円とか50円とか、できるだけ市民生活に影響を及ぼさないような範囲内の値上げは実施していく必要があるのではないかと考えております。花田議員、すべてお聞きしていますと、無料化したり、さまざまな福祉サービスをしたりというお考えはよくわかりますが、実際に事業を運営している側にとりましては、この事業をどうやって継続的に安定してやっていくとか、やっていけばいいのかということが非常に重要な問題でございまして、やはり将来のことも踏まえながらこれからも運営していきたいと考えております。

以上です。

○磯辺勇司副議長 以上をもって花田進議員の質問を終了いたしました。

◎散会宣告

○磯辺勇司副議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2時01分 散会

平成 23 年五所川原市議会第 7 回定例会会議録（第 4 号）

◎議事日程

平成 23 年 12 月 14 日（水）午前 10 時開議

- | | | |
|------|-----------|--|
| 第 1 | 議案第 110 号 | 平成 23 年度五所川原市一般会計補正予算（第 4 号） |
| 第 2 | 議案第 111 号 | 平成 23 年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号） |
| 第 3 | 議案第 112 号 | 平成 23 年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第 2 号） |
| 第 4 | 議案第 113 号 | 平成 23 年度五所川原市水道事業会計補正予算（第 1 号） |
| 第 5 | 議案第 114 号 | 五所川原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について |
| 第 6 | 議案第 115 号 | 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 7 | 議案第 116 号 | 五所川原市津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 8 | 議案第 117 号 | 五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 9 | 議案第 118 号 | 五所川原市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 10 | 議案第 119 号 | 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 11 | 議案第 120 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター栄） |
| 第 12 | 議案第 121 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター中川） |
| 第 13 | 議案第 122 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター松島） |
| 第 14 | 議案第 123 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティ防災センター） |
| 第 15 | 議案第 124 号 | 公の施設の指定管理者の指定について（しきしまコミュニティセンター） |

- 第16 議案第125号 公の施設の指定管理者の指定について（富士見コミュニティセンター）
- 第17 議案第126号 公の施設の指定管理者の指定について（中央コミュニティセンター）
- 第18 議案第127号 公の施設の指定管理者の指定について（みなとコミュニティセンター）
- 第19 議案第128号 公の施設の指定管理者の指定について（北部コミュニティセンター）
- 第20 議案第129号 公の施設の指定管理者の指定について（松島会館）
- 第21 議案第130号 公の施設の指定管理者の指定について（長橋地区農産物加工センター）
- 第22 議案第131号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市営実取牧野、五所川原市営岩井牧野、五所川原市営古館牧野及び五所川原市営第2長根山牧野）
- 第23 議案第132号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市ふれあい牧場研修棟、五所川原市畜産展示室、五所川原市肉製品加工室及びウインターガーデン）
- 第24 議案第133号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市木材工芸センター）
- 第25 議案第134号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市金木自然休養村管理センター）
- 第26 議案第135号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市市浦歴史民俗資料館、五所川原市市浦地域活性化センター、十三湖中の島ブリッジパーク及び脇元海辺ふれあいゾーン）
- 第27 議案第136号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市特産品加工センター及び五所川原市総合交流促進センター）
- 第28 議案第137号 公の施設の指定管理者の指定について（金木観光物産館）
- 第29 議案第138号 公の施設の指定管理者の指定について（金木交流プラザ）
- 第30 議案第139号 公の施設の指定管理者の指定について（十三湖マリーナ）
- 第31 議案第140号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市太宰治記念館「斜陽館」及び津軽三味線会館）

- 第32 議案第141号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市ふるさと交流圏民センター）
- 第33 議案第142号 公の施設の指定管理者の指定について（し～うらんど海遊館）
- 第34 議案第143号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市地域福祉センター及び五所川原市養護老人ホームくるみ園）
- 第35 議案第144号 公の施設の指定管理者の指定について（金木中央老人福祉センター及び五所川原市金木生活支援ハウス）
- 第36 議案第145号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市市浦生活支援ハウス）
- 第37 議案第146号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について
- 第38 議案第147号 公立金木病院組合の解散について
- 第39 議案第148号 公立金木病院組合の解散に伴う財産処分について
- 第40 議案第149号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について
- 第41 議案第150号 人権擁護委員の候補者の推薦について

◎本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

◎出席議員（25名）

1番	花田進	議員	2番	鳴海初男	議員
3番	山田善治	議員	4番	工藤武則	議員
5番	山田和宗	議員	6番	木村慶憲	議員
7番	成田和美	議員	8番	吉岡良浩	議員
9番	伊藤永慈	議員	10番	山口孝夫	議員
11番	木村博	議員	12番	古川幸治	議員
13番	秋元洋子	議員	14番	稲葉好彦	議員
15番	松野武司	議員	16番	寺田武造	議員
17番	桑田茂	議員	18番	阿部春市	議員
19番	福士寛美	議員	20番	加藤磐	議員
21番	木村清一	議員	22番	川浪茂浩	議員
23番	磯辺勇司	議員	24番	平山秀直	議員

25番 三 瀨 春 樹 議員

◎欠席議員（1名）

26番 葛 西 収 三 議員

◎説明のため出席した者（19名）

市 長	平 山 誠 敏
副 市 長	三 上 裕 行
総 務 部 長	小田桐 宏 之
財 政 部 長	佐 藤 文 治
民 生 部 長	高 橋 勇 公
福 祉 部 長	工 藤 勝
経 済 部 長	島 谷 淳
建 設 部 長	菊 池 司
上下水道部長	葛 西 孝 徳
会 計 管 理 者	関 秀 三
教 育 委 員 長	阿 部 育 也
教 育 長	木 下 巽
教 育 部 長	福 井 定 治
選挙管理委員会 委 員 長	白 川 昭 鷹
監 査 委 員	山 本 將 雄
監 査 委 員 事 務 局 長	工 藤 雄 三
農 業 委 員 会 会 長	太 田 昭 市
農 業 委 員 会 事 務 局 長	小山内 洋 一
総 務 課 長	岩 崎 明 彦

◎職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	岩 川 静 子
次 長	浅 利 寿 夫

◎開議宣告

○工藤武則議長 おはようございます。ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第 1 議案第110号から

日程第41 議案第150号まで

○工藤武則議長 それでは、本日の会議は議事日程第4号により進めます。

日程第1、議案第110号 平成23年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）から日程第41、議案第150号 人権擁護委員の候補者の推薦についてまでの41件を一括議題といたします。

総括質疑の通告はありません。

お諮りいたします。日程第1、議案第110号 平成23年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）から日程第4、議案第113号 平成23年度五所川原市水道事業会計補正予算（第1号）までの4件については、13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○工藤武則議長 御異議なしと認めます。

よって、本件については13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

ただいま設置されました予算特別委員会委員の選任については、議長において指名いたします。

1番	花田	進	議員	5番	山田	和宗	議員
6番	木村	慶憲	議員	7番	成田	和美	議員
8番	吉岡	良浩	議員	9番	伊藤	永慈	議員
12番	古川	幸治	議員	13番	秋元	洋子	議員
14番	稲葉	好彦	議員	15番	松野	武司	議員
19番	福士	寛美	議員	20番	加藤	磐	議員
21番	木村	清一	議員				

予算特別委員会は、本日の会議終了後、この議場において正副委員長を互選して、議

長に報告願います。

次に、ただいま議題となっております日程第5、議案第114号 五所川原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてから日程第40、議案第149号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請についてまでの36件については、お手元に配付しております議案付託区分表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、ただいま議題となっております日程第41、議案第150号 人権擁護委員の候補者の推薦については、委員会付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

よって、議案第150号については、委員会付託を省略し、直ちに審議することに決しました。

質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 質疑を終結いたします。

討論の通告はありません。

採決いたします。

本件は同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決しました。

◎休会の件

○**工藤武則議長** 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会審査及び議事整理のため、明15日から19日までの5日間は休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

よって、5日間は休会とすることに決しました。

次回は20日定刻より会議を開きます。

◎散会宣告

○工藤武則議長 本日はこれにて散会いたします。

午前10時07分 散会

平成23年五所川原市議会第7回定例会会議録（第5号）

◎議事日程

平成23年12月20日（火）午前10時開議

- | | | |
|-----|---------|--|
| 第 1 | 議案第114号 | 五所川原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について |
| 第 2 | 議案第115号 | 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 3 | 議案第116号 | 五所川原市津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 4 | 議案第117号 | 五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 5 | 議案第120号 | 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター栄） |
| 第 6 | 議案第121号 | 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター中川） |
| 第 7 | 議案第122号 | 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティセンター松島） |
| 第 8 | 議案第123号 | 公の施設の指定管理者の指定について（コミュニティ防災センター） |
| 第 9 | 議案第124号 | 公の施設の指定管理者の指定について（しきしまコミュニティセンター） |
| 第10 | 議案第125号 | 公の施設の指定管理者の指定について（富士見コミュニティセンター） |
| 第11 | 議案第126号 | 公の施設の指定管理者の指定について（中央コミュニティセンター） |
| 第12 | 議案第127号 | 公の施設の指定管理者の指定について（みなとコミュニティセンター） |
| 第13 | 議案第128号 | 公の施設の指定管理者の指定について（北部コミュニティセンター） |
| 第14 | 議案第129号 | 公の施設の指定管理者の指定について（松島会館） |
| 第15 | 議案第146号 | 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加 |

及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について

(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)

- 第16 議案第130号 公の施設の指定管理者の指定について(長橋地区農産物加工センター)
- 第17 議案第131号 公の施設の指定管理者の指定について(五所川原市営実取牧野、五所川原市営岩井牧野、五所川原市営古館牧野及び五所川原市営第2長根山牧野)
- 第18 議案第132号 公の施設の指定管理者の指定について(五所川原市ふれあい牧場研修棟、五所川原市畜産展示室、五所川原市肉製品加工室及びウインターガーデン)
- 第19 議案第133号 公の施設の指定管理者の指定について(五所川原市木材工芸センター)
- 第20 議案第134号 公の施設の指定管理者の指定について(五所川原市金木自然休養村管理センター)
- 第21 議案第135号 公の施設の指定管理者の指定について(五所川原市市浦歴史民俗資料館、五所川原市市浦地域活性化センター、十三湖中の島ブリッジパーク及び脇元海辺ふれあいゾーン)
- 第22 議案第136号 公の施設の指定管理者の指定について(五所川原市特産品加工センター及び五所川原市総合交流促進センター)
- 第23 議案第137号 公の施設の指定管理者の指定について(金木観光物産館)
- 第24 議案第138号 公の施設の指定管理者の指定について(金木交流プラザ)
- 第25 議案第139号 公の施設の指定管理者の指定について(十三湖マリーナ)
- 第26 議案第140号 公の施設の指定管理者の指定について(五所川原市太宰治記念館「斜陽館」及び津軽三味線会館)
- 第27 議案第141号 公の施設の指定管理者の指定について(五所川原市ふるさと交流圏民センター)
- (経済文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第28 議案第142号 公の施設の指定管理者の指定について(し〜うらんど海遊館)
- 第29 議案第143号 公の施設の指定管理者の指定について(五所川原市地域福祉センター及び五所川原市養護老人ホームくるみ園)
- 第30 議案第144号 公の施設の指定管理者の指定について(金木中央老人福祉センター及び五所川原市金木生活支援ハウス)

- 第31 議案第145号 公の施設の指定管理者の指定について（五所川原市市浦生活支援ハウス）
- 第32 議案第147号 公立金木病院組合の解散について
- 第33 議案第148号 公立金木病院組合の解散に伴う財産処分について
- 第34 議案第149号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について（民生常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第35 議案第118号 五所川原市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第36 議案第119号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について（建設常任委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第37 議案第110号 平成23年度五所川原市一般会計補正予算（第4号）
- 第38 議案第111号 平成23年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第39 議案第112号 平成23年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 第40 議案第113号 平成23年度五所川原市水道事業会計補正予算（第1号）（予算特別委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第41 発議第 5号 環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）交渉への参加に関する意見書
- 第42 発議第 6号 社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書

◎本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

◎出席議員（25名）

1番 花田 進 議員	2番 鳴海 初男 議員
3番 山田 善治 議員	4番 工藤 武則 議員
5番 山田 和宗 議員	6番 木村 慶憲 議員
7番 成田 和美 議員	8番 吉岡 良浩 議員
9番 伊藤 永慈 議員	10番 山口 孝夫 議員
11番 木村 博 議員	12番 古川 幸治 議員

13番	秋元洋子	議員	14番	稲葉好彦	議員
15番	松野武司	議員	16番	寺田武造	議員
17番	桑田茂	議員	18番	阿部春市	議員
19番	福士寛美	議員	20番	加藤磐	議員
21番	木村清一	議員	22番	川浪茂浩	議員
23番	磯辺勇司	議員	24番	平山秀直	議員
25番	三潟春樹	議員			

◎欠席議員（1名）

26番 葛西収三 議員

◎説明のため出席した者（19名）

市 長	平山誠敏
副市長	三上裕行
総務部長	小田桐宏之
財政部長	佐藤文治
民生部長	高橋勇公
福祉部長	工藤勝
経済部長	島谷淳
建設部長	菊池司
上下水道部長	葛西孝徳
会計管理者	関秀三
教育委員長	阿部育也
教育長	木下巽
教育部長	福井定治
選挙管理委員会 委員長	白川昭磨
監査委員	山本將雄
監査委員 事務局長	工藤雄三
農業委員会 会長	太田昭市
農業委員 会事務局長	小山内洋一

総務課長 岩崎明彦

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長 岩川静子
次長 浅利寿夫

◎開議宣告

○**工藤武則議長** おはようございます。ただいまの出席議員25名、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第5号により進めます。

◎日程第 1 議案第114号から

日程第15 議案第146号まで

○**工藤武則議長** 日程第1、議案第114号 五所川原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてから日程第15、議案第146号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更についての15件を一括議題といたします。

本件に関し、総務常任委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○**平山秀直総務常任委員長** 一登壇一

皆さん、おはようございます。本定例会で総務常任委員会に付託されました議案15件について、去る12月14日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

初めに、議案第114号 五所川原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、本件は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定により、公益法人へ職員を派遣することができるよう新たに条例を制定するものであり、派遣先は社団法人青森県観光連盟で、派遣職員の身分は市職員の身分を保有したままで、青森県観光連盟職員に併任されるものである。また、派遣期間は3年を超えることができないが、派遣団体の合意、派遣される職員の同意を得て5年を超えない範囲で延長することができるものであり、平成24年4月1日から施行されるものであるとの説明に対し、派遣要請に至った経緯及び派遣に伴う市職員定数の充足について質疑があり、今後新幹線が函館まで延びることから、奥津軽を観光キャンペーンで展開するに当たり、当市が中心地域であるため、青森県観光連盟から要請があったものである。また、派遣に伴う市職員定数の充足について、人事課付の職員は一部事務組合への派遣、休職者が含まれているが、人員的には充足しているとの答弁を了とし、全員異議なく原案どおり可

決すべきものと決しました。

次に、議案第115号 五所川原市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本件は、本件はスポーツ基本法の制定に伴い、非常勤の特別職の名称を体育指導員からスポーツ推進員に改めるものであるとの説明に対し、さしたる質疑もなく、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第116号 五所川原市津軽鉄道株式会社に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本件は津軽鉄道株式会社の経営を支援するため、鉄道の用に供する固定資産にかかわる固定資産税の課税免除の適用期限を平成26年度まで3年間延長するものであるとの説明に対し、津軽鉄道株式会社の経営状況について質疑があり、非常に厳しい状況ではあるが、いろいろなイベントを実施し、誘客に努めているとの答弁を了とし、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第117号 五所川原市集会所設置条例の一部を改正する条例の制定について、本件は金木地区のさくら団地にさくら団地集会所を設置するため、名称及び位置を加えるものであるとの説明に対し、質疑もなく全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第120号から議案第129号までの10件は、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであり、本件は平成24年度から平成26年度までの3年間、各地域のコミュニティセンターの管理を住民協議会等に任意指名により指定管理をお願いするものであり、年間指定管理料は、コミュニティセンター栄は144万3,000円、コミュニティセンター中川は384万5,000円、コミュニティセンター松島は384万5,000円、コミュニティ防災センターは85万3,000円、しきしまコミュニティセンターは57万6,000円、富士見コミュニティセンターは66万4,000円、中央コミュニティセンターは62万2,000円、みなとコミュニティセンターは80万4,000円、北部コミュニティセンターは62万4,000円、松島会館は220万5,000円であるとの説明に対し、指定管理料の算出方法の検討及び各施設の修繕について質疑があり、指定管理料は町内会の活動経費ではなく、指定管理にかかわる経費であり、直営で管理するよりも指定管理することが市として経費節減できるものである。また、二十数カ所ある施設の修繕費は屋根の張りかえ等により年間多額の修繕費用を支出しているが、施設を長期間利用することを考慮し、優先順位をつけて地域住民との話し合いにより修繕をしていくとの答弁を了とし、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第146号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体等の増加及び青森県市町村総合事務組合同規約の変更について、本件は平成24年4月1日から構成団体として弘前市を加入させること並びに共同処理事務のうち、市町村税等の滞納整理に関する事務に弘前市、黒石市、五所川原市及び三沢市を加え、青森県市町村総合事務組合内に市町村税の徴収を共同で行う専門機関を設置するため、規約の変更について関係地方公共団体と協議する必要性が生じたため、議会の議決を求めるものであるとの説明に対して、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会における審査の概要と結果を御報告いたします。

○**工藤武則議長** ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 質疑を終結いたします。

討論の通告はありません。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第16 議案第130号から

日程第27 議案第141号まで

○**工藤武則議長** 次に、日程第16、議案第130号 公の施設の指定管理者の指定についてから日程第27、議案第141号 公の施設の指定管理者の指定についてまでの12件を一括議題といたします。

本件に関し、経済文教常任委員長の報告を求めます。

経済文教常任委員長。

○**山田善治経済文教常任委員長** 一登壇一

本定例会で経済文教常任委員会に付託されました議案12件について、去る12月14日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第130号から議案第141号までの12件は、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであり、平成24年度からの指定については指定管理者選考委員会で審議した結果、

高い評価を受けた団体を指定管理者として指定するものであるとの説明があり、指定管理者の施設の評価点についての質疑に対し、指定管理者選考委員会において担当課の評価点が基準以上に達したことから、これまでの指定管理者が適正に管理運営していたことが確認されたものであるとの答弁があり、開館、閉館時間についての質疑に対しては、観光客の立場に立った時間を指定管理者と協議していくとの答弁があり、市営牧野の管理についての質疑に対しては、牧野を管理する資材等が高騰していることから、牧野の指定管理料を増額したものであるとの答弁があり、入館料の年間フリーパスの導入についての質疑に対しては、指定管理者との協議も必要ではあるが、入館料はほかの施設への影響も考えられることから、今後検討したいとの答弁があり、それぞれその答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会における審査の概要と結果を報告いたします。

○**工藤武則議長** ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 質疑を終結いたします。

討論の通告はありません。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第28 議案第142号から

日程第34 議案第149号まで

○**工藤武則議長** 次に、日程第28、議案第142号 公の施設の指定管理者の指定についてから日程第34、議案第149号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請についてまでの7件を一括議題といたします。

本件に関し、民生常任委員長の報告を求めます。

民生常任委員長。

○**三潟春樹民生常任委員長** 一登壇一

おはようございます。本定例会で民生常任委員会に付託されました議案7件について、去る14日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果と概要を……、その経過

の概要と結果について御報告いたします。

初めに、議案第142号から議案第145号までの4件は、いずれも公の施設の指定管理者の指定についてであります。それぞれ公の指定管理者を指定するために提案するものであるとの説明があり、これに対し、し～うらんど海遊館の年間利用者数及びし～うらんど海遊館までの交通手段についての質疑があり、し～うらんど海遊館の年間利用者数は、平成21年度が3万4,326人、平成22年度が3万2,585人で1,741人の減となっております。交通手段については、指定管理者が1日1往復送迎バスを運行しているとの答弁を了とし、いずれも全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第147号 公立金木病院の解散についてであります。本件はつがる西北五広域連合への移管に伴い、平成24年3月31日をもって公立金木病院組合を解散するために提案するものであるとの説明があり、質疑もなく、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第148号 公立金木病院組合の解散に伴う財産処分についてであります。本件は公立金木病院組合の解散に伴い、当組合が所有する財産を処分するために提案するものであるとの説明があり、これに対し、土地、建物以外の財産の詳細について及び無償譲渡とする理由についての質疑があり、土地、建物以外の財産は医療機器、ベッド等の備品、事務用品、ボイラー等の設備関係のほか、未収金、未払い金の債権、債務も含まれる。無償譲渡する理由は、つがる西北五広域連合で経営する（仮称）サテライト金木病院に公立金木病院の機能を継続的に引き継ぐためであるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第149号 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請についてであります。本件は青森県知事に対し、当該起債の許可を申請するために提案するものであるとの説明があり、これに対し、利率の5%は決定事項であるのか、当該起債に係る国の財政措置について質疑があり、起債許可を受ける際の上限利率として5%以内と設定するものであるが、実際の借り入れ利率はこれまでの借り入れ実績から1%前後と見込まれる。国の財政措置については、利子の2分の1相当分が特別交付税で措置されるとの答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会における審査の概要と結果を御報告いたします。

○工藤武則議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○工藤武則議長 質疑を終結いたします。

討論の通告はありません。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第35 議案第118号及び

日程第36 議案第119号

○**工藤武則議長** 次に、日程第35、議案第118号 五所川原市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第36、議案第119号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題といたします。

本件に関し、建設常任委員長の報告を求めます。

建設常任委員長。

○**吉岡良浩建設常任委員長** 一登壇一

本定例会で建設常任委員会に付託されました議案2件について、去る14日、委員会を開催し、審査いたしましたので、その経過の概要と結果について報告いたします。

初めに、議案第118号 五所川原市道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、本件は平成21年度に行われた固定資産税評価額の評価替えや地価に対する賃料の水準変動などを道路占用料に反映させるため、平成23年12月3日に公布された政令に準拠し、条例を一部改正するものであるとの説明に対し、質疑もなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第119号 五所川原市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について、本件は五所川原市市営住宅長寿命化計画に基づく美晴団地及び雲雀野団地市営住宅の解体に伴い、住宅の一部を用途廃止するため提案するものであるとの説明に対し、市営住宅の今後の見通しについて、現在の入居状況と解体事業の進め方について及び住宅解体後の土地利用について質疑があり、富士見団地及び松島団地については既に改修工事を終えており、新宮団地については平成26年度をめどに建てかえを考えている。旧金木地区市営住宅については、現在存在する13団地のうち4団地を存続させ、残りは逐次解体する予定である。各団地の入居状況は、まばらに入居者が存在していることもあり、解体を進めるには難しい状況にあるが、解体予定の団地については入居を制限しながら解体事業を進めていく。住宅を解体し、更地にした土地は行政財産から普通財産へ

所管がえした後売却していく等の答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会における審査の概要と結果を報告いたします。

○**工藤武則議長** ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 質疑を終結いたします。

討論の通告はありません。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員長報告のとおり決しました。

◎日程第37 議案第110号から

日程第40 議案第113号まで

○**工藤武則議長** 次に、日程第37、議案第110号 平成23年度五所川原市一般会計補正予算(第4号)から日程第40、議案第113号 平成23年度五所川原市水道事業会計補正予算(第1号)までの4件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長。

○**古川幸治予算特別委員長** 一登壇一

おはようございます。去る14日の本会議において設置されました予算特別委員会は、同日議場において委員会を開催し、委員長に不肖私、古川幸治が、副委員長に加藤磐委員が選出され、翌15日付託されました議案4件の審査を行いましたので、その経過と概要に……、経過の概要と結果について御報告申し上げます。

まず、議案第110号 平成23年度五所川原市一般会計補正予算(第4号)について、新病院移行後の金木病院における不良債務の処理方法についての質疑に対し、平成24年度から平成25年度に発生した不良債務については、当市と中泊町が6対4の割合で負担し、平成26年度以降に発生した不良債務については、つがる西北五広域連合の構成市町である2市4町の負担割合に応じて負担することになっているとの答弁があり、森林情報緊急整備事業の内容についての質疑に対し、青森県が開発したシステムを導入し、市

町村森林整備計画及び各種事務手続資料等の作成を適切かつ円滑に進めるため実施する事業であるとの答弁があり、就労可能な生活保護受給者の人数及び就労支援の方法についての質疑に対し、人員は140名であり、対象者には就労指導のほか就労支援プログラムを策定し支援しており、来年度はセーフティーネット支援対策等事業を活用し、就労支援員の配置を予定しているとの答弁があり、それぞれ答弁を了とし、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第111号 平成23年度五所川原市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、退職被保険者等療養給付費の増額理由と市の負担割合についての質疑に対し、退職被保険者の増加によるものであり、費用については退職被保険者の保険税と被用者保険の拠出金を財源とする療養費給付交付金で賄っているため、市の負担は生じないとの答弁があり、特定健康保険等事業費の負担……、増額理由についての質疑に対し、未受検者に対して受診勧奨通知を送付したことにより、受診者が増加する見込みとなったためであるとの答弁があり、それぞれ答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第112号 平成23年度五所川原市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、介護サービス給付費の増額理由についての質疑に対し、要介護状態区分の重度化や新規利用者の増加によるものであるとの答弁があり、一般会計繰出金の根拠についての質疑に対し、平成22年度において支出したつがる西北五広域連合負担金のうち介護認定審査会運営費の負担額が確定したことにより返還された金額を一般会計に繰り出すものであるとの答弁があり、それぞれ答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第113号 平成23年度五所川原市水道事業会計補正予算（第1号）について、企業債の減額理由及びその補てん財源についての質疑に対し、県事業との関連工事により予算工事区間が流動的になり、事業費の確定が困難になった工事分について企業債を減額するものであり、その補てん財源については内部留保資金を予定しているとの答弁があり、企業債の借りかえを行ってきているが、現在利率が5%以上の企業はあるかとの質疑に対し、現在5%台の企業債はないとの答弁があり、元町浄水場の建てかえ予定及び水道水の水質についての質疑に対し、多額の経費がかかるため年度計画を立てて逐次修繕していく予定である。水質は基準を満たしており問題はないとの答弁があり、それぞれ答弁を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、当委員会における審査の概要と結果を御報告申し上げます。

○工藤武則議長 ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 質疑を終結いたします。

討論の通告はありません。

採決いたします。

本件に関する委員長報告は、いずれも原案可決であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」「反対」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 1番、花田進議員。

○**1番 花田 進議員** 議案第110号は、職員の給料減額が盛り込まれていますので、反対します。

○**工藤武則議長** 議案第110号に御異議がありますので、原案について起立により採決いたします。

議案第110号 平成23年度五所川原市一般会計補正予算(第4号)に賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○**工藤武則議長** 起立多数であります。

よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま可決された議案第110号を除く3件については、委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

よって、3件については委員長報告のとおり決しました。

◎日程第41 発議第5号

○**工藤武則議長** 次に、日程第41、発議第5号 環太平洋戦略的経済連携(TPP)交渉への参加に関する意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

14番、稲葉好彦議員。

○**14番 稲葉好彦議員** 一登壇一

発議第5号 環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)交渉への参加に関する意見書についてであります。皆様御承知のとおりTPPは関税撤廃の例外措置を一切認めない貿易自由化を目指した協定であり、TPPへの参加は農業のみならず、医療、保険など

国民生活のあらゆる分野に影響を及ぼすこととなります。特に農業県である本県にとりましては、地域全体の活力が失われる大きな問題でありまして、青森県を初め各自治体がＴＰＰ交渉への参加に反対する姿勢を表明しており、当市におきましても12月13日の本会議一般質問に対して、平山市長は現段階ではＴＰＰ交渉に反対せざるを得ない立場であるとの答弁をされております。今早急に必要なことは、例外なき関税撤廃よりも東日本大震災の復旧や雇用の安定確保を図ることでありまして、地域農業、そして地域経済を守るため、五所川原市議会といたしましても、政府に対しＴＰＰ交渉への参加は断じて行わないよう働きかけることが重要であります。

よって、本意見書の提出につきましては、何とぞ満場の御賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○**工藤武則議長** お諮りいたします。

本件については、委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

◎日程第42 発議第6号

○**工藤武則議長** 次に、日程第42、発議第6号 社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

8番、吉岡良浩議員。

○**8番 吉岡良浩議員** 一登壇一

発議第6号 社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書についてであります。本年第2回定例会で社会資本整備と管理は国で行うこと、青森河川国道事務所を存続すること、青森県内に重点的に予算配分を行うことの3点を趣旨とした意見書提出を求める請願が建設常任委員会に付託されました。

委員会においては、閉会中の継続審査を経て慎重に審査した結果、趣旨には賛同するものの、河川、道路を移譲するための協議が6月末で完了することから、意見書を提出する効果はないに等しいとの結論に達し、第3回定例会において不採択すべきものと決しました。さらに、本会議においても建設常任委員会の審査結果は妥当との判断がなされ、不採択と決したものであります。しかしながら、国との協議が相当おくれ、いまだ完了のめどが立っていない状況にあるということが判明したことから、意見書の内容を一部修正し、実情に即した意見書を本日提案した次第であります。

本県の社会資本整備は十分とは言えませんし、地方整備局は東日本大震災や台風など災害時に大きな役割を果たしております。また、青森河川国道事務所が廃止されれば、治水事業、国道事業、雪寒作業、災害復旧など事業展開にも支障を来すおそれがありますので、皆様には御賛同をお願い申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○**工藤武則議長** お諮りいたします。

本件については、委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○**工藤武則議長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

なお、発議第5号及び第6号の意見書は、本日関係機関に送付いたします。

以上をもって今定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

◎市長あいさつ

○**工藤武則議長** 市長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

市長。

○**平山誠敏市長** 一登壇一

閉会に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

本定例会におきましては、工藤議長を初め、古川予算特別委員長並びに各常任委員長、また議員各位の御協力によりまして、全議案とも御賛同賜り、厚く御礼申し上げます。

審議の過程において賜りました御意見、御提言などにつきましては、十分これを尊重

し、検討いたしまして、今後の市政運営に反映してまいりる所存であります。

さて、本年も残すところ10日余りとなりましたが、今年1年を振り返りますと、何と申しましても3月11日に発生した東日本大震災では約1,000年に1度とも言われる大津波がたくさんの方々の尊い人命と財産を一瞬にしてのみ込むなど、東北地方の太平洋沿岸部を中心に未曾有の被害をもたらし、また原子力発電所の事故の影響等によって今なお多くの方々が避難生活を余儀なくされているところでもあります。お亡くなりになられた方々に対しましては、心から御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災地の一日も早い復興を願うものであります。

当市におきましては、幸いにも大きな被害はなく、議員各位の御理解と市民の皆様の温かい御協力により、被災地に対し、救援物資の搬送や職員派遣による人的支援のほか、当市へ避難されてきた方々へ市独自に支援金を支給するなどの支援策を実施してまいりました。御協力を賜りました皆様の厚いお志に対しまして、この場をおかりして深く感謝申し上げます。

申すまでもなく、市民の生命と財産を守ることは私ども行政に課せられた最も重要な責務であり、今般の尊い犠牲を教訓とし、いつ襲ってくるかわからない災害への備えを万全とするべく、本年度は市浦地区海岸線に海拔表示看板を設置したほか、今後も地域防災計画の見直しなど防災体制の拡充に取り組んでまいりますので、議員各位には御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、去る8月には、つがる総合病院の建設工事がスタートしたところであります。地域医療を確保し、健やかで潤いのあるまちづくりを推進することは、本年3月策定した五所川原市総合計画後期基本計画の柱の一つであり、新年度からは西北中央病院を初め、圏域の5病院の管理、運営をつがる西北五広域連合で一体的に行うこととしており、平成25年度中の開院に向け、引き続き遺漏のないよう取り組んでまいります。

終わりに、歳末を迎え、議員各位におかれましては、一層多事多端のこととお察しいたしますが、御自愛の上、御家族そろってつつがない年末年始を過ごされますようお祈り申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

◎閉会宣告

○工藤武則議長 これにて平成23年五所川原市議会第7回定例会を閉会いたします。

午前10時52分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成23年12月20日

五所川原市議会議長 工 藤 武 則

五所川原市議会副議長 磯 辺 勇 司

五所川原市議会議員 木 村 清 一

五所川原市議会議員 川 浪 茂 浩

五所川原市議会議員 平 山 秀 直